愛媛県豚熱及びアフリカ豚熱防疫対策マニュアル

令和８年10月７日

愛 媛 県 農 林 水 産 部

目次

前文 2
第１章　防疫対策の基本方針と組織体制 4
　第１　基本方針 5
　　１　防疫活動 5
　　（１）レベル１：近隣アジア諸国で豚熱等の発生があった場合 5
　　（２）レベル２：近隣県（四国地域）以外の国内で豚熱等の発生があった場合 5
　　（３）レベル３：近隣県（四国地域）で発生があった場合 5
　　（４）レベル４：県内で発生した場合等対策本部の設置時 5
　　２　防疫組織体制 5
　　（１）愛媛県家畜伝染病防疫対策本部 5
　　（２）家畜伝染病現地対策本部 10
　　（３）市町、関係団体等との連携 13
　　３　県庁及び地方局内での連絡体制 13
　　（１）異常豚の届出時の体制 13
　　（２）疑い事例発生時の連絡体制 14
　　（３）病性判定時の体制 18
第２章　発生予防対策 23
　第２　平時からの取組及び発生に備えた体制の構築・強化 23
　　１　県の取組 23
　　２　市町及び関係団体の取組 28
　　３　関連事業者の取組 29
　第３　浸潤状況を確認するための調査 29
　　１　臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定 29
　　２　病性鑑定材料を用いた調査 29
　　３　野生いのししの調査（法第５条第３項） 30
　　４　調査結果の報告 30
　　５　１から３までの調査等を行う家畜防疫員等の遵守事項 30
第３章　まん延防止対策 31
　第４　異常豚の発見及び検査等の実施 31
　　１　豚等の所有者等から届出を受けたとき等の対応 31
　　２　家畜保健衛生所による臨床検査 33
　　３　農場等における措置 34
　　４　家畜病性鑑定所及び家畜保健衛生所による検査 35
　　５　畜産課の対応（疑い事例発生時の対応） 35
　　６　浸潤状況を確認するための調査で豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応 ... 36
　　７　浸潤状況を確認するための調査でアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応 ... 37
　　８　検体の送付 37
　第５　病性判定時までの対応 38
　　１　初動防疫措置及び県防疫対策連絡会議 38
　　２　県防疫指導班（畜産課）における対応 38
　　３　県対策本部各班の対応 40
　　４　現地防疫対策班（発生地家保）における対応 41
　　５　発生農場での対応 43
　　６　発生地方局における対応 43
　　７　集合施設の設置と運営 46
　　８　現場指揮所の設置と運営 46
　　９　発生市町の対応 47
　　10　その他の市町の対応 48

11　関係団体の対応 48
第６　病性等の判定 48
１　豚熱 48
２　アフリカ豚熱 50
第７　病性等判定時の措置 53
１　家畜所有者及び周辺農場等への説明 53
２　対策本部の設置 53
３　防疫従事者の動員 54
４　関係団体への情報提供 55
５　報道機関への公表等 55
６　公示、報告又は通報 55
７　消毒ポイント設置場所の周知（アフリカ豚熱） 56
８　相談窓口の開設 56
９　消毒命令の検討 56
第８　発生農場等における防疫措置 56
Ⅰ　発生農場で防疫作業に係る責任者の配置 56
１　責任者の配置 56
２　現場指揮所（発生農場）での連絡・作業体制 57
３　防疫従事者等の安全管理 59
Ⅱ　豚熱ワクチン接種区域における豚熱発生農場の防疫措置 60
１　防疫作業体制 60
２　と殺（法第 16 条）及び殺処分（法 17 条）の準備 61
３　と殺及び殺処分（現地殺処分・汚染物品処理係） 61
（１）と殺（法第 16 条） 61
（２）殺処分（法第 17 条） 61
（３）拡散状況確認検査の実施（現地病性鑑定・事前調査係） 62
（４）殺処分の範囲 62
（５）殺処分の範囲について例外的な対応が必要な場合 63
（６）殺処分対象から除外された繁殖豚から生まれた子豚の取扱い 63
（７）発生農場における接種状況の確認及び感染の限局について 64
（８）拡散状況確認検査の陰性の判断基準 64
（９）発育不良に陥った豚等の判断 64
（10）殺処分命令時の期限設定について 64
（11）と殺及び殺処分の目安時間 64
４　死体の処理の準備 65
５　死体の処理（法第 21 条）及び汚染物品の処理（法第 23 条）（現地焼埋却班） 65
６　畜舎等の消毒（法第 25 条）（現地農場消毒係） 67
７　畜舎等における殺鼠剤の散布等（現地農場消毒係） 69
８　豚熱発生農場における豚熱ワクチンの緊急追加接種（先遣隊第３陣） 69
９　監視プログラム 69
10　豚等の評価（現地評価係） 71
Ⅲ　アフリカ豚熱発生農場における防疫措置 71
１　発生農場（現場指揮所）での防疫作業体制 71
２　と殺（法第 16 条）の準備 72
３　と殺（現地殺処分・汚染物品処理係） 72
４　死体の処理の準備 72
５　死体の処理（法第 21 条）及び汚染物品の処理（法第 23 条） 72
６　畜舎等の消毒（法第 25 条）（現地農場消毒係） 75
７　畜舎等における殺鼠剤の散布等（現地農場消毒係） 75
８　豚等の評価（現地評価係） 75

第９　通行の制限又は遮断（法第 15 条）..... 75
第 10　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）（アフリカ豚熱）..... 76
１　制限区域の設定..... 76
２　制限区域の変更..... 78
３　制限区域の解除..... 79
４　制限の対象..... 79
５　制限の対象外..... 79
第 11　家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条・第 33 条・第 34 条）（アフリカ豚熱）... 83
１　移動制限区域内の制限..... 83
２　搬出制限区域内の制限..... 83
３　と畜場の再開..... 83
４　豚等の集合を伴わない催物等に関する事項..... 84
第 12　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２等）（アフリカ豚熱）..... 84
第 13　ウイルスの浸潤状況の確認等..... 85
１　疫学調査（現地地域疫学係）..... 85
２　移動制限区域内の周辺農場の検査（アフリカ豚熱）..... 90
３　疫学関連家畜又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応（アフリカ豚熱）... 90
４　検査員の遵守事項..... 90
５　野生いのししの感染確認検査..... 91
第 14　家畜の再導入..... 92
第 15　発生の原因究明..... 94
第 16　緊急ワクチン（法第 31 条第１項）..... 94
第４章　予防的殺処分（法第 17 条の２）（アフリカ豚熱）..... 95
１　指定地域の設定..... 95
２　予防的殺処分の実施手順等..... 95
第５章　野生いのししにおける防疫対応..... 95
Ⅰ　豚熱の場合の対応..... 95
１　平時からの取組..... 95
２　豚熱の感染の疑いが生じた場合の対応..... 95
Ⅱ　アフリカ豚熱の場合の対応..... 96
１　発生前の対応..... 96
２　アフリカ豚熱の感染の疑いが生じた場合の対応..... 97
３　陽性判定時に備えた準備..... 97
４　病性の判定..... 98
５　防疫対応..... 98
（１）関係者への連絡..... 98
（２）対策本部の開催..... 102
（３）報道機関への公表等..... 102
（４）通行の制限又は遮断（法第 10 条・法第 25 条の２の第３項）..... 102
（５）移動制限区域の設定（法第 32 条）..... 103
（６）移動制限区域の変更..... 104
（７）移動制限区域の解除..... 104
（８）移動制限の対象..... 104
（９）移動制限の対象外..... 104
(10) 野生いのしし防疫対策拠点の設置と運営..... 107
６　家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）..... 108
（１）移動制限区域内の制限..... 108
（２）と畜場の再開..... 108
７　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２）..... 109
８　ウイルスの浸潤状況の確認等..... 110

（１）ウイルスの浸潤状況の確認 110
（２）周辺の野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策 111
（３）飼養衛生管理基準の遵守状況の確認 111
第６章　その他 111
参考資料１　豚熱の予防的ワクチン 112
参考資料２　監視プログラムを適用している農場における制限の対象外等 116
１　と畜場への生きた豚等の出荷 116
２　他の農場への生きた豚等の移動 116
３　他の農場への精液等の移動 117
４　他の施設への豚等の死体等の移動 117
５　他の施設からの生きた豚等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の導入 118
６　と畜場における交差汚染防止対策 119
７　監視プログラム適用農場に対する報告徴求等について 120
８　監視プログラム適用期間中に疑似患畜が複数回新たに確認された場合の対応について .. 121
９　監視プログラム解除検査を実施する際の留意点について 121
参考資料３　ワクチン非接種区域の発生農場等における防疫措置 122
１　防疫作業 122
２　と殺の準備 122
３　と殺（法第 16 条）（現地殺処分・汚染物品処理係） 122
４　死体の処理の準備 122
５　死体の処理（法第 21 条）及び汚染物品の処理（法第 23 条）（現地焼埋却班） 122
６　畜舎等の消毒（法第 25 条）（現地農場消毒係） 125
７　畜舎等における殺鼠剤の散布等（現地農場消毒係） 125
８　豚等の評価（現地評価係） 125
９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条） 125
10　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２等） 133
11　移動制限区域内の周辺農場の検査 133
12　家畜の再導入 134
様式１　異常豚の届出を受けた際の聞き取り様式 136
様式２　異常豚報告書 138
様式３　現地調査票 139
様式４　病性鑑定依頼書 140
様式５　と殺指示書 141
様式６　殺処分命令書 142
様式７　患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書 143
様式８　汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書 144
様式９　発掘禁止の立て看板 145
様式 10　移動制限除外証明書..... 146
様式 11　プレスリリース（案）（疑似）患畜の確認について..... 147
様式 12　動員予定者名簿（動員名簿） 148

前文

1　豚熱は、かつて、国内にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成４年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年４月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年４月1日に国際獣疫事務局（WOAH）の規約に定める豚熱清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の認定を受けた。しかし、平成30年９月９日、国内においては26年振りに豚熱が発生し、また、野生いのししにも本病ウイルスの浸潤及び感染区域が拡大したことから、令和元年10月より豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始し、これにより我が国の清浄国ステータスは令和２年に失われた。本県でも令和３年８月の兵庫県淡路市での野生いのしし感染事例を受け、同年10月より予防的ワクチンを接種しているが、令和６年11月、四国中央市において、豚熱が発生した。

2　アフリカ豚熱は、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。アフリカ豚熱には、治療法や予防法がなく、その病原性の高さから、ひとたびまん延すれば、①長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、②国民への畜産物の安定供給を脅かし、③地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、④国際的にも非清浄国として信用を失うおそれがある。現在、アフリカ豚熱は、アフリカ大陸だけでなく、ロシア、東欧地域においても発生が拡大しており、平成30年８月には中国においてもアジアで初めて発生が確認された。その後、モンゴル、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、ラオス、ミャンマー、韓国、台湾等へ発生が拡大していることに加え、国際的な人及び物の往来が急速に増加している状況を踏まえると、今後、国内にアフリカ豚熱が侵入するリスクが非常に高い。

3　豚熱もアフリカ豚熱も、常にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、豚等（豚及びいのししをいう。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と県、市町及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

4　このような中、各種の発生予防及びまん延防止対策の推進により、豚等での豚熱の発生は年５件程度まで減少し、国では豚熱清浄化に向けた道筋を示すことを目的に、「豚熱清浄化ロードマップ」（令和７年６月策定）を策定・公表した。また、ワクチン接種農場における発生状況等の分析結果を基に、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会及び同部会牛豚等疾病小委員会において検討した結果、殺処分される疑似患畜については、適切にワクチン接種が実施されていることを前提に、まん延防止に必要

な場合に都道府県知事が命ずるものに限ることなどを内容とする家畜伝染病予防法の改正法が令和８年５月19日に公布、同日施行された。

5　このマニュアルは、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）、「家畜伝染病予防法施行規則」（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）、「家畜伝染病予防法施行令」（昭和28年政令第235号。以下「政令」という。）、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表、令和８年５月19日一部変更。以下「豚熱指針」という。）、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和８年８月31日一部改正、８消安第3261号農林水産省消費・安全局長通知。）、「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表、令和６年10月31日一部変更。以下「アフリカ豚熱指針」という。）、「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和６年10月31日付け６消安第4352号農林水産省消費・安全局長通知。）、「家畜伝染病予防法施行細則」（昭和28年６月９日愛媛県規則第38号。令和２年７月14日一部改正。以下「細則」という。）、「愛媛県家畜伝染病防疫対策本部設置要綱」（平成26年11月６日制定、令和８年９月30日一部改正。以下「設置要綱」という。）、「愛媛県飼養衛生管理指導等計画」（令和６年４月１日公表、令和７年10月17日一部改正）に基づき、本県における豚熱及びアフリカ豚熱（以下「豚熱等」という。）の対応内容を定めるものである。

6　なお、本マニュアルについては、組織の改正、指針の変更等があった場合や豚熱等での発生状況の変化や科学的知見、技術の進展並びに本県で実施している防疫演習等での検証により新たな課題が生じた場合等には、随時見直す。

第１章　防疫対策の基本方針と組織体制

１　豚熱等の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び届出」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。

２　豚等の所有者は、飼養している豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのうち、特に重要なのは、豚等の健康観察と記録、豚熱等が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やいのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準（法第12条の３）を遵守することである。このため、県、市町及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

（１）県は、普段から、豚等の所有者や関係団体に必要な情報提供を行うとともに、愛媛県飼養衛生管理指導等計画に沿って、豚熱等の発生予防を徹底する。また、発生時に備えた動員計画や資材の調達計画を策定し、体制の整備等の準備を行う。

（２）市町及び関係団体は、県の行う豚等の所有者への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、豚等の所有者に必要な支援を行う。

（３）飼料の製造・販売業者、家畜市場、と畜場等の関連事業者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置（以下「病原体拡散防止措置」という。）を講じるとともに、県が行う発生予防及びまん延防止のための措置に協力する。

３　発生時には、的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、発生農場等における患畜の迅速なと殺及びその死体等の処理並びに命令に基づく疑似患畜の殺処分の実施、その死体等の処理及び消毒に加え、疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の２までの規定に基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。また、法第60条の３では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。このことも踏まえて、県、市町及び関係団体は、次の役割分担の下、的確な初動防疫対応を行う。

（１）県は、国の防疫方針並びに事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を的確に実行するとともに、疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。

（２）市町及び関係団体は、県の行う具体的な防疫措置に協力する。（県が市町又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法等に基づく国

の費用負担の対象となる。)。

4　また、豚熱等の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確に豚熱等の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、県、市町及び関係団体は、次の役割分担の下、野生いのししの豚熱等対策に万全を期す。

（1）県は、国の基本方針を参考に、県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。

（2）市町及び関係団体は、県が進める具体的な対策に協力する。

第１　基本方針

１　防疫活動

（１）レベル１：近隣アジア諸国で豚熱等の発生があった場合

畜産課や家畜保健衛生所（以下「家保」という。）は、豚等の所有者や市町、関係団体等に必要な情報提供を行い、発生予防を徹底する。

（２）レベル２：近隣県（四国地域）以外の国内で豚熱等の発生があった場合

畜産課は、必要と認めた場合、家保等の防疫担当者を招集した緊急防疫会議を開催し、情報の周知、防疫対策の確認を行う。発生状況により随時、緊急防疫会議を開催する。家保は、初発生時には豚等の異状確認の実施、飼養衛生管理基準の遵守指導を徹底するなど、防疫活動を強化する。

野生いのししで豚熱等の感染が確認された場合も同様の対応とする。

（３）レベル３：近隣県（四国地域）で発生があった場合

畜産課は、万一の発生に備え、必要と認めた場合、農林水産部等の関係各課、家保、市町、関係団体等を招集した緊急防疫会議を開催し、情報の共有を図る。家保は、豚等の異状確認の実施、飼養衛生管理基準の遵守指導等を強化し、畜産課は、法第９条又は第30条の規定に基づく消毒命令を検討する。

野生いのししで豚熱等の感染が確認された場合も同様の対応とする。

（４）レベル４：県内で発生した場合等対策本部の設置時

知事を本部長とする県対策本部会議を開催し、全庁体制のもと、迅速な防疫措置の実施による早期の封じ込めを実施する。また、発生地方局長を本部長とする現地対策本部会議を開催し、現地対策本部を円滑に機能させるとともに、県対策本部の防疫方針に沿って防疫対策を迅速・的確に実施する。

２　防疫組織体制

（１）愛媛県家畜伝染病防疫対策本部

愛媛県家畜伝染病防疫対策本部（以下「県対策本部」という。）は、設置要綱に基づき、県内において、①豚熱等が発生した場合、又は豚熱等の発生が強く疑われ

る場合、あるいは、②豚熱等のまん延を防止するため、県内において、法第32条の規定に基づく家畜等の移動制限を行った場合、③県内において野生いのししのアフリカ豚熱の感染又は感染の疑いが強く疑われる場合に設置する。

県対策本部を設置したときは、速やかに県対策本部会議を開催するとともに、県内市町、関係機関及び関係団体等に文書等で県対策本部の設置及び発生の概要等を伝達し、迅速な防疫措置が講じられるよう協力を要請する。なお、県対策本部会議には、必要に応じて、現地対策本部、発生市町、関係市町、関係機関、関係団体等を参加させることができるものとする。

ア　目的

県対策本部は、国の防疫方針に即した具体的な防疫措置の策定、国、関係県、現地対策本部等との連絡調整、現地の防疫活動への指示・支援、防疫活動に係る予算措置を行い、円滑な防疫対応を図るとともに、関係部局の一致協力の下、豚熱等の感染拡大防止及び早期清浄化に全力を挙げる。

イ　組織

県対策本部は、図１に示すとおり、知事を本部長、副知事を副本部長として、関係部局の長で構成し、県対策本部で定めた方針のもと機動的な防疫対策が実施できるように農林水産部を中心とした「統括指揮部」と、県対策本部長の指示により県対策本部の事務を支援する「対策支援部」を設置する（図１、表１、表２）。

ウ　連絡体制

対策本部に係る連絡は、県庁及び地方局内での連絡体制により行うものとする。

エ　対策本部の解散

県対策本部は、①豚熱等が終息し、又はこれに必要な対策が完了した場合、②豚熱等の発生の拡大のおそれがなくなったと本部長が認めた場合に解散する。

なお、本病の終息は、発生状況及び清浄性の確認状況等を勘案して農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議の上、判断する。

オ　対策班名の略称

本マニュアル本文中に使用する対策班名は、県対策本部統括指揮部○○班を県○○班と表記する。

図１　県対策本部の組織体制図



表１　県対策本部統括指揮部の各班所掌事務

班名	所掌事務
総務班	対策本部会議等の開催 対策本部、統括指揮部及び対策支援部との総合調整 本部長からの指示又は指令等に係る伝達に関すること 現地対策本部との総合調整
情報班	総合的な情報収集、整理、記録、管理 報道情報の作成、広報公聴課との連絡調整 県ＨＰ（記者発表情報、防疫活動進捗状況等を掲載）の開設、更新 マスコミ対応、取材対応 発生現場での記録（カメラ・ビデオ）撮影
市町・団体支援班	市町及び JA 等畜産関係団体との連絡調整
庶務班	防疫活動に係る予算の確保 経費支払い事務 資材等の購入・調達に係る会計課との連絡調整 防疫資材の手配先の調整 現地動員者・資材確保グループとの連絡調整 資材の購入、リース契約等（現地対策本部で対応できないものに限る）
防疫指導班	防疫方針の策定と指示 農林水産省との協議及び連絡調整 防疫対策に係る他県との連絡調整（情報交換を含む） 現地対策本部と連携した防疫活動全般の調整、防疫関連情報の収集 移動・搬出制限区域の設定・解除 県外動員者の連絡調整 県外派遣家畜防疫員や県内外獣医師の動員調整並びに連絡バスの調整 手当金申請・支払に係る事務 防疫・家畜衛生に関する相談窓口
動員班	防疫従事者の動員調整 県職員動員者の連絡調整 動員者の連絡バス等の調整
疫学究明班	国の疫学調査チームと連携した疫学調査、原因究明
焼埋却班	現地焼埋却班との連絡調整 埋却地選定及び確保、埋却溝の面積算定、掘削等の支援 焼却作業に関する支援 重機等の調達、管理に関する支援
移動規制班	消毒ポイントに関する現地対策本部との連絡調整 車両消毒に関する関係機関との連絡調整
健康対策班	保健所との連絡調整 医師、保健師等の動員調整

表２　県対策本部対策支援部の各部所掌事務

共通事務分掌		○県対策本部及び他部局への応援に関すること ○県対策本部長の特命事項に関すること
支援部名	担　当　課	所　　掌　　事　　務
総務支援部	行政経営課	総務部内の連絡調整に関すること 対策本部会場等の設営に関すること
	人事課	県職員の動員、勤務等に関すること 公務災害補償に関すること
	私学文書課	私立学校等の指導及び被害調査等に関すること 家畜伝染病予防法他法律に関すること
	財政課	防疫関連の予算に関すること
企画振興支援部	総合政策課	企画振興部内の連絡調整に関すること
	地域政策課	鉄道、航路関係機関との連絡調整に関すること
	広報広聴課	広報に関すること
観光スポーツ文化支援部	地域スポーツ課	観光スポーツ文化部内の連絡調整に関すること
	観光振興課	空港関係機関との連絡調整に関すること
県民環境支援部	県民生活課	県民環境部内の連絡調整に関すること 消費者に対する風評被害防止に関すること
	防災危機管理課	自衛隊の派遣要請に係る調整に関すること その他危機管理に関すること
	環境・ゼロカーボン推進課	埋却地の環境に関すること
	循環型社会推進課	焼却処分等廃棄物に関すること
	自然保護課	死亡野生鳥獣の処理（処分）に関すること 野生鳥獣の調査等に関すること
保健福祉支援部	保健福祉課	保健福祉部内の連絡調整に関すること
	医療対策課	医療機関等に関すること
	健康増進課	防疫従事者の感染症対策及び健康観察に関すること
	薬務衛生課	と畜場及び食鳥処理場に関すること 保健福祉部内の獣医師の派遣に関すること 畜産物の安全に関すること 所有者の判明しない鳥、ペット等動物愛護に関すること
	子育て支援課	保育園等での指導に関すること
経済労働支援部	産業政策課	経済労働部内の連絡調整に関すること
	経営支援課	中小企業への融資等に関すること
農林水産支援部	農政課	対策支援部各支援部内の連絡調整に関すること 農林水産部内の連絡調整に関すること
	農業経済課	経営支援等の融資に関すること
	林業政策課	防疫指導等全般に関すること 防疫措置、移動制限等の措置に関すること
	森林整備課	
	漁政課	
	水産課	
	漁港課	
土木支援部	土木管理課	土木部内の連絡調整に関すること
	港湾海岸課	港湾の水際防疫に関すること
出納支援部	会計課	資材購入等に係る会計支援に関すること
教育支援部	教育総務課	教育委員会内の連絡調整に関すること
	保健体育課	公立学校児童生徒の保健及び安全に関すること
	義務教育課	公立小中学校への指導等に関すること
	高校教育課	県立高等学校、県立中等教育学校への指導等に関すること
県警察支援部	警備部警備課	県警本部、各警察署の連絡調整に関すること 発生地及び消毒ポイント等における交通規制等の支援に関すること

（２）家畜伝染病現地対策本部

ア　目的

豚熱等の初動防疫措置及びまん延防止措置を迅速・的確に行うため、設置要綱に基づき発生地方局に家畜伝染病現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。なお、現地対策本部の名称中には、設置する地方局の名称を用いるものとする。

イ　組織

現地対策本部は、図２に示すとおり地方局長を現地本部長、支局長（中予地方局を除く）及び農林水産振興部長を現地副本部長、並びに現地本部員により組織し、現地における防疫活動を実施する。

また、現地対策本部を円滑に機能させるとともに、県対策本部が企画立案した防疫方針に基づく防疫対策を迅速・的確に実施するため、現地対策本部に現地総務班、現地防疫対策班、現地焼埋却班、現地移動規制班及び現地健康対策班を置く。

なお、現地本部長の判断により、必要に応じ市町や関係団体等を各班の構成員に含めることができる。

ウ　連絡体制

現地対策本部設置に係る連絡は、県庁及び地方局内での連絡体制により行うものとする。

エ　対策本部の解散

県対策本部が解散した時に解散する。

オ　対策班各グループ名、各係名の略称

本マニュアル本文中に使用する各対策班名、各グループ名及び各係名は次のとおり表記する。

（ア）現地対策本部現地○○班は現地○○班と表記

（イ）現地対策本部○○班○○グループは現地○○グループと表記

（ウ）現地対策本部○○班○○グループ○○係は現地○○係と表記

図２　現地対策本部の組織体制図

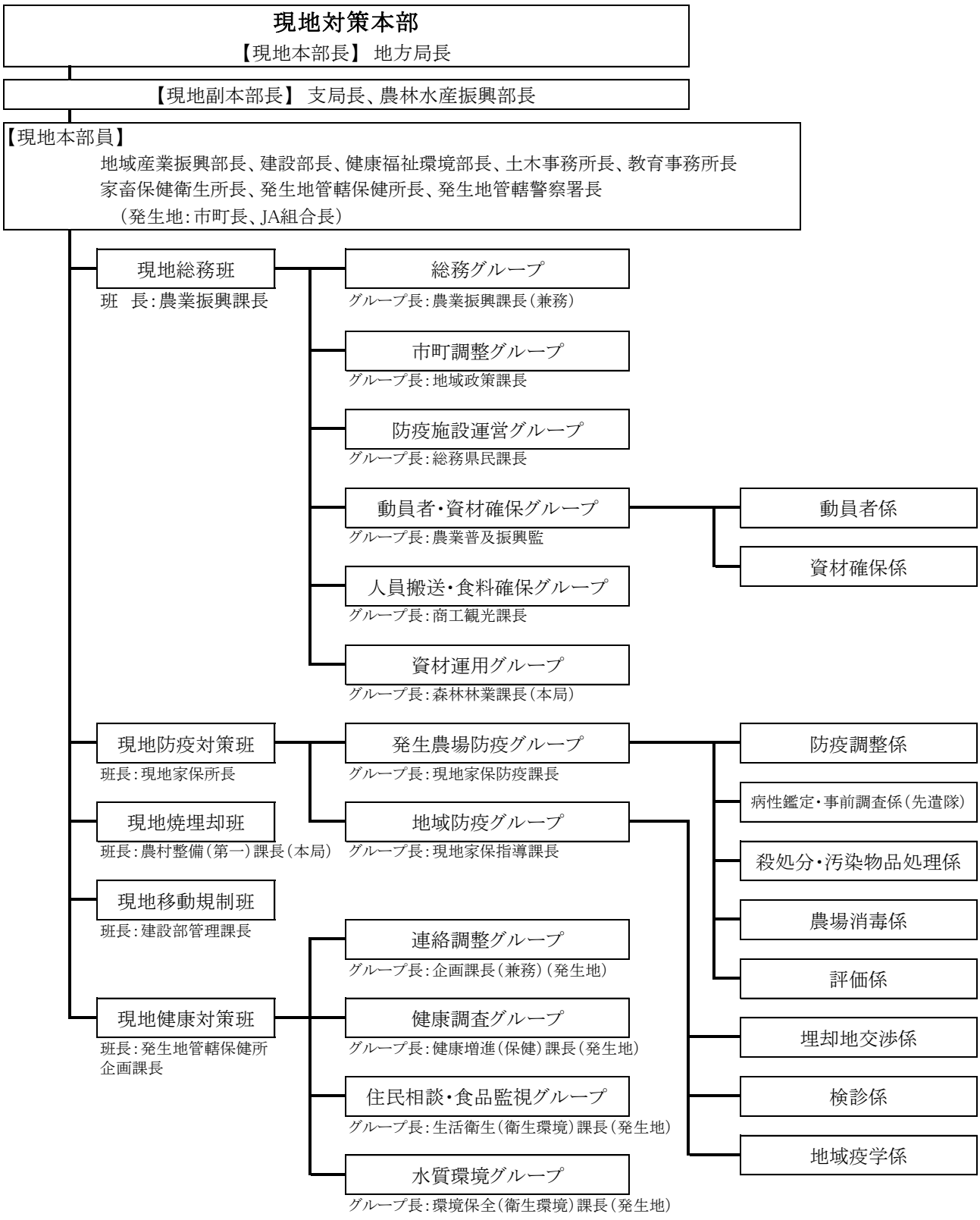


表３　現地対策本部各班及びグループにおける所掌事務

班及びグループ名		所掌事務
現地総務班	総務グループ	現地対策本部会議の調整や開催 現地対策本部各班との連携及び総括 県対策本部との連絡調整 現地対策本部長からの指示又は指令等に係る伝達
	市町調整グループ	市町対策本部との連絡調整 住民等への説明会開催
	防疫施設運営グループ	集合施設の設営及び運営 防疫従事者のサポート
	動員者・資材確保グループ	各班の必要動員者数のとりまとめ 県動員班への不足動員者数の連絡 各班への動員者の割振り 発生市町、関係市町、畜産関係団体等との動員調整 家保備蓄資材の引き継ぎ 各班必要資材の取りまとめ 防疫資材、機材、重機等の調達及び調整
	人員搬送・食料確保グループ	集合場所から集合施設、集合施設から現場指揮所までの送迎手配 食料等の発注、配膳、回収
	資材運用グループ	集合施設、現場指揮所等の防疫資材の検収及び管理 現場への配送 防疫措置終了後の資材回収
現地防疫対策班	発生農場防疫グループ	発生農場における防疫措置の進行管理 発生農場の病性鑑定 発生農場における現場指揮所の設営及び運営 発生農場の防疫措置に必要な動員数、重機、資材等の確認 発生農場における疫学調査 殺処分の実施 汚染物品の処理 殺処分終了後の発生農場の清掃 発生農場での消毒 発生農場周辺・野生動物確保地点周辺等の通行の制限又は遮断 殺処分家畜・家きん、汚染物品の評価 派遣された自衛隊部隊に対する作業指示 予防的殺処分に係る計画の立案・進行管理
	地域防疫グループ	発生農場以外の防疫措置の進行管理 発生状況確認検査、清浄性確認検査の実施 例外協議確認、移動制限区域内の移動の対象外措置のための協議等 疫学関連農場への立入調査 発生農場における家畜・家きん、人、車両などの出入りに関する疫学情報収集 疫学関連農場の特定 埋却地（焼却施設）の選定 周辺住民・地権者への交渉 野生動物における感染確認検査等に関すること
現地焼埋却班		埋却溝の掘削及び埋却、焼却
現地移動規制班		消毒ポイントの設置及び運営 消毒ポイントにおける資材の検収及び管理
現地健康対策班	連絡調整グループ	各グループの活動状況の把握 人員、資材の調整及び調達
	健康調査グループ	発生農場従業員及び防疫従事者の健康調査、健康観察 防疫従事者のけが、急病等の対応
	住民相談・食品監視グループ	健康及び食品等に関する情報提供と相談窓口の設置
	水質環境グループ	埋却場所周辺の環境情報の収集、水質調査

（３）市町、関係団体等との連携

迅速かつ円滑に防疫措置を実施するため、現地対策本部が実施する防疫活動に発生市町及び関係団体等に協力を求め、参加させることができる。

発生市町以外の市町、関係団体等は、県からの要請に応じ、県の防疫措置に協力して、本病のまん延防止に資する措置を講じるよう努める。

３　県庁及び地方局内での連絡体制

（１）異常豚の届出時の体制

豚等の家畜の所有者から異常豚の届出を受けて、家畜防疫員（法第53条第3項）が農場に立入検査を行う場合、以下により関係機関等へ連絡を行う。

ア　家保→畜産課・病鑑・発生地方局長・発生地方局（農業振興課）

届出を受理した家保（以下「発生地家保」という。）は畜産課に、異常豚の届出内容を確実に連絡する。併せて、畜産課・家畜病性鑑定所（以下「病鑑」という。）へ立入検査の実施時間について連絡する。なお、臨床症状等から豚熱等の発生が強く疑われる場合は、発生地方局農業振興課等に連絡する。

イ　畜産課→各家保（発生地家保以外）・病鑑・畜産研究センター・養鶏研究所・部内関係者→動物衛生課

異常豚の届出の報告を受けた畜産課は、各家保（発生地家保以外）、病鑑、畜産研究センター、養鶏研究所へ連絡し、必要な家畜防疫員等の待機、緊急連絡網及び防疫用資材等の確認、搬出の準備を指示する。なお、臨床症状等から豚熱等の発生が強く疑われる場合は、農林水産部長に第一報を連絡する。また、国（動物衛生課）に電話連絡するとともに異常豚報告書（様式２）を電子メール等で送信する。

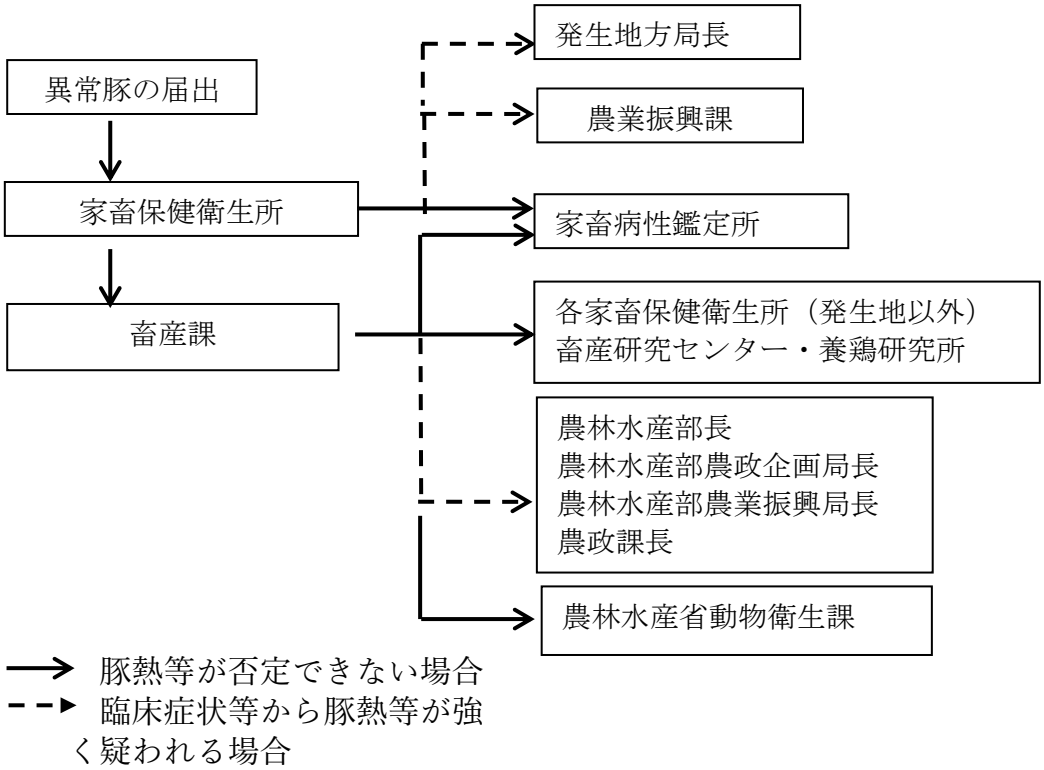
ウ　各家保（発生地家保以外）・畜産研究センター・養鶏研究所→各職員

各家保（発生地家保以外）所長、畜産研究センター長、養鶏研究所長は、全職員に連絡し、緊急連絡網及び防疫用資材等の確認、搬出の準備を指示するとともに、必要な家畜防疫員等を待機させる。

エ　病鑑→病鑑職員

畜産課から連絡を受けた病鑑所長は、全職員に連絡するとともに、病性鑑定に備えた準備を行うよう指示する。

○異常豚届出図のフロー



（２）疑い事例発生時の連絡体制

家保、病鑑が臨床検査、解剖検査、血液検査、抗体検査（豚熱のみ）、抗原検査を実施した結果、動物衛生課と協議の上、病性の判定に供することになった場合、次のとおり連絡を行う。

○発生地方局内での連絡体制

ア　病鑑→畜産課・発生地家保

病鑑は畜産課及び発生地家保に、検査結果について連絡する。

イ　発生地家保→発生地方局長、発生地方局（農業振興課・農村整備（第一）課）・発生市町・関係市町・県建設業協会関係支部

発生地家保は、疑い事例について、発生地方局農業振興課、発生市町及び制限区域に係る市町（関係市町）、県建設業協会関係支部へ連絡する。

ウ　発生地方局（農業振興課）→各部主管課・各市町・関係警察署・関係団体等

イの報告を受けた発生地方局農業振興課は、地方局各部主管課、各市町（発生及び関係市町以外）、関係警察署、関係団体等へ連絡し、発生を前提とした事前準備に着手する。

○県庁内での連絡体制

ア　病鑑→畜産課→農政課→庁内関係者（課）

病鑑から検査結果について連絡を受けた畜産課は、以下の関係者に回覧板等（時間外・休日の場合は LoGo チャット）にて、連絡する。

（ア）畜産課から直ちに報告・連絡

・農林水産部農業振興局長
・農政課長
・農林水産部農政企画局長
・農林水産部長
・知事・副知事（夜間は秘書課長へ、知事、副知事への連絡を依頼する。）
・秘書課（知事・副知事への対応を依頼する。）
・発生地家保を除く各家保、畜産研究センター、養鶏研究所
・東京事務所
・薬務衛生課
・保健福祉課（保健福祉部長への連絡も併せて依頼）
・自然保護課
（県民環境部長への連絡も併せて依頼）（野生いのしし対応の事前連絡）

（イ）農政課から連絡

a　県対策本部統括指揮部各課

・農業経済課
・食ブランドマーケティング課
・農地整備課
・農産園芸課
・道路維持課

b　各部局幹事課及び県対策本部本部員（各部局幹事課を通して連絡）

・行政経営課→総務部長
・総合政策課→企画振興部長
・地域スポーツ課→観光スポーツ文化部長
・県民生活課→県民環境部長
・産業政策課→経済労働部長
・土木管理課→土木部長
・会計課→出納局長
・教育総務課→教育委員会事務局副教育長
・県警察本部警備部警備課→県警本部長

c　統括指揮部以外の農林水産部各課、防災危機管理課

d　発生地方局を除く各地方局（農業振興課）

（ウ）畜産課→国・畜産関係団体・近隣各県・各種団体

畜産課は、速やかに動物衛生課に電話連絡するとともに、中国四国農政局、畜産関係団体、近隣各県等へ情報提供を行う。

・動物衛生課
・中国四国農政局安全管理課→近隣各県
・中国四国農政局愛媛県拠点
・四国運輸局　愛媛運輸支局
・畜産関係団体
・（一社）愛媛県建設業協会
・（一社）愛媛県バス協会
・（一社）えひめ産業資源循環協会
・（一社）日本産業・医療ガス協会愛媛県支部
・（一社）愛媛県トラック協会
・愛媛県ペストコントロール協会
・東武トップツアーズ株式会社
・（一社）愛媛県猟友会

（エ）各部幹事課→部内各課→各課職員

（イ）のｂにより連絡を受けた各幹事課は、部局内各課に情報提供を行う。

（オ）防災危機管理課→災害時応援協定締結団体、（陸上自衛隊松山駐屯地）

（イ）のcにより連絡を受けた防災危機管理課は、必要に応じ、災害時応援協定締結団体に緊急支援要請を行う。

【留意事項】陸上自衛隊への情報提供及び災害派遣要請に関する取扱い

1　陸上自衛隊への情報提供

陸上自衛隊への情報提供については、必ず畜産課と協議のうえ実施する。

2　災害派遣要請の基本的考え方

自衛隊の災害派遣は、事態がやむを得ない場合に限定される緊急的かつ一時的な支援である。県知事による災害派遣要請は、行政機能の維持が困難となるなど、重大な緊急事態に限り行うものとする。

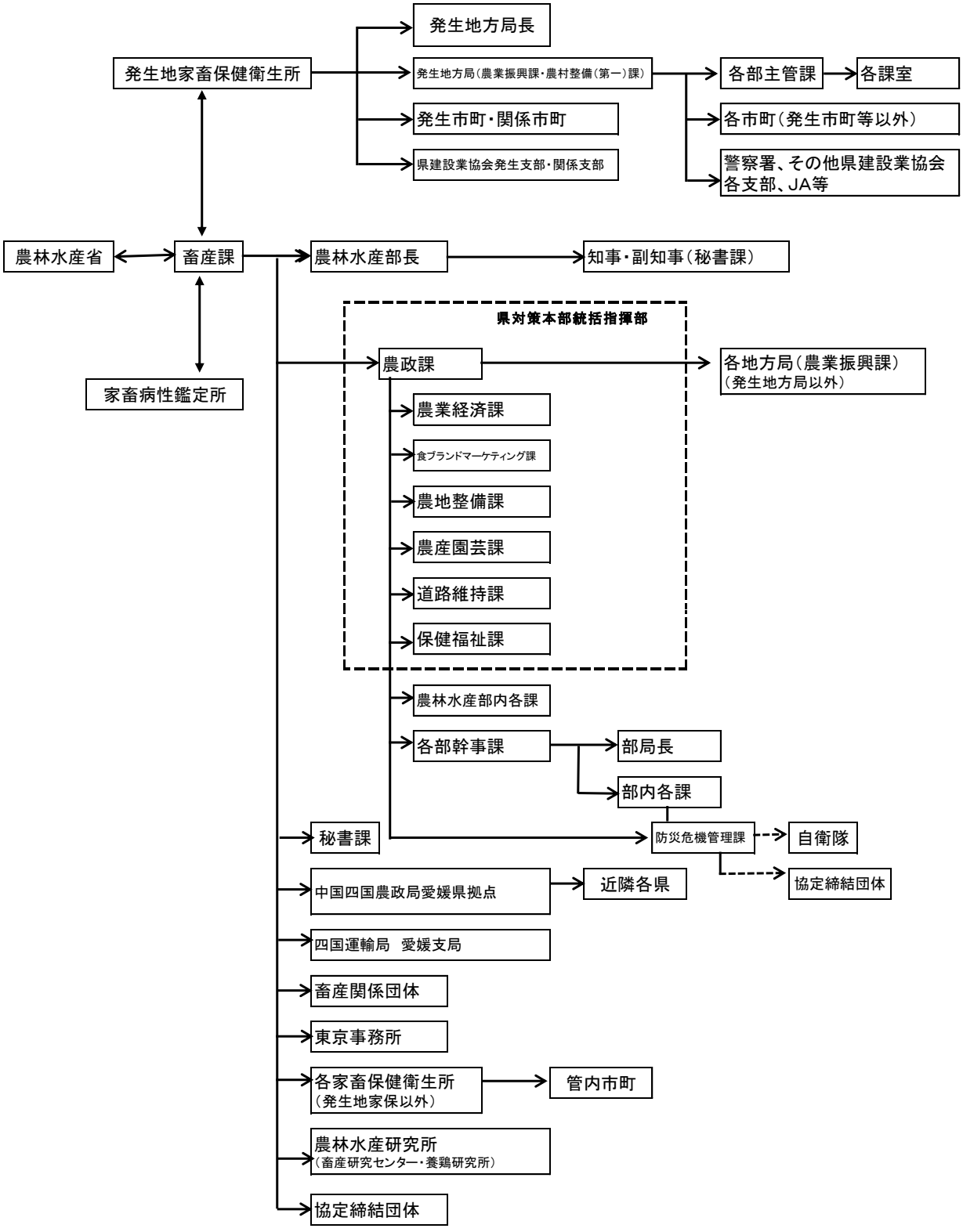
3　災害派遣要請の判断基準

災害派遣要請を検討する際には、「緊急性」、「非代替性」、「公共性」の要件に適合するかを厳格に判断するものとする。

4　非代替性の判断について

民間事業者の活用により必要な人員が確保できる状況にある場合は、「非代替性」を満たすとはいえず、災害派遣要請を行う検討段階には至らないことを改めて確認しておくものとする。

○疑い事例発生時の連絡体制（野生いのししでのアフリカ豚熱感染疑い事例確認時も準じる）



→ 必須

- - - → 必要に応じて

（３）病性判定時の体制

本病の患畜又は疑似患畜であると判定された場合又は県内に制限区域を設置した場合は、直ちに県対策本部を設置するとともに、発生地域及び移動制限区域を所管する地方局に、現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部は発生市町に対し、市町対策本部の設置を要請する。

○発生地方局内での主な連絡体制（各地方局の緊急連絡網に基づく）

ア　発生地家保→発生地方局長・発生地方局（農業振興課・農村整備（第一）課）・発生市町・関係市町・県建設業協会関係支部

畜産課から本病の患畜又は疑似患畜であると判定されたとの連絡を受けた発生地家保は、発生地方局農業振興課及び発生市町、関係市町、県建設業協会関係支部に連絡するとともに、発生農場等での防疫作業に直ちに着手する。また、地方局の動員体制に基づき、農業土木職員、緊急消毒担当職員に連絡する。

イ　農業振興課→局内各部主管課・管内各市町・関係警察署・関係団体等

連絡を受けた農業振興課は、各部主管課、管内他市町、関係警察署等に詳細を連絡する。

○県庁内での連絡体制

ア　畜産課→農政課→庁内関係者（課）

農林水産省動物衛生課から病性判定の結果及び患畜又は疑似患畜との連絡を受けた畜産課は、以下の関係者に回覧板等（時間外・休日の場合は LoGo チャット）にて連絡する。

（ア）畜産課から報告・連絡

・発生地家保所長
・農林水産部農業振興局長
・農政課長
・農林水産部農政企画局長
・農林水産部長
・知事・副知事（夜間は秘書課長へ、知事、副知事への連絡を依頼する。）
・秘書課（知事・副知事への対応を依頼する。）
・発生地家保を除く各家保、畜産研究センター、養鶏研究所
・東京事務所
・薬務衛生課
・保健福祉課（保健福祉部長への連絡も合わせて依頼）
・自然保護課（県民環境部長への連絡も合わせて依頼）

（イ）農政課から連絡

a　県対策本部統括指揮部各課

・農業経済課
・食ブランドマーケティング課
・農地整備課
・農産園芸課
・道路維持課

b　各部幹事課及び県対策本部本部員（各幹事課を通して連絡）

・行政経営課→総務部長
・総合政策課→企画振興部長
・地域スポーツ課→観光スポーツ文化部長
・県民生活課→県民環境部長
・産業政策課→経済労働部長
・土木管理課→土木部長
・会計課→出納局長
・教育総務課→教育委員会事務局副教育長
・県警察本部警備部警備課→県警本部長

c　統括指揮部以外の農林水産部各課、防災危機管理課

d　発生地方局を除く各地方局（農業振興課）

（ウ）畜産課→国・畜産関係団体・近隣各県・各種団体

畜産課は、速やかに動物衛生課と公表の時間を調整するとともに、中国四国農政局、畜産関係団体、近隣各県等へ情報提供を行う。

・動物衛生課
・中国四国農政局安全管理課→近隣各県
・中国四国農政局愛媛県拠点
・四国運輸局　愛媛運輸支局
・畜産関係団体
・（一社）愛媛県建設業協会
・（一社）愛媛県バス協会
・（一社）えひめ産業資源循環協会
・（一社）日本産業・医療ガス協会愛媛県支部
・（一社）愛媛県トラック協会
・愛媛県ペストコントロール協会
・東武トップツアーズ株式会社
・（一社）愛媛県猟友会

（エ）各部幹事課→部内各課→各課職員

（イ）のｂにより連絡を受けた各幹事課は、県対策本部員及び部局内各課に連絡し、情報提供と必要な協力要請を行う。

（オ）防災危機管理課→災害時応援協定締結団体、（陸上自衛隊松山駐屯地）

（イ）のcにより連絡を受けた防災危機管理課は、必要に応じ、災害時応援協定締結団体に緊急支援要請を行う。

【留意事項（再掲)】陸上自衛隊への情報提供及び災害派遣要請に関する取扱い

1　陸上自衛隊への情報提供

陸上自衛隊への情報提供については、必ず畜産課と協議のうえ実施する。

2　災害派遣要請の基本的考え方

自衛隊の災害派遣は、事態がやむを得ない場合に限定される緊急的かつ一時的な支援である。県知事による災害派遣要請は、行政機能の維持が困難となるなど、重大な緊急事態に限り行うものとする。

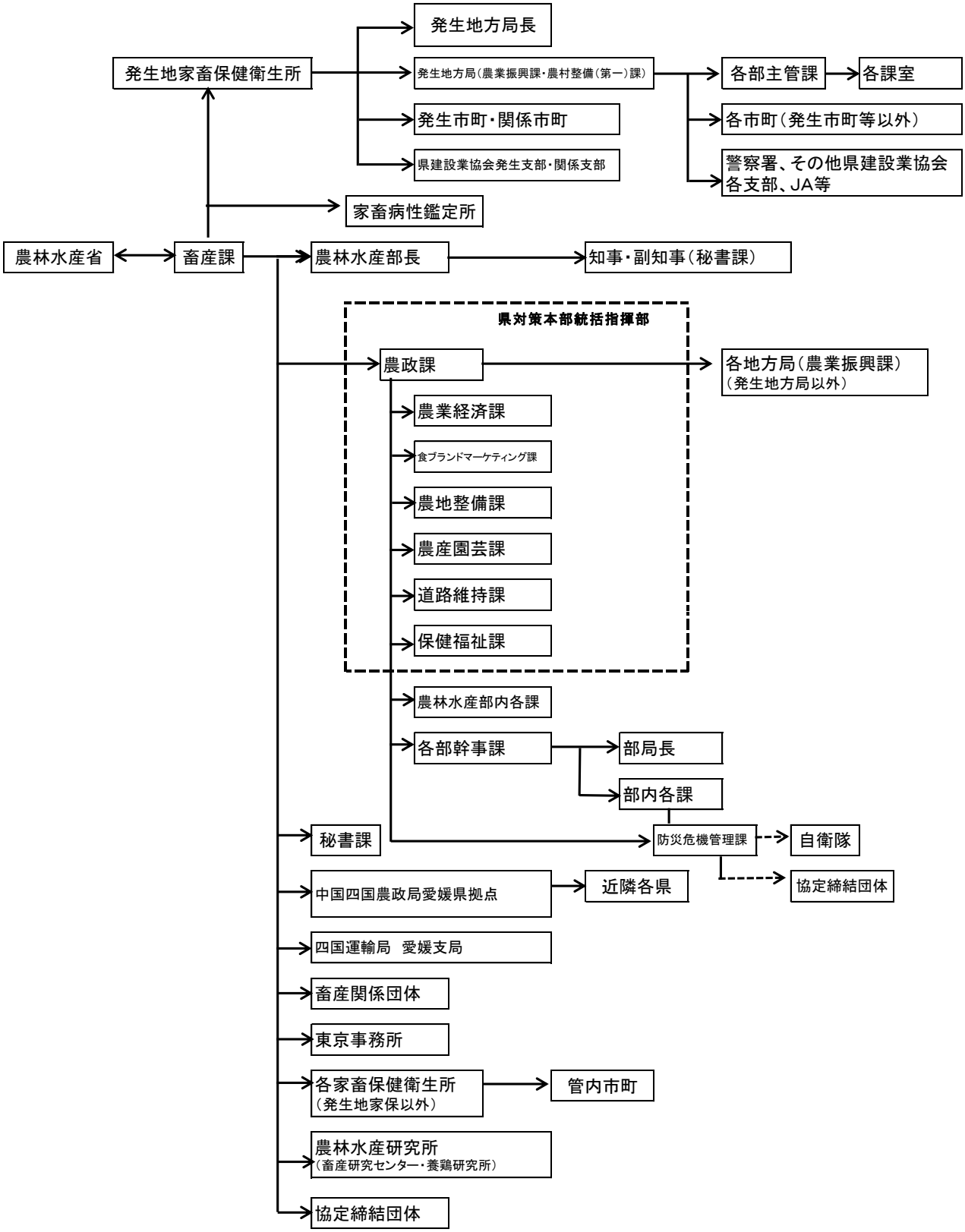
3　災害派遣要請の判断基準

災害派遣要請を検討する際には、「緊急性」、「非代替性」、「公共性」の要件に適合するかを厳格に判断するものとする。

4　非代替性の判断について

民間事業者の活用により必要な人員が確保できる状況にある場合は、「非代替性」を満たすとはいえず、災害派遣要請を行う検討段階には至らないことを改めて確認しておくものとする。

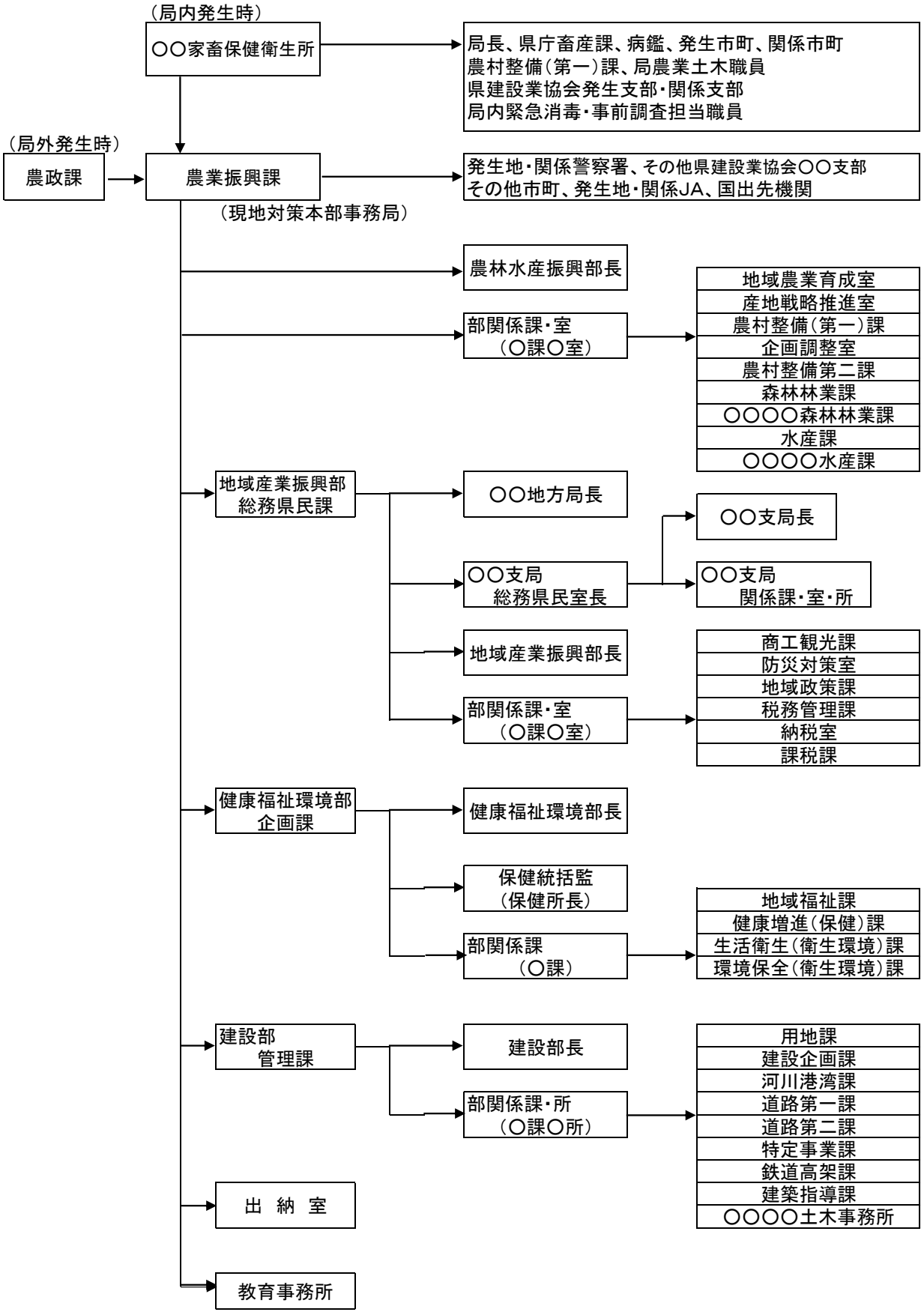
○病性判定時の連絡体制（野生いのししでのアフリカ豚熱感染確認時も準じる）



→ 必須

- - -→ 必要に応じて

○地方局における疑い事例発生時及び病性判定時の連絡体制



第２章　発生予防対策

第２　平時からの取組及び発生に備えた体制の構築・強化

１　県の取組

（１）豚等の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保及び育成に努めるとともに、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、公益社団法人愛媛県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）等と協議して獣医師のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

（２）動物衛生課より提供を受けた海外における最新の発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、FAX、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、市町、関係団体等に周知する。

（３）愛媛県飼養衛生管理指導等計画に基づき、豚等の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って指導等を行う。

（４）外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。

（５）豚等の所有者に対して、その飼養している豚等につき、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、当該豚等に起因する豚等の伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、豚等の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、豚等の所有者（６頭以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

ア　法第51条に基づく農場への立入検査

イ　研修会の開催

なお、ア及びイの措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第４の１の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

また、特に大規模所有者（豚及びいのししにあっては 3,000 頭以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第 52 条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

（６）農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域（法第８条の２）の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、と畜場等の家畜取扱施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。

また、と畜場や家畜市場等に対して、万一の発生時、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内における規制内容や移動制限の対象外等について十分周知し、衛生管理の徹底を図る。

（７）発生時に制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、豚等の農場ごとに、豚熱等が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。また、農場ごとに豚等の飼養状況、畜舎間の移動等に係る情報の把握に努める。この際、家保は、種々の農家調査等を利用して、随時、データ更新を行う。

（８）近年、養豚経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、豚熱の発生予防及び早期発見のため、日頃から家保と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。

（９）豚等の所有者に対して、食品残さを給与していないことを確認する。給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては、衛生管理区域内に持ち込まないよう指導する。

（10）発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、動物衛生課に報告する。

ア　農林水産部局、畜産・農業関係団体のみではなく、農林水産部局以外の県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。

（ア）県職員

本庁知事部局においては、畜産課が動員者の事前の選定を依頼し、動員体制を整備する。

また、地方局においては、家保が年度当初に局内各課の動員者の事前の選定を依頼し、動員体制を整備する。

（イ）市町・畜産関係団体

県職員のほか、市町職員や畜産関係団体等からも動員者を確保する。なお、家保は平時から所轄市町や畜産関係団体と役割や動員数について協議を行う。

イ　県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、民間事業者の活用を検討するとともに、国、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。

ウ　豚等の取扱いに慣れた保定者のリストアップを行う。

エ　焼埋却処分のため発生農場内等で使用する重機等及び操縦者等は、県と一般社団法人愛媛県建設業協会（以下「県建設業協会」という。）との「家畜伝染病発生時における支援活動業務に係る協定（以下「協定」という。）」に基づき確保することから、年１回程度、県建設業協会及び各支部と打合せを行い、情報の共有に努める。

オ　衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。

(11) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施するため、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理を行う。

(12) 豚等の所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者（以下「周辺住民等」という。）の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、豚等の所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。

ア　当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町と連携して周辺住民等への説明を行う。

イ　市町その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、法第21条第７項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町長に対し、協力を求める。

ウ　豚等の所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している豚等の所有者に対して指導等を行う。また、県は、法第21条第７項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町長に対し、協力を求める。さらに

エ　公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民等への説明を行う。

(13) 焼却施設の選定と調整

焼却処理は、市町（一部事務組合を含む）、民間等の焼却施設を利用して行うことが前提であるため、焼却施設の選定については、事前に十分な調整を図る必要がある。選定に当たっては、先ず焼却施設の処理能力のほか、汚染物品等を詰めた密

閉容器等の置場の有無及びその一時保管能力、搬入口、施設内移動通路、密閉容器等の重量・大きさ制限を確認する。

また、「汚染物品等の発生農場外への搬出と焼却施設への運搬」と「焼却施設への緊急搬入」の作業が必要であり、他の処理法に比べウイルスを散逸させるリスクが高くなることから、発生農場と焼却施設との間及び焼却施設周辺の家畜飼養施設の分布状況、その間の道路の交通事情等を考慮してバイオセキュリティを確保できる運搬経路及び運搬方法が見込めること、周辺住民等（場合によっては施設従業員を含む。）の理解を得ることに留意する。

なお、市町（一部事務組合含む）の一般廃棄物焼却施設の使用にあっては、「廃棄物処理施設の財産処分について」（平成20年10月17日付け環廃対発第081017003号環境省廃棄物対策課長通知）に基づき、適切に処理するものとする。

（14）大規模所有者のうち、特に豚等の頭数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

（15）防疫資材の確保、備蓄

ア　備蓄の量及び場所

家保は、県内最大規模農場での発生にも対応できるよう防疫資材を準備し、備蓄用資材倉庫に保管する。衛生資機材に加え、夜間作業用の照明、現場での責任者が携帯する無線機等も備蓄しておく。

イ　備蓄方法

（ア）資材管理

① 搬出がスムーズに進むよう資材の重量、搬出順、搬出先等を考慮し保管する。

② 資材は、持ち出しやすい単位で包装又は梱包し、分り易い箇所に資材名、数量、整理番号等を明記する。

③ 備蓄資材リストにある各資材の名称を統一する。

ウ　備蓄資材一覧表

備蓄資材一覧表には、名称、規格、数量、用途、保管棚 No、使用期限、更新予定年度等を記載し、数量の増減、資材の追加、移動等があった場合、その都度一覧表を更新するとともに、定期点検時及び必要に応じて畜産課へ報告する。

なお、平時における各家保の資材担当者は、防疫課長の下、正副２名（うち１名は指導課職員）を配置し、資材等の管理を行う。

エ　点検

（ア）作動状況確認

以下の機器類については、定期的に点検し、作動状況を確認する。

・動力噴霧器

・照明機器等、電気及び電池を使用する機器

（イ）使用期限のある物品の交換

使用期限のある消毒薬等については、資材一覧で期限を確認し、期限が間近なものについては定期的に交換する。

（ウ）劣化資材の点検

ゴムを使用している資材等、劣化が予想され資材一覧表に更新予定年度が記載してある資材については、定期的に点検を行い、必要に応じて更新する。

オ　不足資材の緊急時資材調達先一覧表

想定規模を超える発生により資材が不足する場合や備蓄には不向きな資材を速やかに確保するため、緊急時資材調達先一覧表を作成する。

カ　国との連携

国の備蓄資材や緊急時の拠出体制等について、定期的に国に確認を行う。

キ　畜産課の役割

畜産課は、家保が行う防疫作業に必要な資材等の確保、備蓄に必要な予算措置を講じ、使用期限のある資材等の更新に努めるとともに、取扱業者と連携し、緊急時の優先供給等に関する調整に努める。

(16) 消毒ポイント候補地の選定

家保は、平時から、消毒ポイントについて、道路管理者等の関係機関と協議の上、候補地を選定しリストを作成するとともに、その候補地を地図情報システムに登録し、あわせて住宅地図等の詳細地図を準備する。また、候補地については、可能な限り、事前に土地使用に関する協定書等を交わすなど、緊急時において即座に消毒ポイントとして利用可能な状態で準備することが望ましい。また、畜産課は、高速道路における消毒ポイント設置場所について、高速道路ＩＣを管理するＮＥＸＣＯ西日本及び本四高速と事前協議を行う。なお、候補地については、第12　消毒ポイントの設置に基づき選定を行うものとし、地図情報システム等を活用した整理を行う。

(17) 関係機関・団体等との緊急連絡体制の整備

発生時には、近隣県との連携や、市町、警察、県建設業協会等の協定締結団体、県獣医師会、畜産関係団体等の協力が必要になることを踏まえ、これら近隣県、市町、関係機関及び関係団体との連絡窓口の明確化、地域の家畜飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連絡体制を整備する。また、関係機関や関係団体等との間で緊急連絡簿を作成し、年度当初に名簿を更新する。

(18) 危機管理体制の構築

発生時に県関係部局、近隣県、市町、警察、県建設業協会等の協定締結団体、県獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動対応が実行できるよう、地域の実情に合わせた、より実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出しとその解消を図る。

また、と畜場といった家畜集合施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

(19) 公衆衛生部局等との連携

発生時には、発生地域の家畜の所有者や防疫従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されることから、公衆衛生部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。

(20) 豚熱等の発生時においては、迅速かつ的確な防疫対応を実施する必要がある。このため、平常時より、発生時の業務負担軽減および業務効率化に資する事前準備を計画的に講ずるものとする。具体的には、必要資材・機材の整備及び管理体制の確認、関係情報の整理・統一、集合施設における動線の見直し、並びに関係職員に対する必要な研修・説明の実施等、発生時に円滑な業務運営が確保されるよう体制整備を推進する。これらの取組により、発生時の事務処理負担を軽減し、現場における防疫措置の円滑な遂行を図るものとする。

2　市町及び関係団体の取組

(1) 市町は、平時から次の体制を整えるとともに、発生に備えた事前準備に協力する。

ア　国及び県の取組に協力する。

イ　家保と連携した防疫演習及び庁内研修会等を開催し、本病対策及び初動体制について検討を進め、実効的な組織体制を整備、点検する。

ウ　豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

エ　市町対策本部の設置に係る体制を整備する。

オ　発生時における職員派遣体制の整備を行う。

カ　埋却地に係る市町公有地のリストアップ等に協力する。

キ　焼却に係る市町所有焼却施設のリストアップ等に協力する。

ク　防疫作業を行うための集合施設、現場指揮所及び消毒ポイントに係る候補地選定に協力する。

ケ　その他、防疫措置の事前準備に必要となる作業に協力する。

(2) 関係団体は、発生に備えた事前準備に協力する。

ア　国及び県の取組に協力する。

イ　豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

ウ　関係者への豚熱等の発生の周知及び防疫活動に対する協力要請、まん延防止対策を実施する。

エ　県及び市町が実施する防疫措置への支援及び人員を確保する。

オ　その他、事前準備に協力する。

３　関連事業者の取組

（１）関連事業者は、消毒による病原体の拡散を防止するための措置を講じる。

（２）国及び県、市町の取組に協力する。

第３　浸潤状況を確認するための調査

１　臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

家保は、法第 51 条第１項の規定に基づき、県内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）について立入検査を行い、豚熱には明瞭な臨床症状を呈さないウイルス株があることを念頭に、臨床検査により異常豚の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。

２　病性鑑定材料を用いた調査

（１）家保は、原則として、豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の遺伝子検出検査（RT-PCR 検査またはリアルタイム RT-PCR 検査をいう。以下同じ。）及び血清抗体検査（エライザ法又は中和試験）並びにアフリカ豚熱の遺伝子検出検査（PCR 検査又はリアルタイム PCR 検査をいう。以下同じ。）を実施する。実施の際には、病鑑と綿密な打ち合わせを行い、家保、病鑑は「豚熱診断マニュアル（豚熱指針記載）」、「アフリカ豚熱診断マニュアル（アフリカ豚熱指針記載）」を参考にしながら検査を進める。

（２）豚熱ワクチン接種農場について、（１）の病性鑑定材料を用いた調査において、遺伝子検出検査で陽性が確認された場合、畜産課は、以下の事項を確認した上で、豚熱ワクチンに由来するものかどうかを総合的に判断する。

ア　特定症状が確認されないこと

イ　病性鑑定対象豚等

（ア）遺伝子検出検査の結果、扁桃、脾臓又は腎臓のみが陽性であり、血清又は血液では陰性が確認されること

（イ）（ア）の陽性となった検体について、Ct 値が概ね 30 以上であること。

（ウ）エライザ検査で抗体産生を確認していること。ただし、ワクチン接種後の日数を考慮して、エライザ検査が陰性となったと考えられる場合は除く。

ウ　同居する豚等

（ア）血液検査の結果、白血球数が概ね１万個/μl 以上であること

（イ）遺伝子検出検査の結果、血清で陰性が確認されること

（ウ）エライザ検査で抗体産生を確認していること。ただし、ワクチン接種後の日数を考慮して、エライザ検査が陰性となったと考えられる場合は除く。

エ　畜産課は、豚熱ワクチン由来と判断できない場合には、当該農場の疫学情報、アからウまでの検査結果等を動物衛生課に報告する。

オ　動物衛生課は、検査結果等を確認した上で、必要に応じて、専門家の意見を踏まえ、豚熱ワクチンに由来するものかどうかを判断する。

３　野生いのししの調査（法第５条第３項）

（１）県は、関係機関、一般社団法人愛媛県猟友会（以下「猟友会」という。）等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱等ウイルス感染の有無の調査を行う。

（２）家保は、死亡及び捕獲した野生いのししを検査する場合は、確保された正確な場所（緯度・経度を含む）、性別、大きさ、推定年齢、確保時の野生いのししの状況等の情報について聞き取りを行う。

（３）野生いのししの検査のため、現地で採材を行う場合の用具については、「ＣＳＦ・ＡＳＦ対策としての野生いのししの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和２年３月環境省・農林水産省公表。以下「手引き」という）を参照する。

（４）原則として、豚熱の検査では、捕獲いのししの場合は血清、死亡いのししの場合は血清（血液を採取できた場合に限る。）、脾臓、腎臓又は扁桃を用いて遺伝子検出検査を実施する。また、可能な限り血清を用いたエライザ検査を実施する。アフリカ豚熱の検査では、捕獲いのししの場合は血液、死亡いのししの場合は血液（採取できた場合に限る。）、脾臓、腎臓又は扁桃を用いた遺伝子検出検査を実施する。

（５）豚熱等の検査では、検査室内における交差汚染防止対策を徹底する。

４　調査結果の報告

畜産課は、１から３までの調査等の結果について、毎年度、動物衛生課に報告する。ただし、陽性が確認され、豚熱等ウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

５　１から３までの調査等を行う家畜防疫員等の遵守事項

（１）１から３までの調査等を行う者は、次の事項を遵守する。

ア　農場を出る際には、消毒を徹底する。

イ　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

ウ　立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

（２）３の調査を行う者は、次の事項を遵守する。

ア　死亡野生いのしし等の検体の採材時には、原則として防疫服等を着用し、他に汚染を拡げないよう、確保地点の消毒を行う。

イ　入山後に、使用した靴は、確保地点で洗浄・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さない。

ウ　帰宅後は、入浴して体を十分に洗う。

第３章　まん延防止対策

第４　異常豚の発見及び検査等の実施

１　豚等の所有者等から届出を受けたとき等の対応

（１）豚等の所有者、獣医師等から、異常豚を発見した旨の届出を受けた家畜防疫員は、「異常豚の届出を受けた際の聞き取り様式（様式１）」により聞き取りを行う。

（２）家畜防疫員は、届出者等に対して（４）の指導を行うとともに、その内容を回覧板等により畜産課へ報告する。時間外・休日の場合は LoGo チャットも活用する。

（３）家保所長は、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

（４）（１）の届出を受けた場合、家畜防疫員が行う指導は以下のとおりとする。

ア　豚等の所有者から届出があった場合

（ア）全ての動物について、当該農場からの移動を自粛する。

（イ）当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、可能な限り流出しないようにする。

（ウ）農場の出入口を原則１か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせない。

（エ）農場外に物を搬出しない。また、豚等の所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用した衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行う。

（オ）異常豚及び当該異常豚の精液等（精液、受精卵等の生産物をいう。以下同じ。）、排せつ物、敷料等は、他の豚等と接触することがないようにする。

イ　獣医師から届出があった場合

（ア）原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場に留まり、豚等の所有者に対してアの（ア）から（オ）までのウイルスの拡散防止に関する指導をする。

（イ）家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅する。

（ウ）帰宅後は、車両内外を十分に洗浄、消毒するとともに、衣服を洗浄し、入浴して身体を十分に洗う。

（エ）異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。

（オ）豚熱等と判明した場合には、異常豚を診察し、又はその死体を検案した日から７日間は、豚等の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らない。

ウ　と畜場から届出があった場合

家畜防疫員（南予家保）は、異常豚の状況、出荷農場を直ちに畜産課に連絡し、家保から連絡を受けた畜産課は、薬務衛生課と対応を協議する。

また、当該家畜が県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、畜産課は直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。

南予家保所長は、家畜防疫員を当該と畜場に派遣し、と畜場に対して行う指導は以下のとおりとする。

（ア）豚熱

① 異常豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に出入りする関係者に異常豚が発見されたこと等について情報提供すること。

② 届出から異常豚等が場内から搬出され、異常豚等が所在した場所の消毒が完了するまでの間、畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底すること。

③ 従業員等（異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

④ 従業員等及び異常豚の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。

⑤ 異常豚の所有者を直ちに特定し、アの（ア）から（オ）までの豚熱ウイルス拡散防止に関する指導を行うこと。

⑥ 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該と畜場に搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底すること。

⑦ 豚熱と判明した場合には、と畜場入場者は、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から３日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

（イ）アフリカ豚熱

① 異常豚等及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に出入りする関係者に異常豚が発見されたこと等について情報提供すること。

② 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。

③ 従業員等（異常豚等の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

④ 従業員等及び異常豚等の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。

⑤ 異常豚等の所有者を直ちに特定し、アの（ア）から（オ）までのウイルス拡散防止に関する指導を行うこと。

⑥ 異常豚等の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該と畜場に搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導する。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導する。

⑦ アフリカ豚熱と判明した場合には、と畜場入場者は、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から７日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

２　家畜保健衛生所による臨床検査

（１）農場立入

家畜防疫員は、農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、家保に到着時間を連絡する。家畜防疫員は防疫服等を着用して畜舎に入り、家畜の所有者等に届出内容を確認する。

（２）異常豚の臨床検査

家畜防疫員は、異常豚及び同居する豚等の体温測定を含む徹底した臨床検査を行う。その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラで撮影する。臨床検査が終了次第、症状等に関する報告及び撮影した写真を家保に送付し、家保は畜産課に送付する。なお、２つ以上の畜舎がある場合は、原則として異常豚のいない畜舎には立ち入らない。

（３）畜産課の対応

（２）の臨床検査で、以下の特定症状を確認した場合には、異常豚報告書（様式２）に当該豚の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、動物衛生課に報告する。

ア　耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。

イ　同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が概ね一週間で増加している（群内で症状が広がっているか）。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病

によるものであることが明らかな場合等豚熱等以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

（ア）摂氏 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退

（イ）便秘、下痢

（ウ）結膜炎（目やに）

（エ）歩行困難、後躯麻痺、けいれん

（オ）削痩、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

（カ）流死産等の異常産の発生

（キ）血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

ウ　同一の畜舎内において、概ね一週間で複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱等以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではないが、概ね一週間程度は、死亡豚の周辺を中心に臨床症状の有無等の観察を継続し、異常豚が確認された場合は、管轄家保へ届け出るよう指導する。

エ　血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜房内）において、複数の豚等に白血球数の減少（１万個/μl未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱等以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

オ　豚等から採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第１項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の２第１項、第23条の２の５第１項又は第23条の２の17第１項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第１項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第１項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体（予防的ワクチン接種により産生された抗体及び母豚からの移行抗体を除く。）が確認される。

３　農場等における措置

（１）異常豚の検査

２の（３）により、動物衛生課に報告した場合、２の農場の豚等の所有者に対し、想定される防疫措置について十分説明するとともに、動物衛生課と協議の上、症

状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の血液（血清及び抗凝固剤加血液）を採取し、これを豚等の死体又は感染が疑われる豚等とともに家保に運搬し、病性鑑定に必要な検体（扁桃、腎臓及び脾臓を必ず含める。）を採材する。

（２）農場等への指示

ア　次に掲げるものの移動の自粛要請又は法第32条第１項の規定に基づく移動の制限を行う。

（ア）生きた豚等

（イ）採取された精液等

（ウ）豚等の死体

（エ）豚等の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）

（オ）敷料、飼料及び家畜飼養器具

イ　当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

ウ　当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

エ　必要に応じて、当該農場を中心とした半径３㎞以内の区域の農場について、アに掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。

４　家畜病性鑑定所及び家畜保健衛生所による検査

（１）解剖検査では、脾臓に腫大又は腹腔内リンパ節の暗赤色化若しくは出血等が認められるかどうか、血液所見で凝固不良が認められるか確認し、畜産課に報告する。

（２）豚熱の検査

次の検査を行い、その結果について畜産課に報告する。

ア　血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）

イ　抗原検査（遺伝子検出検査及び蛍光抗体法、ウイルス分離検査。ただし、蛍光抗体法については、特に動物衛生課が認めた場合において実施する。）

ウ　血清抗体検査（エライザ法）

エ　血清抗体検査（中和試験。ただし、ウで陽性であった場合に限る。）

（３）アフリカ豚熱の検査

次の検査を行い、その結果について畜産課に報告する。

ア　血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）

イ　遺伝子検出検査

５　畜産課の対応（疑い事例発生時の対応）

（１）畜産課は、当該家保に速やかに、当該農場に関する過去 28 日間（豚熱）又は過去 22 日間（アフリカ豚熱）における次の疫学情報を収集するよう指示し、疑似患畜及び疫学関連家畜となる家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

ア　豚等の移動履歴及び移出入

イ　当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴

（ア）獣医師及び家畜人工授精師

（イ）家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両等

ウ　堆肥等の出荷先

エ　精液等の出荷先

オ　給与飼料の情報

（２）畜産課は、病性判定時に備え、遅くとも国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）の検査の結果が全て出る前までに、次の措置について、動物衛生課に報告する。

ア　当該農場における畜舎等の配置の把握

イ　当該農場における豚等の飼養状況及び豚熱ワクチン接種状況の把握（豚熱に限る）

ウ　当該農場における豚等の畜舎間の移動、移動予定及び移動履歴の把握（豚熱に限る）

エ　周辺農場における豚等の飼養状況の整理

オ　事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否の検討を含む。）

カ　患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（国の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）

キ　消毒ポイントの設置場所の検討（アフリカ豚熱）

ク　当該農場の所在する市町、近隣県及び関係機関への連絡

（３）畜産課は、全ての家保所長、畜産研究センター長、養鶏研究所長に、職員の待機と緊急連絡網及び防疫資材等の確認を指示する。

（４）畜産課は、防疫作業に従事する家保職員等（家畜防疫員）の動員体制を緊急整備する。

６　浸潤状況を確認するための調査で豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

畜産課は、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。措置の内容及び結果については動物衛生課に報告する。

なお、異常豚の立入検査に準じた措置を行う。

（１）臨床検査で異状が確認された場合

3から５の措置を講じる。

（２）病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

ア　遺伝子検出検査により陽性が確認された場合

（ア）管轄家保

家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対して当該農場への関係者以外の者の立入を制限すること、当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒することを指示するとともに、法第 32 条第 1 項に基づく移動制限を指示する。必要に応じて、4 の検査を実施する。

（イ）病鑑

必要に応じて 4 の検査を実施するとともに、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

（ウ）畜産課

立入検査等の結果について動物衛生課に報告する。

イ　血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合

（2）と同様の措置を講ずる。

7　浸潤状況を確認するための調査でアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

畜産課は、病性鑑定材料を用いた調査でアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、6 の（2）の措置を講ずる。

8　検体の送付

畜産課は、動物衛生課と協議の上、動物衛生研究部門に検体を送付することを決定する。病鑑は、畜産課から検体送付の指示を受け、直ちに検体を送付する準備を行う。

（1）畜産課は、陽性となった場合（疑い事例）には、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門（東京都小平市）に送付するよう病鑑に指示する。

（2）動物衛生研究部門に検体を送付する際には、規則第 56 条の 25 の規定に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。なお、病性鑑定依頼書（様式４）は電子メールにより提出すること。

ア　初発生時

輸送担当職員（病鑑職員）は、梱包した病性鑑定材料を、最も早く確実な運搬方法により、冷蔵又は冷凍で動物衛生研究部門へ直接持参する。畜産課は、輸送担当職員の確保が困難な場合はイの手続きを行う。

イ　続発時

検体は、航空貨物として搬送し、東京事務所職員が東京国際空港で受け取り、動物衛生研究部門（東京都小平市）に搬入する。病鑑は、出発便の調整を行った

後、畜産課に連絡する。畜産課は、東京事務所に出発便を連絡し、受取職員の調整を行う。

病鑑は、東京事務所に依頼する場合に備え、運搬に係る手順書を備え付けておくこと。

第５　病性判定時までの対応

１　初動防疫措置及び県防疫対策連絡会議

（１）県対策本部及び現地対策本部を構成する関係各課は、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で、特段の必要があるときは、県対策本部及び現地対策本部の設置前においても、必要に応じ、初動防疫措置をとる。

（２）畜産課長は知事監督の下、家保所長は地方局長監督の下、初動防疫措置を指揮する。

（３）県対策本部及び現地対策本部の設置前に初動防疫措置を遂行するために必要があるときは、知事は県対策本部の構成員等による県防疫対策連絡会議を、地方局長は、現地対策本部の構成員等による現地防疫対策連絡会議を招集する。防疫対策連絡会議では、発生状況の概要説明を行い、情報共有を図るとともに、各班は役割分担について確認し、それぞれが準備に入る。

（４）現地防疫対策連絡会議は、県防疫対策連絡会議にオンラインでの参加に代えることができる。

（５）畜産課長及び家保所長は、初動防疫措置を遂行するに当たり、必要があるときは、発生市町、関係市町や団体の協力を求める。

２　県防疫指導班（畜産課）における対応

（１）報告及び連絡

県庁及び地方局内での連絡体制により、知事に報告するとともに関係機関等へ連絡する。

（２）動物衛生課への報告

現地調査票（様式３）を判明次第送付するとともに、次の措置の内容について、判明次第、動物衛生課に報告する。

ア　当該農場における畜舎等の配置の把握（異常豚の発生場所を明記）

イ　周辺農場における家畜の飼養状況の整理

ウ　第２の１の（10）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、家畜の殺処分等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保。なお、国や他の都道府県等、他機関からの調整を要する人員や資材の支援に関する事項については、必要と判断次第直ちに報告する。

エ　患畜又は疑似患畜の死体の埋却地（配置図）又は焼却施設等の確保（国の保有する大型防疫資材の利用の要否を含む。）

オ　消毒ポイントの設置場所の選定（アフリカ豚熱）

カ　当該農場の所在する市町、近隣各県及び関係機関への連絡

（３）家保への指示

ア　関係機関の連絡

各家保所長に対し、県庁及び各地方局内での連絡体制に基づき、関係機関へ連絡するよう指示する。

イ　備蓄資材の運搬調整

備蓄資材保管家保から搬出する資材及び数量について連絡を受けた後、（一社）愛媛県トラック協会と備蓄資材搬送の調整を行う。なお、初動対応に係る資材の運搬は、運送業者及びリース業者とも早急な手配は困難と予想されるため、県庶務班（農政課）に対して県所有トラックの確保を要請する。確保結果は、備蓄資材保管家保に報告する。

（４）県対策本部の設置と会議の開催準備

必要に応じて、県総務班（農政課）に、本部員及び統括指揮部各班長となる部局長及び課長を招集した県防疫対策連絡会議の開催を要請する。会議内では、発生状況の概要説明と協力要請を行う。

病性が判明した場合、直ちに県対策本部会議が開催できるよう県総務班に準備を要請する。

県防疫対策連絡会議、県対策本部会議に現地対策本部がオンライン参加をする場合は、オンライン会議の準備を行う。

（５）通行の制限又は遮断に係る協議

先遣隊からの調査結果をもとに、通行制限の必要性について現地防疫対策班長（家保所長）と協議を行う。

（６）制限区域及び消毒ポイント設置場所の設定（アフリカ豚熱）

ア　現地防疫対策班（発生地家保）は、地図情報システムにより制限予定区域を出力し、それをもとに制限区域境界付近の家きんの飼養状況等を確認するとともに、県防疫指導班と消毒ポイント候補地について協議を行う。

イ　現地防疫対策班は、作成した地図をもとに、制限予定区域の行政単位表記の選定を市町に依頼する。

ウ　アの結果を踏まえ、制限予定区域の設定及び消毒ポイント設置方針について動物衛生課と協議を行い、その結果を現地防疫対策班に連絡する。

エ　市町が設定した制限予定区域の行政単位表記について現地防疫対策班から報告を受け、病性決定後速やかに細則第14条に基づく公示を行うための準備を行う。

オ　現地対策本部で最終選考した消毒ポイントで法第28条の２に基づく消毒を行うことを決定し、動物衛生課に移動制限区域と合わせて報告するとともに、現地防疫対策班及び県移動規制班（道路維持課）にその旨を連絡する。

カ　全ての消毒ポイントの運営等について、県警察本部に協力要請を行う。

キ　高速道路ＩＣに設置が必要な場合は、高速道路管理者へ設置についての協議を行った上で、その後の事務手続きについて県移動規制班へ依頼する。

（７）動員者のリストアップ支援

発生農場における防疫措置に必要な人員については、事前に調整した県職員等（県庁知事部局、未発生地方局等）、発生市町・関係市町及び関係団体等から確保する。県職員等の動員について、県動員班（農産園芸課）へ要請する。

なお、次の各項目に該当する職員は防疫業務に従事できないことから、現地防疫従事者の対象外とする。

ア　呼吸器疾患、肝臓病、腎臓病、心臓病、糖尿病、血液疾患、神経・精神疾患等で通院加療中の者

イ　医師から重度肉体労働を禁止されている者

ウ　妊娠している可能性がある者

エ　当日体調不良の者

オ　ア～エにかかわらず、豚等を飼養している者は、防疫業務に従事できない。

（８）県外動員者の受け入れ準備

発生飼養規模によっては、県外動員者の受け入れ時の国との連絡体制及び動員調整、連絡バスの手配等について検討を行う。

３　県対策本部各班の対応

（１）県総務班

ア　緊急連絡及び会議室等の確保

イ　必要に応じて開催される県防疫対策連絡会議の準備（オンライン準備）

ウ　県防疫対策本部会議の準備（オンライン準備）

エ　県本部及び現地対策本部との連絡調整

オ　国機関との調整

豚熱等確定後、農林水産副大臣等の政府関係者と知事との会談が行われる場合の準備及び県に派遣される国職員の控室の確保

（２）県情報班（食ブランドマーケティング課）

ア　発生農場に派遣する記録係への業務説明

イ　県ホームページの開設準備

（３）県市町・団体支援班（農業経済課）

非発生市町及び県域農業団体等（全農、ＪＡ、農協、（公社）愛媛県畜産協会、県県獣医師会等）について、連絡先を確認するとともに、県防疫指導班及び県情報班から提供された報道情報等をFAX、メール等により通知する。

（４）県動員班

ア　各幹事課の動員連絡担当者あて、動員予定者の待機を依頼する。

イ　現地動員者係（地域農業育成室）から動員要請を受理後、県防疫指導班に報告するとともに、県庁と未発生地方局から動員者を確保し、未発生地方局の農業振興課にその人数を連絡する。

確保した人数については、現地動員者係に報告し、作業の割振りを依頼する。

ウ　県防疫指導班、現地動員者係と協議の上、動員者毎の従事内容を割振り、動員予定者名簿（様式12）に整理するとともに集合場所、集合時間を決定し、連絡簿により動員者に連絡する。

エ　防疫従事者を搬送するバスの手配

（一社）愛媛県バス協会にバスの手配を要請する。

（５）県焼埋却班（農地整備課）

死体等の処理方法に応じ、埋却又は焼却処分に係る技術的助言を行う。

（６）県移動規制班

高速道路インターチェンジにおける消毒ポイントの設置については、県防疫指導班から設置方針及び箇所数の報告を受け、設置場所について協議する。設置場所決定後、高速道路交通警察隊に対し、道路使用許可申請書及び道路占有許可申請（協議）書を作成・提出する。高速道路管理者（愛媛高速道路事務所（NEXCO西日本)、本四高速しまなみ今治管理センター）に対し、道路使用許可申請済であることを伝え、消毒ポイントの設置を依頼する。（アフリカ豚熱）

4　現地防疫対策班（発生地家保）における対応

（１）発生農場概要の整理

異常豚の届出を受けた際の聞き取り様式（様式１)、異常豚報告書（様式２)、現地調査表（様式３）等により発生農場の概要を取りまとめる。

（２）関係機関等への届出連絡

ア　県庁及び地方局内での連絡体制に基づき、疑い事例発生について連絡する。

イ　現地総務グループ（農業振興課）に、第１回現地対策本部会議の開催準備を要請する。県対策本部へのオンライン参加の場合は、その準備も要請する。

（３）先遣隊等の構成員の招集と農場事前調査の実施

ア　先遣隊は、家畜防疫員、発生地方局農業土木職員、発生市町職員及び県建設業協会技術者を構成員とする。

イ　農場緊急消毒に関係する発生地方局緊急消毒職員へ連絡して協力を要請する。

（４）備蓄資材の搬出準備（備蓄資材保管家保を中心に行う）

備蓄資材保管家保は、資材搬出の準備を開始する旨、県防疫指導班へ連絡するとともに、発生農場の飼養規模に応じて備蓄資材発送割振リストを作成する。運搬用車両が当該家保に到着後、防疫作業に必要な資材の積込を行う。資材は、初動防疫

措置の開始に必要な資材を選択、優先して搬送し、搬送に当たっては、当該家保が中心となり、現地資材運用グループ（森林林業課）等に支援を依頼する。

（５）集合施設及び現場指揮所の設置準備

発生市町に集合施設の確保を要請する。先遣隊の調査結果をもとに、必要に応じ、発生市町等と協議の上、現場指揮所の設置場所を決定する。

（６）通行制限又は遮断の決定

ア　現地防疫対策班は、通行制限又は遮断の必要性について県防疫指導班と協議を行い、必要性があると判断される場合は、先遣隊に現地確認を要請する。

イ　先遣隊から現地確認の結果、工事及び落石等の道路状況に問題がなく、通行制限に係る消毒スペース並びに遮断に係る旋回場所が確保され、使用可能との連絡を受けた現地防疫対策班長は、管轄の警察署長に対し、その内容の届出及び運営への協力要請を行った上で、通行制限又は遮断の実施を決定する。

ウ　市町に対し、関係住民への説明を依頼するとともに、設置準備（現地資材運用グループによる資材搬送、現地農場消毒係員の動員等）を行う。

（７）制限予定区域及び消毒ポイント設置場所の協議（アフリカ豚熱）

ア　現地防疫対策班は、制限区域境界付近の豚等の飼養状況等を確認のうえ、地図情報システムを用いて制限予定区域全域の地図を作成するとともに、消毒ポイント設置予定箇所を表示する。

イ　県防疫指導班と動物衛生課で決定した制限区域設定方針及び消毒ポイント設置方針に基づき、制限予定区域及び消毒ポイント設置箇所を確定し、地図を完成させる。県防疫指導班は、消毒ポイントの設置箇所及び制限区域の告示（案）を決定する。

ウ　市町に対し、作成した地図をもとに制限予定区域の行政単位表記の選定を依頼するとともに、現地移動規制班（管理課）及び市町に対し、消毒ポイント候補地の現地確認を要請する。

エ　市町から制限予定区域の行政単位表記の連絡を受けた現地防疫対策班は、県防疫指導班に報告する。

オ　現地防疫対策班は、現地移動規制班から消毒ポイント候補地の現地確認結果について、道路状況（工事、落石等）、施設の使用状況及び畜産関係車両の消毒スペースの確保状況等に問題がなく、使用可能である旨の報告を受け、施設管理者、現地移動規制班、市町、管轄警察署及び道路管理者等の関係者と協議の上、消毒ポイント設置箇所を最終決定し、県防疫指導班へ報告する。

（８）制限予定区域内農場（アフリカ豚熱）及び関連施設リストの準備

制限予定区域内農場、と畜場、家畜市場等のリストを作成する。

（９）制限区域内農場（アフリカ豚熱）の状況確認

制限予定区域内の農場に対し、異状の有無を電話等により確認する。

（10）情報の伝達

先遣隊が実施した事前調査結果を整理・集約し、現地総務グループを通じて各班・グループ担当課（室・所）へ情報伝達する。

（11）会議資料の作成・協力

県防疫指導班が作成する県防疫対策連絡会議、県対策本部会議の資料に必要な情報を提供する。住民説明会の資料を作成する。

5　発生農場での対応

（１）先遣隊による調査の実施

先遣隊は、畜舎構造に応じた殺処分作業の進め方、埋却地や農場外に搬出する場合の動線、乗り入れ可能な重機等の選定、防疫作業班の編成、規模、地勢、気象等の条件に応じた動員計画、資材の準備など、防疫作業事前調査票を用いて調査する。

また、バイオセキュリティを確保するためには、防疫服の着脱や長靴の履き替え、身体の消毒をどこで行うのか等を具体的に決め、汚染エリアと清浄エリアの境界を明確にする。

通行の制限又は遮断の必要性についても確認し、必要な場合は農場に繋がる公道等における設置場所を検討する。

ア　先遣隊の構成員

家畜防疫員、発生地方局農業土木職員（農村整備（第一）課）、発生市町職員及び県建設業協会関係支部技術者を構成員とする。

（２）緊急消毒

家保職員及び発生地方局緊急消毒職員は、家保で緊急消毒用機材を積載し、発生農場に到着後、直ちに次の作業を実施する。

ア　農場出入口の封鎖に伴う立入禁止看板等の掲示と立入制限

イ　農場出入口における消毒槽あるいは動力噴霧消毒設備の設置と消毒

ウ　畜舎外部の噴霧消毒、農場の外縁部及び畜舎周辺へ消石灰散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う。

エ　通行の制限又は遮断が必要な場合、設置場所において通行の自粛について協力を要請するものの、通勤・通学、医療・福祉等の通行等やむを得ず通行する場合は、靴底や車両等の十分な消毒を実施する。

6　発生地方局における対応

現地対策本部の各班、各グループ及び各係は、以下の防疫措置の準備を行う。

（１）現地総務班

ア　現地総務グループ

（ア）関係部署への連絡通報

豚熱等が強く疑われる旨、現地防疫対策班から連絡を受けた現地総務グループは、県庁及び地方局内での連絡体制に基づき、関係部署へ連絡する。

（イ）現地防疫対策連絡会議の招集

必要に応じて、関係部長及び関係課室長を招集した現地防疫対策連絡会議を開催し、情報の共有化、初動防疫に必要な対応を協議する。

（ウ）現地対策本部の設置と会議の開催準備

現地対策本部の設置及び現地対策本部会議の開催準備を行う。

（エ）各班の準備状況の把握

各班の準備状況を把握し、必要な情報共有を円滑に行うため、各班との情報共有用回覧板を立ち上げ、運用を開始する。

（オ）（イ）、（ウ）については、オンラインで参加する場合には、参加準備を行う。

イ　現地市町調整グループ（地域政策課）

防疫措置を連携して行うために必要な市町の連絡先等を決定するとともに、住民説明会の開催準備を行う。

ウ　現地防疫施設運営グループ（総務県民課）

集合施設の設置の準備を行う。

エ　現地動員者・資材確保グループ（地域農業育成室・産地戦略推進室）

（ア）現地動員者係は、各課室の動員責任者に対し動員者の確保と名簿の作成を依頼する。

（イ）現地動員者係は、各班からの防疫措置に必要な人数を取りまとめ、動員の準備にかかるとともに、県動員班に防疫作業に係る動員を要請する。また、発生市町及び関係市町並びに畜産関係団体に対し、動員を依頼する。

（ウ）現地資材確保係（産地戦略推進室）は、備蓄資材保管家保から備蓄資材一覧表と備蓄資材発送割振リストを受け取るとともに、各班から報告のあった防疫措置に必要な資材を取りまとめ、備蓄資材では不足する資材をリストアップし県庶務班へ報告する。また、現地で購入可能な不足資材については、取扱い業者に在庫状況を確認するなど発注の準備を行う。

オ　現地人員搬送・食料確保グループ（商工観光課）

（ア）人員搬送経路の作成

事前に発生市町とバスの移動経路について打合せを行い、その地図を作成し、防疫従事者搬送バスの運転手へ配布する。配布にあたって、県動員班に地図を送付しバス会社に配布を依頼する。バスが既に出発している場合、集合場所、集合施設で運転手に直接配布することになる。

① 集合場所と集合施設間の経路

② 集合施設と現場指揮所間の経路

（イ）食料確保の準備

県防疫指導班と協議の上、集合施設及び現場指揮所等において防疫従事者へ配給する食料等の調達方法を決定する。県防疫指導班は、防災危機管理課に対し、県災害協定を準用し食料調達に係る支援を要請する。県対策本部で調達可能な場合は、防災危機管理課が確保調整にあたり、当グループと連携しながら食料等に配送準備を行う。県対策本部が調達できない場合は、当グループが現地で購入可能な店舗をリストアップし、発注準備を行う。なお、飲用水、軽食等の調達については売掛が可能な店舗とする。

カ　現地資材運用グループ

現地総務グループから集合施設、現場指揮所及び消毒ポイントの場所の報告があり次第、備蓄資材保管家保等と連携し、備蓄資材を各地点に搬送するための準備を行う。

また、集合施設、現場指揮所に資材管理係を配置する。消毒ポイント（アフリカ豚熱）については、現地移動規制班が、消毒ポイント運営の中で資材管理を行うため、当該班の資材管理担当者と連携を図る。備蓄資材は、防疫計画に基づき、品名、規格及び数量等を確認後、集合施設、現場指揮所や各消毒ポイント等へ必要量を仕分け後に運搬し、各所の資材管理係に引き継ぐ。

（２）現地防疫対策班

ア　現地発生農場防疫グループ

（ア）現地防疫調整係は、先遣隊からの情報を基に農場での作業手順等を検討し、基本的な作業計画（防疫措置の行程）を県防疫指導班及びグループの各係に伝達する。

（イ）各係は、作業計画に基づき、必要人数及び資材を検討し、現地動員者・資材確保グループに連絡する。

イ　現地地域防疫グループ

（ア）現地埋却地交渉係は、事前の調査内容や先遣隊からの情報を基に埋却候補地の適否を確認する。

（イ）現地検診係は、発生状況確認検査等の検査について、必要資材や車両・案内人の確保等の準備を行う。（アフリカ豚熱）

（ウ）現地地域疫学係は、発生農場から聴取した疫学情報を基に関連農場や関連業者等を整理・確認し、疫学関連農場のリストを作成する。

（３）現地焼埋却班（農村整備（第一）課）

死体等の処理方法について、現地防疫対策班の防疫措置方針を確認の上、埋却の場合は、県建設業協会と連携し、埋却予定地の掘削準備、大型防疫装置を使用し焼却が必要な場合は、焼却施設までの搬出準備を行う。

（４）現地移動規制班（アフリカ豚熱）

現地防疫対策班から消毒ポイント候補地の確認要請を受け、必要に応じ発生市町及び関係市町と現地確認を行い、設置の適否を現地防疫対策班へ報告する。当該候補地が使用不適となった場合は、現地防疫対策班と協議の上、再度選定した候補地の現地確認を行う。

また、候補地では、防疫従事者の車両駐車可能台数についても確認する。

（５）現地健康対策班（保健所）

必要に応じ、防疫従事者の健康状態を確認し、心身の健康維持に努めるとともに埋却予定地周辺の水質検査の準備を行う。

7　集合施設の設置と運営

集合施設は、防疫従事者が発生農場に入るための事前準備、必要資材の配布及び保管を行うための施設である。このため、本施設は、発生農場等に比較的近く、かつ、駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所（体育館、公民館等）に設置する。なお、豚熱の殺処分作業は、アフリカ豚熱のような全頭殺処分と比較して防疫従事者数が少ないため、集合施設は小規模な施設であっても差し支えない。

（１）設置及び運営

現地防疫施設運営グループは、現地対策本部長の指示により集合施設を設置するとともに、下記の班、グループ（係）と連携して運営する。当該施設は、発生農場における防疫作業を実施している期間設置する。

ア　現地人員搬送・食料確保グループ

イ　現地資材運用グループ

ウ　県情報班

（２）集合施設運営責任者の配置

集合施設運営責任者１名を選任し配置する。なお、明確に識別できるようにベストを着用する。

集合施設運営責任者は、集合施設の運営を統括するとともに、（１）のアからウのグループ（係）及び現場指揮所との連絡調整を行う。集合施設の運営状況等については、現地防疫施設運営グループ長を通じ現地総務グループへ定期的に報告する。

8　現場指揮所の設置と運営

豚等の殺処分や畜舎消毒などの防疫措置を円滑に推進し、作業後の防疫従事者によるウイルス拡散防止を図るため発生農場の隣接地にコンテナハウスやテントを使った現場指揮所を設置する。

現場指揮所は、防疫作業の進捗状況の管理、現地対策本部や県防疫指導班との情報伝達などを担うものとする。

（１）現場指揮所の役割

ア　殺処分、汚染物品処理、焼埋却処分等に係る現場責任者との連携の他、現場作業の指示、県対策本部並びに現地対策本部への現地での進捗状況を報告する機能を有する。

イ　防疫措置を行うための現地発生農場防疫グループや現地焼埋却班等の詰め所

ウ　発生農場で使用する防疫資材の仕分及び保管場所

エ　防疫従事者の防疫服の着脱、待機及び休憩所

オ　発生農場から退場する防疫従事者の消毒場所

（２）設置及び運営

現地防疫調整係長（原則、防疫課長）は、現場指揮所を設置するとともに、現地資材運用グループと連携して運営する。当該施設は、発生農場における防疫作業を実施している期間設置する。

（３）現場指揮所運営責任者の配置

現地防疫調整係長は、現場指揮所運営責任者（工程管理責任者も兼務）として配置する。なお、明確に識別できるようにベストを着用する。現場指揮所運営責任者は、原則、現場指揮所を拠点に、現場指揮所の運営を統括するとともに、現地焼埋却班、現地防疫調整係及び現地資材運用グループと集合施設との連絡調整を行う。

現場指揮所の運営状況等については、現地防疫対策班長を通じ現地総務グループへ定期的に報告する。

９　発生市町の対応

家保から疑い事例の報告を受けた農場の所在する市町は、現地対策本部と連携しながら直ちに次の事項を行う。

（１）市町対策本部の設置と運営

県対策本部及び現地対策本部の設置に伴い、市町対策本部を設置し、県対策本部及び現地対策本部と連携を図り、円滑な防疫活動を行う。

（２）県が実施する防疫措置に対する協力

県が行う次の防疫措置に協力するため、現地対策本部への職員派遣を検討するとともに、派遣者を選定する。また、病性判定時に備えて、発生農場での防疫措置（評価、殺処分、農場消毒等）への動員の検討を行う。

ア　農場の事前調査

イ　処分方法（焼却又は埋却）の選択及び埋却地選定に対する農家への助言・指導

ウ　移動式レンダリング装置を使用する場合の設置場所

エ　住民説明会会場の選定及び開催準備

オ　制限区域の行政単位での表記設定（アフリカ豚熱）

カ　消毒ポイントの現地確認（アフリカ豚熱）

キ　集合施設の確保と提供及び現場指揮所の設置場所の選定

ク　豚熱等発生に係る正確な情報の広報活動
ケ　市町の防疫従事者の健康調査等の協力
コ　相談窓口の設置に係る協力
サ　防疫作業により発生する一般廃棄物の処理
シ　その他、県から依頼を受けた防疫作業

10　その他の市町の対応

制限区域となることが予想される関係市町（アフリカ豚熱）については、家保から疑い事例発生の情報に基づき、直ちに以下の準備に着手する。

また、それ以外の市町については、ホームページ等を通じて家畜の所有者へ発生防止対策の周知、市民への正確な情報提供等に協力する。

（１）制限区域の設定への協力（アフリカ豚熱）

制限区域の行政単位での表記設定に協力する。

（２）消毒ポイントの設定及び運営のための動員への協力（アフリカ豚熱）

消毒ポイントの設置及び消毒ポイント運営のための動員者を派遣する。

（３）その他、県から依頼を受けた防疫作業

11　関係団体の対応

関係団体は、国、県等が行うまん延防止対策に協力する。

（１）国及び県の取組に協力する。

（２）豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

（３）関係者への豚熱等の発生の周知及び防疫活動に対する協力、まん延防止対策を実施する。

（４）県及び市町が実施する防疫措置への支援及び人員を確保する。

（５）その他、防疫作業へ協力する。

第６　病性等の判定

１　豚熱

（１）病性等の判定

病性の判定並びに患畜及び疑似患畜の判定は国が行い、当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から県防疫指導班に通知される。

（２）患畜及び疑似患畜

ア　患畜

（ア）ウイルス分離検査により、豚熱ウイルスが分離された豚等

（イ）遺伝子検査（遺伝子検出検査及び遺伝子解析）により豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

（ウ）移動制限区域内で発生が続発している場合において、同一の畜房内（一の畜房内につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法により豚熱ウイルス抗原が検出された豚等

（エ）移動制限区域内で発生が続発している場合において、特定症状が確認された複数の豚等がいる畜房内（一の畜房内につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）に同居する豚等であって、このうち、特定症状が確認され、遺伝子検出検査によりペスチウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

（オ）初発農場（移動制限区域の設定（他の農場での発生を契機として設定された移動制限区域と重複している区域を設定する場合を除く。）を行う契機となった農場をいう。）で疑似患畜のみ確認されている場合において、当該初発農場を中心とする移動制限区域内の農場で患畜が確認された場合、又は当該初発農場に係る疫学調査により他の農場で患畜が確認された場合の当該初発農場におけるイの（ア）の疑似患畜

イ　疑似患畜

（ア）初発農場において、同一の畜房内（一の畜房内につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）の複数の豚等に特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法又は遺伝子検出検査によりペスチウイルス抗原が検出された豚等

（イ）患畜又は初発の疑似患畜（初発農場のものをいう。以下同じ。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で飼養されている豚等

（ウ）発生農場で患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って 10 日目の日から現在までの間に豚等の飼養管理に直接携わっていた者が当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている豚等

ただし、当該他の農場の豚等に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

（エ）疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って 10 日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等。なお、病性判定日当日は、不算入とする。

（オ）疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って 10 日目の日より前に患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等であって、当該患畜又は初発の疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等。なお、病性判定日当日は、不算入とする。

（カ）疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って 21 日目の日から現在までの間に患畜又は初発の疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等。なお、病性判定日当日は、不算入とする。

（３）ワクチン株が確認された豚等の病性判定について

抗原検査で陽性となった豚は、遺伝子解析や疫学調査等により、ワクチン株であることが明らかな場合は、当該豚は患畜又は疑似患畜と判定しない。

（４）患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議について

発生時の家畜防疫員の立入検査で、飼養管理者が管理する全ての農場において、病性等判定日から遡って 10 日目から現在までの間に、畜舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際の自宅等での入浴を含む。）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものが消毒されていることが確認された場合、県防疫指導班は、（２）のイの（ウ）の豚等について、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外できる。

（５）患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合に疑似患畜から除外した場合の対応

県防疫指導班は、動物衛生課と（４）を協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該豚等を飼養する農場に対し、参考資料３の９の（１）のアに規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

２　アフリカ豚熱

（１）病性等の判定

ア　異常豚の通報があった場合

（ア）臨床検査の結果並びに動物衛生研究部門が行う抗原検査（遺伝子検出検査、ウイルス分離検査）、必要に応じた遺伝子解析及び血清抗体検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。

（イ）遺伝子検出検査、ウイルス分離検査、必要に応じた遺伝子解析又は血清抗体検査のいずれかが終了していない場合（（イ）の場合を除く。）にあっては、これらの検査のうち既に終了している検査の結果並びに臨床検査及び血液検査の結果について判定を先行して行い、可能な限り速やかに病性等の判定に移行する。

（ウ）移動制限区域内でアフリカ豚熱の発生が続発しており、疫学情報が十分に収集されている場合、又は疫学関連家畜を飼養する農場において、アフリカ豚熱を疑う臨床症状が確認された場合は、動物衛生研究部門で実施する検査以外の検査結果に基づき、直ちに病性等の判定に移行する。

イ　浸潤状況確認のための調査で陽性が確認された場合

病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、当該遺伝子検出検査の結果、家畜防疫員の立入検査により行う臨床検査（特に体温測定）の結果並びに動物衛生研究部門で行う遺伝子検査（遺伝子検出検査及び必要に応じた遺伝子解析）の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性等の判定に移行する。

（２）患畜及び疑似患畜

ア　患畜

（ア）ウイルス分離検査により、アフリカ豚熱ウイルスが分離された豚等

（イ）アフリカ豚熱を疑う臨床症状を示しており、遺伝子検査（遺伝子検出検査及び必要に応じた遺伝子解析）によりアフリカ豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

（ウ）アフリカ豚熱を疑う臨床症状を示しており、血清抗体検査によりアフリカ豚熱に対する抗体が検出された豚等

イ　疑似患畜

（ア）患畜が確認された農場で飼養されている豚等

（イ）移動制限区域内で発生が続発している場合に、アフリカ豚熱の臨床症状が明確である豚等及び当該豚等が確認された農場で飼養されている豚等

（ウ）移動制限区域内の農場又は疫学関連家畜を飼養する農場において、アフリカ豚熱を疑う臨床症状を示しており、遺伝子検出検査によりアフリカ豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

（エ）患畜又は疑似患畜（（イ）に掲げる豚等に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で患畜又は疑似患畜（（イ）に掲げる豚等に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って７日目の日から現在までの間に豚等の飼養管理に直接携わっていた者が当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている豚等。ただし、当該他の農場の豚等に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

（オ）疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って７日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等。なお、病性判定日当日は、不算入とする。

（カ）疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って７日目の日より前に患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等であって、当該患畜又は初発の疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等。なお、病性判定日当日は、不算入とする。

（キ）疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って15日目の日から現在までの間に患畜又は初発の疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等。なお、病性判定日当日は、不算入とする。

（３）患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議について

家畜防疫員が次の措置が全て講じられていることを確認した場合は、県防疫指導班は、（２）のイの豚等について、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外できる。

ア　本病感染の否定

（ア）発生農場で直接の飼養管理を行った飼養管理者が直接の飼養管理を行っている全ての農場（発生農場を除く。）における全畜舎において、アフリカ豚熱を疑う症状が確認されていないこと。

（イ）全ての豚等が、患畜又は疑似患畜と過去７日間接触していないこと。

イ　飼養衛生管理基準の遵守の徹底

家畜防疫員が発生時の立入検査を行う際に、飼養管理者が管理する全ての農場において、飼養衛生管理基準が厳格に遵守され、かつ、発生予防措置を強化する事項として次について取り組まれていることが確認できること。

（ア）衛生管理区域が明確に設定されており、従業員を含む全ての農場来場者が記録されており、かつ、その記録が保存されていること。

（イ）全畜舎において、網目の隙間が２cm以下の防鳥ネット又はこれと同等の効果を有すると認められる設備が整備され、野鳥等の野生動物が畜舎へ侵入しないための対策が徹底されていること。

（ウ）定期的に農場内の点検を行い、畜舎の破損部及び隙間並びに排気管からねずみ等の野生動物が畜舎へ侵入しないための対策が徹底されていること。

（エ）野生いのししの生息区域に所在する農場においては、衛生管理区域内に野生いのししが侵入しないよう設置した防護柵等の定期的な点検を行い、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所が修繕されていること。

（オ）農場において使用される作業着、長靴等が当該農場専用であり、他農場へ持ち出されていないこと。

（カ）農場に入退場する畜産関係車両が消毒設備により消毒されていること。

ウ　その他発生予防・まん延防止対策の実施

飼養管理者が管理する全ての農場において、病性等判定日から遡って７日目から現在までの間に次の措置がとられていたことが、発生時の家畜防疫員の立入検査で確認できる場合

（ア）畜舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際の自宅等での入浴を含む。）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものを消毒する措置がとられていること。

（イ）飼養管理等に関連する器材及び車両が専用で、定期的に洗浄・消毒されており、作業動線が他の農場と交わらないこと。

（ウ）敷地内に食肉処理施設が設置されている場合、車両消毒装置が整備され、敷地内へ入退場する車両の消毒が徹底されていること。

（４）患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合に疑似患畜から除外した場合の対応

県防疫指導班は、動物衛生課と（３）を協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該豚等を飼養する農場に対し、第 10 の１の（１）に規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

第７　病性等判定時の措置

１　家畜所有者及び周辺農場等への説明

（１）現地防疫対策班長は、県防疫指導班から、患畜又は疑似患畜と判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、当該家畜の所有者にその旨を伝え、豚熱等の概要、法に基づく所有者の義務、県の防疫方針を説明する。また、当該家畜に起因する豚熱等のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者がと殺（豚熱にあっては殺処分も含む）、死体の処理、汚染物品の処理、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。

（２）異常豚が、患畜又は疑似患畜と判定された旨を、県庁及び地方局内の連絡体制により関係者に連絡する。

（３）家保は、当該農場から半径３㎞以内の農場及びその他、必要と認める者に患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。その際、豚等の所有者に対し、豚等の異常の有無を確認する。

（４）家畜が患畜及び疑似患畜でないと判定された場合には、その旨を現地防疫対策班長から当該家畜の所有者に伝えるとともに、県庁及び地方局内での連絡体制により関係者に連絡する。また、届出に係る異常の原因についての調査を行い、その結果について所有者に説明するとともに、県防疫指導班から動物衛生課に報告する。

２　対策本部の設置

（１）県対策本部

県対策本部の設置については、県防疫指導班と動物衛生課が十分に調整の上、原則、農林水産省と同時に設置し、公表する。

県総務班は、県防疫指導班から、県対策本部を設置するとの連絡を受けた場合に、県対策本部会議を開催する。

（２）現地対策本部

現地総務グループは、現地防疫対策班長から、対策本部の設置要請を受けた場合に、現地対策本部の本部員を招集し、県対策本部の設置に併せて現地対策本部を設

置するとともに、現地対策本部会議を開催する。現地対策本部会議は、県対策本部会議にオンラインでの参加に代えることができる。なお、現地対策本部会議には、必要に応じて関係市町及び関係団体等の防疫措置に関わる全ての機関に参加を要請する。

3　防疫従事者の動員

（1）県防疫指導班は、第２の１の（10）に基づき事前に策定した動員計画及び疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

（2）県対策本部及び現地対策本部は、策定した防疫計画に基づき、市町、警察、県獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。

（3）（1）の動員計画において、市町や関係団体等の協力を得ても人員が不足する場合は、国、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請について、動物衛生課と協議する。

（4）防疫従事者

ア　県職員、市町職員、関係団体職員

事前に待機を依頼した県職員の動員の参集にあたっては、県動員班及び現地動員者係が、動員予定職員に集合時間及び集合場所を連絡する。

また、現地動員者係は、発生市町、関係市町及び関係団体に防疫作業への協力及び動員を依頼し、集合時間及び集合場所を連絡する。

イ　警察署

現地総務グループは、発生地を管轄する警察署に動員を依頼する。なお、警察署職員の現地派遣依頼は、県対策本部が県警察本部と業務について協議が完了後に行う。

ウ　県外家畜防疫員

県防疫指導班は、県内の家畜防疫員では対応が困難と判断される状況になった場合には、動物衛生課に、必要人数、派遣要請期間及び作業内容等を連絡し、県外家畜防疫員の派遣調整を依頼する。遣された県外家畜防疫員は、殺処分等の発生農場における防疫作業の責任者として配置する。

エ　国からの緊急支援チーム

発生後直ちに農林水産省等の職員（と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、県の具体的な防疫措置をサポートする）が派遣されることから、県防疫指導班は現地防疫対策班への配置を行う。

４　関係団体への情報提供

県市町・団体支援班は、県対策本部設置後、速やかに、県内各市町、ＪＡ等関係団体に情報を連絡する。

また、県防疫指導班から連絡を受けた家保は、市町や関係団体等の協力を得て、豚等の所有者及び飼養衛生管理者へ本病発生に係る情報を確実に伝えるとともに、飼養者における防疫対策の強化や異常家畜の早期発見、早期届出を行うよう徹底する。

５　報道機関への公表等

（１）患畜又は疑似患畜であると判定されたときには、県防疫指導班は動物衛生課と内容や公表の時間を調整し、国と県が同時に報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と協議の上、病性の判定前に公表を行う。

（２）病性決定時の公表については、県防疫指導班が発生の概要及び今後の対応等について「発生のプレスリリース案（疑似）患畜の確認について（様式 11）」に取りまとめ、県情報班が報道機関へ公表するとともに、速やかにホームページに掲載する。

ア　公表に当たっては、人及び車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の市町名までに止め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

イ　報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

（ア）プライバシーの保護に十分に配慮すること。

（イ）発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。なお、県情報班が撮影した写真等については、報道機関等からの要請により随時提供する。

（３）防疫措置の進捗状況についても、県防疫指導班と動物衛生課で協議の上、必要に応じ、県情報班から報道機関に資料を提供するほか、定期的に広報用資料を作成し、関係者への提供及びホームページ掲載を行う。

６　公示、報告又は通報

（１）発生の公示

県防疫指導班は、法第 13 条第 4 項により豚熱等の発生を公示するとともに、当該家畜又は死体の所在地を管轄する市町及び隣接市町、関係都道府県知事に通報し、かつ農林水産大臣に報告する。

（２）制限区域の公示（アフリカ豚熱）

県防疫指導班は、病性判定後速やかに、細則第 15 条に基づく公示を行い、規則第 41 条に基づき、その内容について農林水産大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報する。

（３）家畜集合施設の開催等の制限の公示（アフリカ豚熱）

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、法第33条、同34条の規定により移動制限区域内のと畜場（食肉加工場を除く）における豚等のと畜、家畜市場並びに家畜共進会等の家畜を集合させる催物の開催を停止させ、また、移動制限区域及び搬出制限区域内における家畜市場並びに家畜共進会等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。なお、この処分は、当該処分の期間、対象、地域、その他処分について必要な事項をその都度公示するとともに、規則第41条に基づき、その内容について農林水産大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報する。

７　消毒ポイント設置場所の周知（アフリカ豚熱）

県防疫指導班及び全ての家保は、関係機関にメール及び FAX 等により設置場所と設置時間並びに消毒確認の証明書の発行等について連絡を行うと共に、県情報班は、ホームページへ掲載し、広く住民に周知する。

８　相談窓口の開設

県防疫指導班において家畜衛生に関する相談窓口を開設する。また、人の健康及び食の安全等に関することについては現地健康対策班が相談窓口を開設し、それぞれ連携を取りつつ県民の不安解消や正しい情報の提供に努める。

９　消毒命令の検討

豚熱等の感染拡大が懸念される場合や発生農場周囲 1 km 以内の区域に位置する農場等は、法第 9 条又は法第 30 条（動物衛生課と協議の上）の規定に基づく消毒命令を検討する。

第８　発生農場等における防疫措置

Ⅰ　発生農場で防疫作業に係る責任者の配置

１　責任者の配置

防疫作業に係る責任者は、明確に識別できるようベスト等を着用

（１）現地防疫調整係長の役割

現場指揮所を拠点とし、作業開始前に、豚等の所有者、現地焼埋却班、県建設業協会現場責任者、集合施設運営責任者、現地総務班、その他連絡調整において必要となる者との連絡方法（携帯電話番号等）を確認し、農場内では無線機による連絡、情報共有を図る。

ア　現地対策本部等との進捗状況報告、連絡調整等の工程管理責任者としての役割

評価、殺処分、焼埋却、清掃消毒等について検討した実施案、作業進捗状況、作業遂行に係る課題等を現地防疫対策班長及び現地総務グループ長、県防疫指導班長に報告し、原則として現地防疫対策班長の指示を受けて発生地の防疫措置を行う。

ホワイトボード等に作業進捗状況等の情報を記入し、防疫資機材の補給、動員過不足に遅滞なく対応する。

イ　防疫作業責任者との連絡調整及び指揮

防疫作業責任者（家保獣医師）からの作業進捗状況等について随時把握し、適宜、協議を行いながら、必要な指示を与える。

ウ　現場指揮所の運営

現場指揮所の運営を統括し、現場指揮所で従事する防疫従事者を取りまとめ、必要な指示を与える。また、現場指揮所の動線を確保し、清浄エリア、汚染エリアを区分し、外への拡散防止対策を図る。

（２）防疫作業責任者の役割

防疫作業責任者は、農場内に常駐し、各係長を統括する。常時、各係長を通じて現場状況の把握に努めるとともに、防疫作業に係る課題、防疫資機材の補給、人員不足、防疫従事者のけが、急病等の状況を随時聴取後、必要に応じて現地防疫調整係へ連絡、協議し、現地防疫調整係長からの指示内容を各係長へ伝達する。

各係長と、防疫従事者のチーム編成を含めて作業実施案を協議し、現地対策本部からの決定内容を共有する。また、防疫従事者到着時の作業内容説明及び全体の進捗状況説明、現地焼埋却班並びに県建設業協会現場責任者へ焼埋却その他に係る協力依頼、防疫従事者の作業時間の把握と休憩時間の確保など、全体の作業が円滑に遂行されるよう係長に指示する。

（３）係長の役割

防疫作業責任者と情報の共有を図り、必要な指示を受ける。また、防疫作業責任者にチームの防疫作業に係る課題、資材補給、適切な人員割振り、作業時間の管理や休憩時間の確保等を報告し、チーム員には必要な作業内容を指示する。また、チーム員からの相談や報告事項に対応する。なお、現地殺処分・汚染物品処理係長は、自ら作業を行わず指示に徹し、各チームの作業状況を十分監督する。班員への指示は、的確に伝わるよう拡声器等を活用する。

２　現場指揮所（発生農場）での連絡・作業体制

（１）連絡体制

現地防疫調整係長は、畜舎、月齢別の殺処分予定頭数、殺処分の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ県対策本部に確認し、その指示を受けるものとする。

防疫作業中の進捗状況や事故等の問題が発生した場合には、防疫作業責任者が現地防疫調整係長に連絡し、現地防疫調整係長が現地防疫対策班長に報告する。現地防疫対策班長は、現地総務グループに報告する。

また、次のア～ウの担当者は、交代時に、防疫作業に支障をきたさないよう時間差を設けて交代する等、適切な引き継ぎを行う。

ア　現地防疫調整係長（総括責任者）

発生農場における防疫作業の現場責任者として、現場指揮所に現地防疫調整係長（原則、防疫課長）を配置し、各係全体の統括、進行管理（工程管理責任者）、現場指揮所の運営を行う。

防疫計画や作業方法については、現地防疫調整係長と防疫作業責任者が、進捗状況を踏まえて協議、決定し、各係長に指示する。

イ　防疫作業責任者

防疫作業責任者が農場内の各係の作業状況を確認し、各係からの報告事項等について現地防疫調整係長に連絡するとともに、各係の連携等の調整を行う。

ウ　各係長（殺処分・汚染物品処理係、農場消毒係、評価係）

防疫作業に従事する各係には係長（防疫作業責任者の補佐を努める（家保獣医師））、係内の各チームにはリーダー（防疫作業の知識や経験を有する獣医師、畜産職、農業職等）を置く。

係長は、チームへ作業の進め方について指示を行うとともに作業の進捗状況、問い合わせ事項等は、防疫作業責任者に報告、連絡、相談し、指示を受ける。

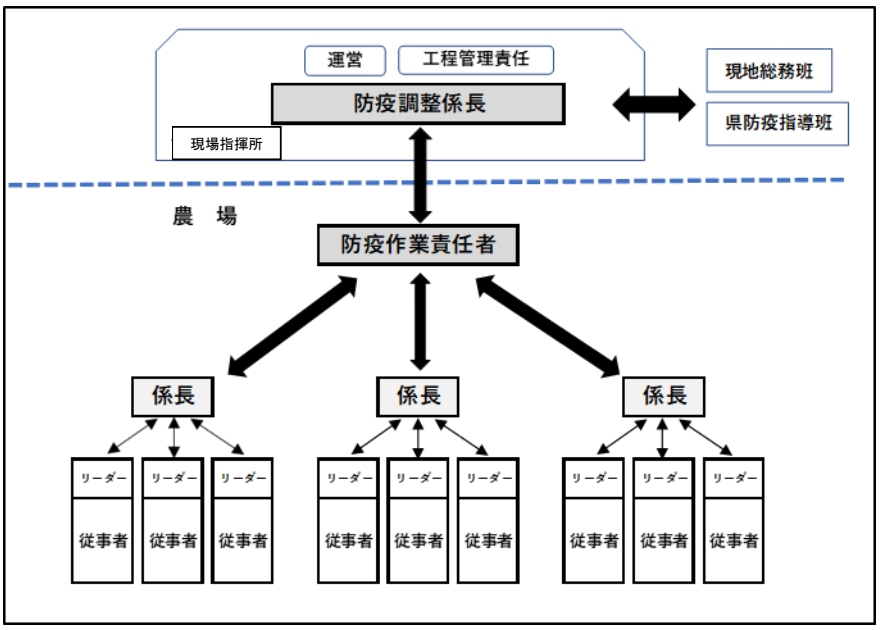


図３　発生農場における連絡体制イメージ図

3　防疫従事者等の安全管理

（１）畜舎内の構造は、飼養形態や飼養頭数により大きく異なることや、畜舎内は十分な照明がなく、床が滑りやすくなっている可能性がある。防疫従事者は、家畜防疫員の指示に従い、けがの無いように作業を行う。

（２）特に夜間の業務は、畜舎の中又は夜間の暗闇の中での作業となることから、十分な夜間照明を確保し、防疫従事者の安全管理に配慮する。

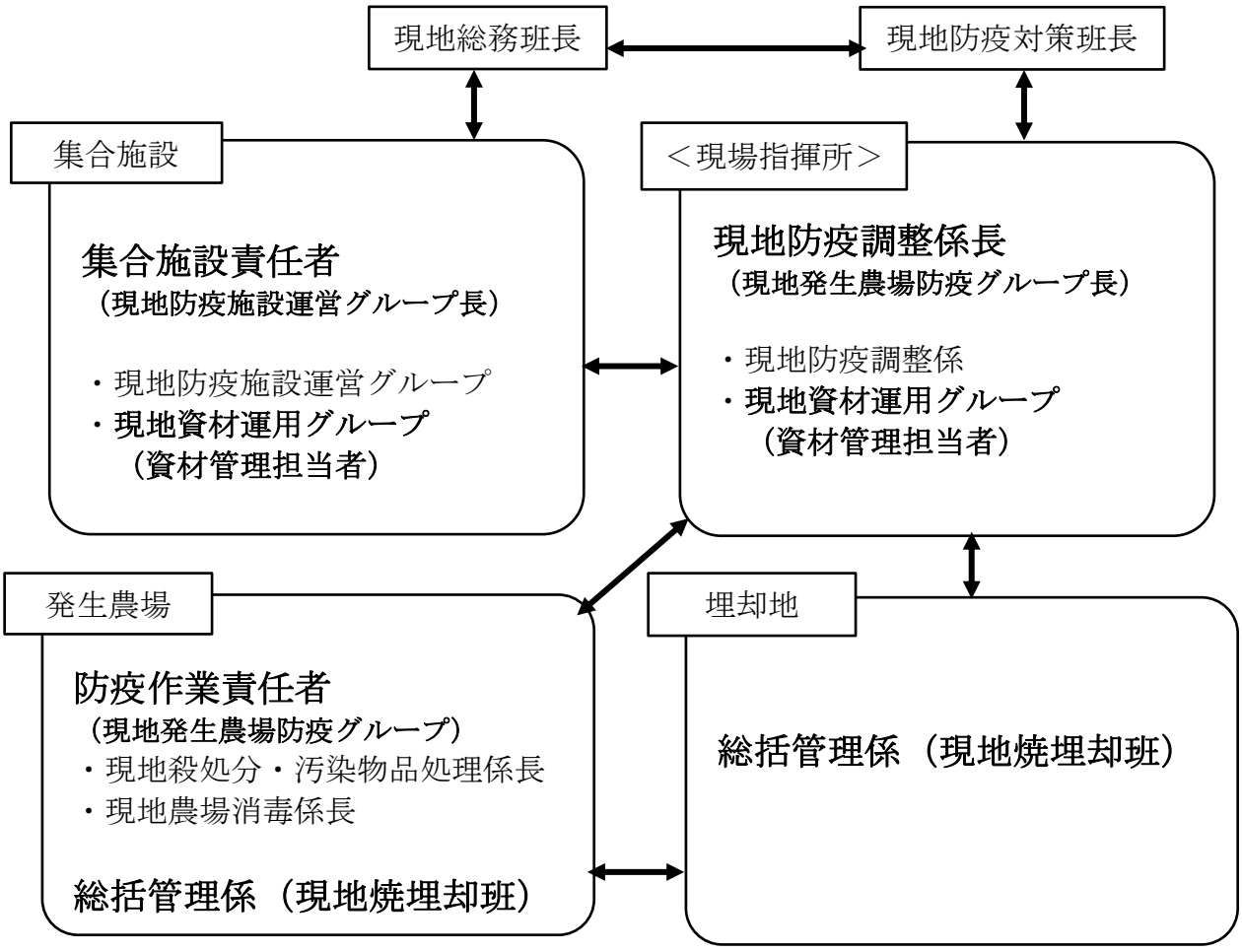
（３）夜間作業では、日中作業に比べ、著しく作業効率が落ちることや、待機時間も長くなることもあり、防疫作業時間の見直しを随時行う。

（４）他の防疫従事者との不意の接触は、事故を招くおそれがあるため、防疫従事者同士で声を掛け合うなど、十分注意しながら作業を進める。

（５）殺処分に使用する二酸化炭素のガスボンベは大変重いため、ガスボンベの転倒による防疫従事者のけが等に注意する必要があり、使用済みのガスボンベは、所定の場所まで移動させて保管する。ガスボンベを設置、運搬する際には、転倒防止のために必ず専用の荷台を使用する。

（６）防疫服を着用しての作業では、体力を激しく消耗するため、休憩を確実に取ることが必要である。現場の責任者は、作業チームの休憩時時間が重ならないよう、計画的に休憩時間を確保する。

＜防疫作業の指揮体制＞



Ⅱ　豚熱ワクチン接種区域における豚熱発生農場の防疫措置

１　防疫作業体制

（１）防疫作業

豚熱発生時の防疫作業は、大きくは殺処分作業、焼埋却作業（死体の処理、汚染物品の処理)、消毒作業の３つに分けることができる。

（２）防疫作業時間

作業は、継続飼養に支障を及ぼさない範囲で実施する。特に、日中の作業を避ける必要がある場合は、夜間に実施する。作業時間は、原則として１クール８時間とし、集合施設における作業前後の着替え等の準備・撤収及び休憩等に要する時間（約２時間）及び作業中の休憩時間（約１時間）を含むものとする。

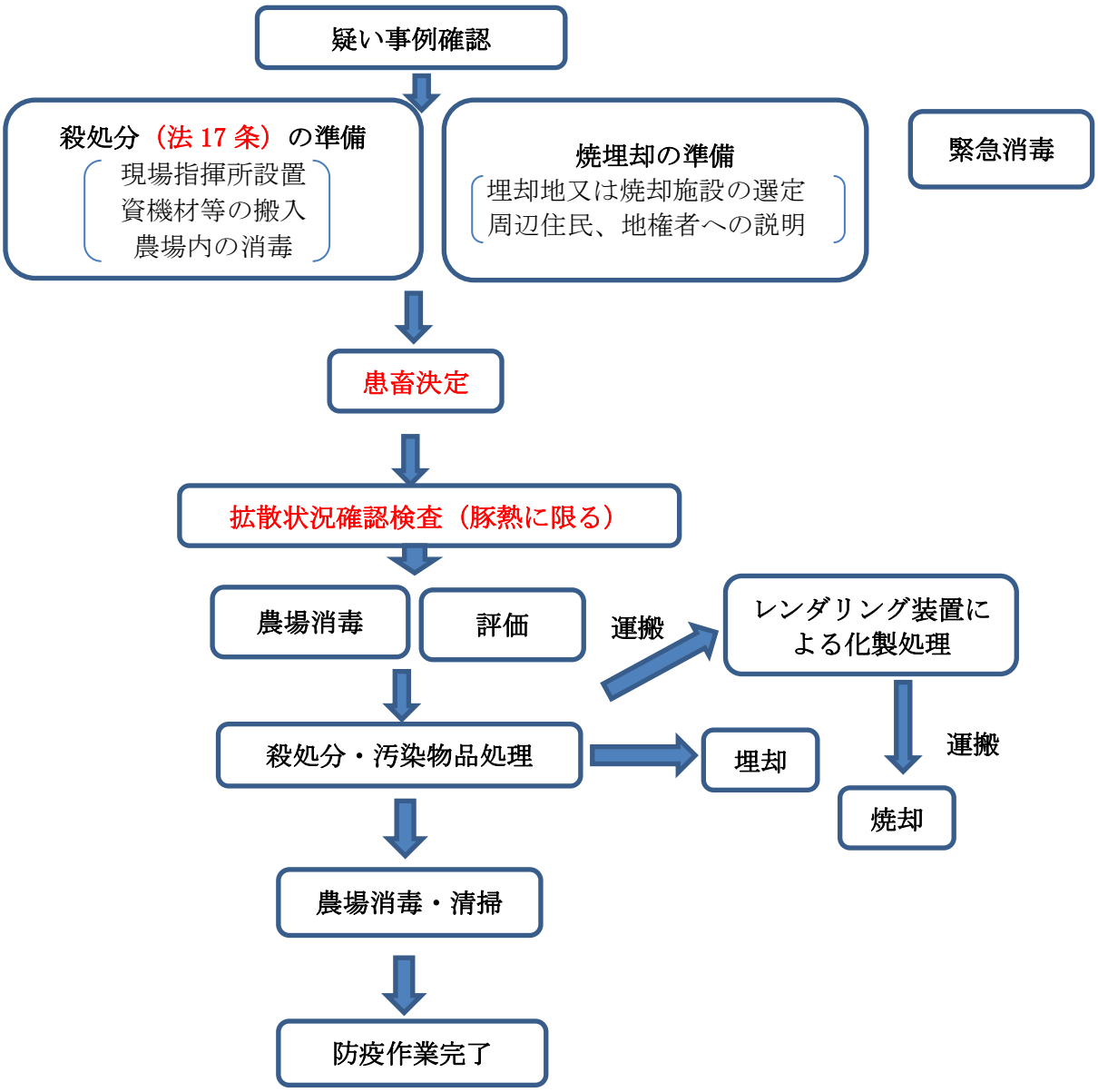


図４　防疫作業体制イメージ図

２　と殺（法第 16 条）及び殺処分（法 17 条）の準備

（１）現地防疫調整係は、疑似患畜から除外され、飼養の継続が想定される、又は飼養が継続する豚等への感染防止のため、これらの豚等の飼養衛生管理の動線と防疫措置の動線が交差することのないよう、防疫措置を実施する時間帯や動線等を適切に設定すること。また、豚等の所有者に対し、衛生管理区域への入退場時や畜舎等への立入りに当たり、更衣、消毒等を徹底するよう指導すること。

（２）現地農場消毒係は、患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、発生農場の外縁部及び畜舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、速やかに、発生農場外及び、発生農場内で豚等の飼養を継続する畜舎等への病原体拡散防止措置を行う。必要に応じて病性判定前に実施する。

（３）現地殺処分・汚染物品処理係は、畜舎外でと殺を行う場合には、外部から見えないようブルーシート等で周囲を覆い、豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置等の準備を行う。

（４）現地地域防疫グループは、発生農場の周囲１km 以内の区域に位置する豚等飼養農場の外縁部及び畜舎周囲へ消石灰の散布を行う防疫従事者の編成を行い、速やかに実施する。これらの措置は、必要に応じて、病性判定前に実施する。

３　と殺及び殺処分（現地殺処分・汚染物品処理係）

（１）と殺（法第 16 条）

ア　家畜防疫員は、豚熱の患畜の所有者に対し、と殺指示書（様式５）を交付する。当該家畜の所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第16条第３項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。

イ　患畜は、原則として、当該農場内で、と殺の準備が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。と殺の頭数は、評価に必要となるため、正確に記録する。

ウ　臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。

（２）殺処分（法第 17 条）

県防疫指導班は、特別な事情がない限り、以下に該当する疑似患畜の所有者に対し、動物衛生課と協議の上、期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命じる。家畜防疫員は、殺処分命令書（様式６）を交付する。

当該家畜の所有者が期限までに命ぜられた殺処分を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、法第17条第３項に基づき、期限を待たずに家畜防疫員が殺処分を実施する。

ア　ワクチンによる免疫が成立していない豚等

（ア）患畜の病性等判定日時点においてワクチン未接種の豚等

（イ）患畜の病性等判定日時点においてワクチンの初回接種後 20 日を経過していない豚等

（ウ）発育不良に陥っている豚等

イ　特定症状など、豚熱感染が疑われる症状を呈しており、遺伝子検出検査で陽性が確認された豚等

ウ　その他家畜防疫員が豚熱のまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚等

（３）拡散状況確認検査の実施（現地病性鑑定・事前調査係）

現地病性鑑定・事前調査係（先遣隊第2陣）は、患畜確認後、速やかに、発生農場において拡散状況確認検査を行う。その結果を踏まえ、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、陰性となった豚等については、陰性判明時点で疑似患畜から除外する。

ア　臨床検査

全ての疑似患畜（（２）のアにより殺処分すべき旨を命じる豚を除く。）に対して、豚熱感染が疑われる症状の有無について確認する。

確認に当たっては、所有者、飼養衛生管理者及び担当獣医師等から発生前の臨床所見や飼養状況について聞き取る。

異状を呈し遺伝子検出検査を実施する豚等については、当該豚等をスプレーによるマーキング、隔離等を行い、当該検査が陽性となったときに確実に個体の識別ができるようにする。

イ　血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査

原則として、アの検査において豚熱感染が疑われる症状が確認された全ての豚等について、血液検査（白血球数測定）、遺伝子検出検査及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

原則として、アの臨床検査で異状を呈している全ての豚等を検査対象とする。対象頭数が各畜舎に５頭以上いる場合には、まずは各畜舎少なくとも５頭検査するものとし、遺伝子検出検査で陽性が確認されない限り、全ての異常豚について検査を行うものとする。

遺伝子検出検査で陽性となった豚等が飼養される畜舎においては、未検査の豚等を殺処分の対象とする場合に限り、当該豚等について検査を省略することができる。なお、検査の実施に当たっては、豚熱指針別紙１「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

（４）殺処分の範囲

患畜確認後、県防疫指導班が殺処分すべき旨を命じる疑似患畜は、原則として以下のとおりとし、発生農場における豚等の飼養状況やワクチン接種状況を踏まえ、動物衛生課と協議の上、殺処分命令を行う対象を決定する。

ア　ワクチンによる免疫が成立していない豚等

患畜の病性等判定日時点においてワクチン未接種の豚等、ワクチンの初回接種後 20 日を経過していない豚等及び発育不良の豚等

イ　特定症状など、豚熱感染が疑われる症状を呈しており、遺伝子検出検査で陽性が確認された豚等

以下の症状（(ア）の症状を除く。）について、直近概ね１週間前の状況と比較し、遺伝子検出検査等の実施を判断する。(ア）の症状が認められた豚等については、直近の状況に関わらず、認められた時点で遺伝子検出検査等を実施する。

（ア）耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。

（イ）摂氏 40 度以上の発熱、元気消失、食欲減退

（ウ）便秘、下痢

（エ）結膜炎（目やに）

（オ）歩行困難、後躯麻痺、けいれん

（カ）血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

（キ）その他家畜防疫員が豚熱を疑う症状

ウ　その他家畜防疫員が豚熱のまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚等

法第 17 条の趣旨に鑑み、ワクチン接種の状況や家畜の飼養状況等を総合的に勘案してまん延を防止するため殺処分が必要と考えられる豚等に限定すること。

（５）殺処分の範囲について例外的な対応が必要な場合

ア　発生農場が適切にワクチン接種を実施していない場合

管轄家保の指示に従って適切にワクチン接種を実施していないと県防疫指導班が認めた場合には、原則として、（４）のア又はイに該当しない豚等であっても、（４）のウに該当する豚等として、繁殖豚を含む全ての豚等について殺処分を行うものとする。

イ　感染が限局していない場合

拡散状況確認検査において、感染が限局しておらず、患畜確認時点で既に農場内にウイルスが広範囲に浸潤していると考えられる場合には、原則として、（４）のア又はイに該当しない豚等であっても、（４）のウに該当する豚等として、繁殖豚を除く全ての豚等について殺処分を行うものとする。

ウ　その他続発を防ぐことが困難と認められる場合

発生農場が適切にワクチン接種を実施しているものの、肥育豚の免疫付与状況が著しく低い場合、飼養衛生管理が徹底されていないと判断される場合等、ワクチン接種の状況や家畜の飼養状況等を総合的に勘案した結果、続発を防ぐことが困難と認められる場合には、（４）のア又はイに該当しない豚等であっても、（４）のウに該当する豚等として、繁殖豚を除く全ての豚等について殺処分を行うことや、繁殖豚を含む全ての豚等について殺処分を行うことができる。

（６）殺処分対象から除外された繁殖豚から生まれた子豚の取扱い

患畜確認後、新たに生まれた豚等は、防疫措置の完了までの間は疑似患畜として殺処分対象とし、これ以降に生まれた豚等は、異状が生じていない限り、疑似患畜

とはしない。畜産課は、防疫措置の完了以降に出生した豚等についても、監視プログラムを適用する。管轄家保は、毎日の健康観察等、監視を徹底するとともに、患畜が確認された時に殺処分されなかった豚等（繁殖豚を除く。）との隔離を徹底するよう指導する。

（７）発生農場における接種状況の確認及び感染の限局について

ア　適切にワクチン接種が実施されていることの確認

県防疫指導班は、発生農場において、豚熱ワクチンの適時適切な接種が実施されていることを確認するとともに、作業手順書を作成し、認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等が遵守されていることを確認する。

県防疫指導班は、当該農場において、上記事項が実施されていないほか、ワクチン接種プログラムに基づく接種と認められない場合には、管轄家保の指示に従って適切にワクチン接種が実施されていないものと判断する。

イ　感染の限局について

県防疫指導班は、患畜又は２の３の（イ）に該当する豚等が確認された畜舎数が、原則として、発生農場の全畜舎数の半数未満の場合には、当該農場では本病の発生が限局していると判断する。

（８）拡散状況確認検査の陰性の判断基準

県防疫指導班は、次のいずれかに該当する豚等を、拡散状況確認検査陰性の豚等と判断する。

ア　臨床検査において豚熱感染を疑う症状が認められなかった豚等

イ　臨床検査において豚熱感染を疑う症状が認められたが、遺伝子検出検査で陰性が確認された豚等

（９）発育不良に陥った豚等の判断

発育不良に陥っている豚等とは、当該農場における同様の日齢の豚等と比して、体重や体高の増加が明らかに遅れている豚等をいう。発育不良に陥っている豚等の判断に当たっては、現地病性鑑定・事前調査係が豚等の所有者、飼養衛生管理者又は担当獣医師からこれまでの飼養状況等を聞くこと。

（10）殺処分命令時の期限設定について

県防疫指導班は、殺処分命令の期限の設定に当たっては、概ね１週間程度とし、頭数が多く、１週間程度で実施できない場合には、１日当たり概ね300頭程度殺処分を実施することを目安に適切な期限を設定するものとする。

（11）と殺及び殺処分の目安時間

患畜は、原則として、当該農場内で、第６の１の（２）のアにより患畜であると判定された後、発生農場における病原体拡散防止措置（２の（２））が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

疑似患畜は、県防疫指導班が設定した殺処分命令時の期限内に殺処分を完了させる。

4　死体の処理の準備

（１）現地焼埋却班は、現地埋却地交渉係及び市町による地域住民への説明が完了していることを確認した上で作業に入る。

（２）患畜又は疑似患畜の死体については、原則、農場隣接地に埋却するが、農場内又は農場周辺に埋却地を確保できない場合は、県防疫指導班と動物衛生課の協議の上、農場から死体を移動させるための準備を講じる。

（３）埋却による処理が困難な場合には、県防疫指導班は動物衛生課と協議の上、直ちに（一社）えひめ産業資源循環協会に協力を要請するとともに、国が保有する移動式レンダリング装置の貸与手続きや、移動式レンダリング装置を使用した死体の処理（化製処理）に係る準備を行うとともに、焼却施設の使用を検討する（化製処理を行った死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。なお、化製処理後に焼却施設が利用できない場合は、国が保有する移動式焼却炉の使用についても検討する。

5　死体の処理（法第 21 条）及び汚染物品の処理（法第 23 条）（現地焼埋却班）

（１）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却又は埋却を指示する（患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書（様式７）、汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書（様式８））。当該死体の所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第 21 条第４項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。

（２）家畜防疫員は、本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第 23 条第３項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。

（３）患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において、埋却する。

なお、埋却による処理が困難な場合には、県防疫指導班は動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う。化製処理を行った死体については、最終的に焼却又は埋却する。

ア　防疫フェンス・埋却運営事務所（埋却地が発生農場の外にある場合）の設置（必要に応じて）

イ　消毒場所（出入り口）の設置

ウ　埋却溝の掘削

エ　埋却溝底面への消石灰散布

オ　必要に応じて法面と底面にブルーシートを設置し、消石灰を散布

※雨天時には、使用する消毒薬の協議を現地防疫調整係長及び防疫作業責任者と行う

カ　埋却作業及び埋め戻し作業

キ　立て看板の設置（様式９）

（４）殺処分の対象としなかった豚等の死体の処理（豚熱）

殺処分の対象としなかった豚等が防疫措置の終了までに死亡した場合、その死体は、汚染物品として処理する。防疫措置が終了した後に豚熱以外の事由により死亡したことが明らかな場合、その死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等に基づき、適切に処理する。

（５）汚染物品の処理について

汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。搬出や、防疫作業動線を考え、現地焼埋却班と協議しながら仮置き場を設置する。

ア　精液等（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

イ　排せつ物等

ウ　敷料

エ　飼料

オ　その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（６）埋却のため死体や汚染物品を農場から移動させる場合は、動物衛生課と協議の上、次の措置を講じる。

ア　当該死体を十分に消毒する。（現地農場消毒係）

イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。（現地殺処分・汚染物品処理係）（現地焼埋却班）

ウ　積込み後に車両表面を消毒する。（現地農場消毒係）

エ　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。（現地防疫調整係）

オ　死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。（現地焼埋却班）

カ　搬入後は、搬入場所、施設で車両及び資材を直ちに消毒する。（現地焼埋却班）

キ　移動経過を記録し、保管する。（現地焼埋却班）

（７）埋却による処理が困難な場合には、県防疫指導班は動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理（国が所有するレンダリング装置による措置）を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。

焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては（７）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては、（７）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、（３）の場所に行う。

（８）移動式レンダリング装置の利用

適当な埋却地が確保できない場合に備えて、動物検疫所に移動式レンダリング装置が備蓄されていることから、次のとおり装置の利用について準備を行う。

ア　設置前

装置を設置するためのスペースの確保や搬入するための道路幅の確認が必要となる。事前に設置場所の選定、関係部局との調整について準備する。

イ　貸出の手続き・事前準備

県防疫指導班と動物衛生課で協議の上、設置場所の確保、レンダリング処理後の産物処理方法などを調整する。また別に定められた貸出要領に基づく手続きを行う。

ウ　保管場所

（ア）動物検疫所　横浜本所

（イ）動物検疫所　北海道・東北支所　胆振分室

（ウ）動物検疫所　中部空港支所名古屋出張所　野跡検疫場

（エ）動物検疫所　門司支所　新門司検疫場

（９）焼却又は化製処理をする施設において、次の措置を講ずる。（現地焼埋却班）

ア　焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

イ　運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

ウ　死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

エ　死体の焼却又は化製処理工程への投入後直ちに、焼却施設等の出入口運搬物を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。

オ　焼却又は化製処理が完了しウの消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

（10）焼却施設との契約

県防疫指導班は、（一社）えひめ産業資源循環協会との協定に基づき焼却施設の選定を依頼し、選定された焼却施設と契約内容を協議決定、契約を行う。

６　畜舎等の消毒（法第 25 条）（現地農場消毒係）

家畜防疫員は、患畜及び疑似患畜の所在した畜舎等の所有者に対し、当該畜舎（患畜又は殺処分の対象となった疑似患畜の所在した畜舎）等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第 25 条第３項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺及び殺処分の終了後、規則第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。

（1）農場出入口での消毒

発生農場への出入口を 1 カ所に限定し、踏込消毒槽及び動力噴霧器を備え付けた消毒場所を設置する。出入りする車両、物品、人の消毒を逆性石けん液により行う。

（2）殺処分時の消毒

死体や汚染物品を詰めたフレコンバッグ等の外装を、逆性石けん液等で消毒する。消毒したものを運搬車両に積み込み、埋却地等へ搬出する。

（3）畜舎等の消毒

ア　殺処分前にウイルス量の軽減を図るために、畜舎内の消毒を行う。

イ　畜舎、飼料倉庫及び堆肥舎等関連施設の外壁・屋根を動力噴霧器により、消毒液で洗浄・消毒を実施する。

ウ　現地殺処分・汚染物品処理係がと殺及び殺処分完了後に畜舎内を清掃した後、畜舎内の天井、壁面、床面の順に動力噴霧器を用いて消毒を行う。汚染物品を搬出した後の飼料倉庫及び堆肥舎等関連施設も消毒を行う。

エ　農場の下水及び排水溝の消毒を行う。

オ　焼埋却しない器具類の消毒を行う。

カ　防疫作業に使用した資機材や重機等の洗浄消毒を行う。

（4）取付道路・敷地の消毒

取付道路・敷地全面については消石灰の散布を行う。

（5）と殺及び殺処分の終了後の消毒（1 回目）

（6）と殺及び殺処分の終了後の消毒（2 回目、3 回目）

家畜の所有者は、防疫措置完了後に、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、規則第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 2 回以上実施し、消毒完了後には管轄家保に報告する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、家畜防疫員が消毒を実施する。

【留意事項】畜舎等の消毒について（豚熱）

現地防疫対策班は、患畜及び疑似患畜が確認された農場の豚等の所有者に対し、畜舎等の消毒の実施に当たり、患畜及び疑似患畜（殺処分された豚等であって、遺伝子検出検査で陽性になった豚等を含め、豚熱ウイルスに感染していた疑いがあるものに限る。）が所在していた畜房については空房とするよう、あらかじめ指示すること。また、同様に殺処分対象から除外された繁殖豚から生まれた子豚がワクチン免疫を付与されるまでの間に飼養されると見込まれる畜舎等について、原則として空舎とするよう、あらかじめ指示すること。ただし、繁殖豚や明らかに免疫を付与されていると考えられる豚等の移動先がない場合については、動物衛生課と協議の上、こうした豚等の飼養を継続しながら消毒を行うことができる

ものとする。その場合、当該畜舎等で分散して飼養されている豚等を可能な限り一か所に集約しながら消毒を実施するよう努めるなど、消毒の徹底に万全を期すこと。

7　畜舎等における殺鼠剤の散布等（現地農場消毒係）

病原体拡散防止措置として、と殺及び殺処分の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤、殺虫剤の散布等を行う。

8　豚熱発生農場における豚熱ワクチンの緊急追加接種（先遣隊第３陣）

県防疫指導班は、患畜と判定された日から遡って 10 日目以降に患畜又は疑似患畜と同一の畜舎で飼養されていた豚等（繁殖豚を除く。）について、特別な事情がない限り、家畜防疫員による法第 31 条第１項に基づくワクチンの緊急追加接種を速やかに実施する。

ワクチンの緊急追加接種を実施する場合は、動物衛生課と協議の上、殺処分、死体等の処理及び畜舎等の消毒の完了を待たずに接種を開始する。

接種に当たっては、少なくとも畜房ごとに注射針を交換する。

なお、ワクチンの緊急追加接種予定日の 20 日以内にワクチン接種を受けた豚等は、接種対象から除外する。

※繁殖豚とは、繁殖の用に供されている又は供される予定であり、概ね６か月以上の間隔で複数回ワクチン接種を受け、かつ２回目の接種日から 20 日以上経過した豚等をいう。

9　監視プログラム

県防疫指導班は、患畜、疑似患畜又は疫学関連家畜の飼養農場に対し、移動制限及び報告徴求による監視プログラムを実施する。

（１）移動制限

ア　制限の対象

法第 32 条第１項に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。

（ア）生きた豚等

（イ）精液等

（ウ）豚等の死体

（エ）豚等の排せつ物等

（オ）敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

イ　制限の期間

患畜の病性等判定日から 90 日が経過し、かつ、発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条に基づくと殺、法第 17 条に基づく殺処分、法第 21 条に基づく死体の処理、法第 23 条に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条に基づく畜舎等の消毒（３回目）が完了していることをいう。）から 28 日が経過した日までとする。

ただし、防疫措置が完了した日から 28 日が経過する日までに新たに患畜又は２の（１）のイに該当する豚等が確認されなかった場合には、動物衛生課と協議の上、患畜の病性等判定日から 90 日が経過しているか否かにかかわらず、防疫措置が完了した日から 28 日が経過した日までとすることができる。

ウ　制限の対象外

イの移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に実施されている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所（ワクチン接種区域内に限る。）へ移動させることができる。

（２）報告徴求

現地防疫対策班は、監視プログラムを適用した農場に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、豚熱発生農場であることに鑑み、飼養衛生管理基準の遵守、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について改めて指導を徹底する。また、監視期間中、法第52条に基づき、毎日、異状の有無や死亡頭数等について、監視プログラムが解除されるまで報告するよう求める。

（３）監視プログラム適用期間中に異常豚が確認された場合の対応

監視プログラムを適用した農場において、報告徴求等により飼養豚等において異状が認められた場合には、第４の１から５までに準じた措置を講じる。当該措置において、豚熱を疑う症状を呈しており、遺伝子検出検査で陽性となった豚等については、当該豚等を疑似患畜として法第 17 条に基づき殺処分を命ずる。加えて、原則として、１から８までの防疫措置を再び講じる。

（４）監視プログラム適用期間中の豚等の導入について

監視プログラムを適用した農場は、防疫措置の完了後、繁殖豚等の免疫が十分に付与されていると考えられる豚等を導入することができる。導入した豚等については、監視プログラムに基づき、報告徴求の対象とすること。

（５）監視プログラムの解除

県防疫指導班は、監視プログラムを適用した農場における清浄性を確認するため、（１）の移動制限期間が終了する２日前以降に、監視プログラムを解除するための検査として、２の（２）の拡散状況確認検査と同様の検査を実施する。当該検査において、全ての豚等について陰性が確認された場合であって、（１）のイの期間が経過した場合には、動物衛生課と協議の上、監視プログラムを解除する。

10　豚等の評価（現地評価係）

（１）豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。

（２）評価額の算出は、原則として、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該豚等の体型、産歴の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

（３）現地評価係は、手当金申請を迅速に行うため、農場での防疫措置完了後、速やかに手当金算出作業に専念する。

（４）評価物の確認

ア　家畜

現地評価係は、殺処分前に、と殺及び殺処分の対象となる豚等の日齢、導入日等について確認し、現地殺処分・汚染物品処理係は、と殺を行った個体（多頭群飼育されている場合にあっては群ごとの代表的な個体）を写真撮影により記録する。なお、と殺及び殺処分を行った頭数については、最終的に現地殺処分・汚染物品処理係が作成する評価記録野帳により確認し、評価書（家畜）を作成する。

イ　汚染物品

埋却、焼却の対象となる汚染物品について、現地評価係がその内容や数量を確認し、豚等と同様に現地殺処分・汚染物品処理係が写真撮影により記録し、汚染物品評価書を作成する。

（５）評価人の選定

現地防疫対策班長は、評価人として、①家畜防疫員、②家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの、③地方公務員以外の者で畜産業の経験のあるもののうちから、それぞれ１名以上選定し、依頼する。

（６）評価の方法

患畜又は疑似患畜となった豚等の評価額の算定は、原則として、豚熱等指針別紙２等により行う。

Ⅲ　アフリカ豚熱発生農場における防疫措置

１　発生農場（現場指揮所）での防疫作業体制

（１）防疫作業

アフリカ豚熱発生時の防疫作業は、大きくは殺処分作業、焼埋却作業（死体の処理、汚染物品の処理）、消毒作業の３つに分けることができる。

（２）防疫作業時間

作業は原則24時間体制で行うが、作業進捗状況に応じ、作業時間は日中作業に移行する。１クール８時間とするが、作業従事前後に行う集合施設での事前準備時間約２時間、作業休憩時間約２時間を含む。

２　と殺（法第 16 条）の準備

（１）現地防疫調整係は、発生農場等への出入口は、原則として１か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

（２）現地農場消毒係は、患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに発生農場の外縁部及び畜舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う。必要に応じて病性判定前に実施する。

（３）現地殺処分・汚染物品処理係は、畜舎外でと殺を行う場合には、外部から見えないようブルーシート等で周囲を覆い、豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置等の準備を行う。

（４）現地地域防疫グループは、発生農場の周囲１km 以内の区域に位置する豚等飼養農場の外縁部及び畜舎周囲へ消石灰の散布を行う防疫従事者の編成を行い、速やかに実施する。これらの措置は、必要に応じて、病性判定前に実施する。

３　と殺（現地殺処分・汚染物品処理係）

（１）と殺（法第 16 条）

Ⅱの３の（１）と同様とする。なお、「患畜」は「患畜又は疑似患畜」と読み替える。

（２）と殺の目安時間

患畜及び疑似患畜は、原則として、当該農場内で、第６の２の（２）により患畜又は疑似患畜であると判定された後、発生農場における病原体拡散防止措置（４の（２））が完了してから目安として24時間以内に完了する。

また、殺処分された死体の処理については、72時間以内に行うものとする。目安時間については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で1,000から2,000頭程度の飼養規模を想定している。

４　死体の処理の準備

Ⅱの４と同様とする。

５　死体の処理（法第 21 条）及び汚染物品の処理（法第 23 条）

（１）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却又は埋却を指示する（患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書（様式７）、汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書（様式８））。当該死体の所有者による迅速かつ

適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第 21 条第４項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。

（２）死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、死体の処理が完了したとみなす。

ア　埋却又は焼却のため死体を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内の全ての死体を密閉容器に入れ終えた時点

イ　化製処理を行った死体を埋却し、又は焼却する場合、全ての化製処理を行った死体を密閉容器に入れ終えた時点

（３）家畜防疫員は、本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第 23 条第３項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。

（４）患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において、埋却する。

なお、埋却による処理が困難な場合には、県防疫指導班は動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う。化製処理を行った死体については、最終的に焼却又は埋却する。

ア　防疫フェンス・埋却運営事務所（埋却地が発生農場の外にある場合）の設置（必要に応じて）

イ　消毒場所（出入り口）の設置

ウ　埋却溝の掘削

エ　埋却溝底面への消石灰散布

オ　必要に応じて法面と底面にブルーシートを設置し、消石灰を散布

※雨天時には、使用する消毒薬の協議を現地防疫調整係長及び防疫作業責任者と行う

カ　埋却作業及び埋め戻し作業

キ　立て看板の設置（様式９）

（５）汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。搬出や、防疫作業動線を考え、現地焼埋却班と協議しながら仮置き場を設置する。

ア　精液等（ただし、病性等判定日から遡って15日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

イ　排せつ物等

ウ　敷料

エ　飼料

オ　その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（６）汚染物品は、動物衛生課と協議の上、次の措置が終了した時点で処理が完了したとみなす。

ア　焼却のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点

イ　豚等の排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止及び飛散防止措置を徹底した上で、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点

ウ　スラリー、尿及び汚水の場合、消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを0.5%添加し、攪拌後、30分以上経過した時点

（７）発生農場における豚等の排せつ物処理について

発生農場の浄化処理施設を稼働させながら豚等の排せつ物の処理を行う場合については、下記の対応が可能である。

ア　発生農場から排出された汚水について、発生農場における患畜等の殺処分が完了するまでの間、曝気槽に達する前の汚水ピット等において塩素消毒（ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムを主成分とする塩素系消毒薬を比較的高濃度(200倍希釈）で散布することをいう。以下同じ）する。塩素消毒後は、塩素を中和する。

イ　屋外にある曝気槽等の施設に係る封じ込めについては、検査用の水（発生農場における患畜等の殺処分が完了した時点から曝気槽の水利学的滞留時間が経過した時点において放流槽から放流されていない浄化処理後の水であって、放流槽において塩素消毒されていないものをいう。）を検体としたRT-PCR検査で陰性が確認されるまでの期間、ブルーシート等で曝気槽等の開口部を被覆する。

ウ　イにもかかわらず、イの封じ込めを行っている期間に浄化処理後の水を放流する場合は、放流の都度、放流前の放流槽等において塩素消毒する。なお、必要に応じて塩素を中和するなど、放流先の水系の環境に影響がないよう留意する。

エ　余剰汚泥を廃棄する際は、バキュームカー等の密閉できる容器内で消毒する。

（８）埋却のため死体や汚染物品を農場から移動させる場合は、動物衛生課と協議の上、次の措置を講じる。

ア　当該死体を十分に消毒する。(現地農場消毒係)

イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。(現地殺処分・汚染物品処理係)(現地焼埋却班)

ウ　積込み後に車両表面を消毒する。(現地農場消毒係)

エ　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。（現地防疫調整係）

オ　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。（現地移動規制班）運搬車両の運転手は、移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類（様式10）を携行し、消毒ポイント等で提示し、現地移動規制班は確認の上、通行させる。

カ　死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。（現地焼埋却班）

キ　搬入後は、搬入場所、施設で車両及び資材を直ちに消毒する。（現地焼埋却班）

（９）埋却による処理が困難な場合には、県防疫指導班は動物衛生課と協議の上、Ⅱの５の（７）と同様に、焼却又は化製処理（国が所有するレンダリング装置による措置）を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。

６　畜舎等の消毒（法第 25 条）（現地農場消毒係）

Ⅱの６に準じて消毒を実施する。

７　畜舎等における殺鼠剤の散布等（現地農場消毒係）

病原体拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤、殺虫剤の散布等を行う。更に、はえ等の駆除及び吸血昆虫の散逸を防止するために畜舎内を中心に殺虫剤を散布する。

８　豚等の評価（現地評価係）

Ⅱの 10 と同様とする。

第９　通行の制限又は遮断（法第 15 条）

１　県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、豚熱等の発生の確認後速やかに法第15条に規定されている72時間を超えない範囲で、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を決定する。

２　通行の制限又は遮断は、次により行う。なお、周辺住民に対しては、発生市町を通じその概要及び必要性を周知する。

（１）発生地家保所長は、県防疫指導班と協議の上、通行を制限又は遮断するべき場所を決定し、政令第５条の規定に基づき、管轄する警察署長に届出する。

（２）実施する際は、適当な場所に立入禁止の立札を立てるとともに、その理由及びその他必要事項（場所、期間、制限の内容等）を掲示する。

（３）制限又は遮断すべき場所への通路には、綱やバリケードテープ等を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その場所をその他の場所と明確に識別できるようにする。

3　法第15条に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、発生地家保所長、発生市町等が道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。

4　通行の制限又は遮断の準備は、先遣隊の現地確認後、現地資材運用グループが資材をその場所ごとに運搬する。

5　通行の制限又は遮断の運営は、管轄の警察署及び発生市町の協力を得て行い、その場所ごとに警察及び発生市町等を含む現地農場消毒係を配置する。

6　通行の制限については防疫作業に関係しない人、物品及び車両を対象とする。ただし、通勤、通学、医療、生活必需品確保及び郵便配達等のための通行については、十分な消毒を行った上で認める。

第 10　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）（アフリカ豚熱）

1　制限区域の設定

県防疫指導班はアフリカ豚熱のまん延防止のため、以下のとおり制限区域を設定する。

（1）移動制限区域

県防疫指導班は、豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３km以内の区域について、家畜等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、病性判定前であってもアフリカ豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

県防疫指導班は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかである場合、又は疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、国と協議の上、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径３kmを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する本県全体又は本県を含めた近隣県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

（2）搬出制限区域

県防疫指導班は、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。なお、（１）のイの場合には、移動制限区域の外縁から７km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（3）家畜市場又はと畜場で発生した場合

県防疫指導班は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア　当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径１km 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ　当該豚等の出荷元の農場を中心として、原則として（１）及び（２）と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域を設定する。

（４）制限区域の設定方法

ア　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域内の外縁の境界は、市町などの行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

イ　制限区域が複数県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

ウ　制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

（ア）制限区域内の豚等の所有者、市町及び関係機関への通知

（イ）報道機関への公表等を通じた広報

（ウ）主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

（５）豚等の所有者への連絡

県防疫指導班が設定した制限区域について、現地検診係は速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、FAX等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

また、現地検診係（家畜防疫員）は、連絡時に併せて制限区域内の農場情報（現在の飼養頭数、豚等の健康状態、豚等の出荷先や出荷予定など）の聞き取りを確実に行い、その結果を県防疫指導班へ連絡する。

（６）制限区域内の農場への指導

ア　現地検診係（家畜防疫員）は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。

イ　法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。なお、同条の規定に基づく報告徴求において、現地検診係が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、この他に必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求める。

死亡した豚の頭数、死亡豚がいる場合には、死亡豚の位置（畜舎名及び畜房の位置）、日齢又は体重、死亡した原因として考えられること

・死産した子豚の頭数
・分娩した子豚の頭数
・異常産した母豚の頭数
・農場から出荷した豚の頭数

・農場に導入した豚の頭数
・死亡豚の同居豚の臨床所見

ウ　豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても入出場の回数を最小限にする。

エ　全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底する。

オ　飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録する。

（７）制限区域内の関係者への指導

現地検診係（家畜防疫員）は、次にあげる事項について関係者への指導を行うとともに、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

ア　獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底する。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録する。

イ　死亡獣畜取扱場、と畜場における入退場車両の消毒を徹底する。

ウ　野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼養場所における飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管する。

（８）野生鳥獣部局への協力要請

県防疫指導班は、自然保護課等の野生鳥獣担当課に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものも含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼する。

２　制限区域の変更

（１）制限区域の拡大

県防疫指導班は、発生状況等から、移動制限区域外での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

（２）制限区域の縮小

県防疫指導班は、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径１km まで縮小する。その際、併せて、移動制限区域の外縁から７km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

３　制限区域の解除

県防疫指導班は、制限区域が、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。なお、分離されたウイルスの性状、病原性等から、豚等が明確な臨床症状を示さない場合等においては、必要に応じて、清浄性確認検査の後、移動制限区域の解除前に検査を追加する。

（１）移動制限区域

ア　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条に基づくと殺、法第 21 条に基づく死体の処理、法第 23 条に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条に基づく畜舎等の消毒（１回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後、11 日が経過した後に実施する清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

イ　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後、22 日が経過していること。

（２）搬出制限区域

清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

４　制限の対象

移動制限区域及び搬出制限区域の対象は、（１）～（７）に掲げるものとする。なお、（６）、（７）については、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒が行われた野生いのしし及び野生いのししの排せつ物等は、制限の対象外とする。

（１）生きた豚等

（２）移動制限区域内で採取された精液等（病性等判定日から遡って 15 日目の日より前に採材され、区分管理されていたものを除く。）

（３）豚等の死体

（４）豚等の排せつ物等

（５）敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

（６）野生いのししの死体

（７）野生いのししの排せつ物等

５　制限の対象外

（１）移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷

ア　次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

（ア）当該農場について、発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

（イ）出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って３日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性と確認されていること。

イ　豚等の移動時には、次の措置を講ずる。

（ア）と畜をする当日に移動させる。

（イ）移動前に、臨床的に農場の豚等に異状がないか確認する。

（ウ）積込み前後に車両表面全体を消毒する。

（エ）荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。

（オ）車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に進入しない。

（カ）原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

（キ）運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

（ク）移動経過を記録し、保管する。

ウ　と畜場へ出荷する農場の要件及び出荷のための遺伝子検出検査の検体数については次のとおりとする。

（ア）家畜の所有者等は、出荷計画及び搬入経路（原則、他の農場付近の通行を避け、他の畜産車両が利用しないルートを設定すること。）を現地検診係に提出する。

（イ）現地検診係は、出荷日から遡って３日以内に出荷豚から 25 頭（25 頭に満たない場合は全頭）を抽出して遺伝子検出検査を実施し、当該結果により、出荷の許可を行う。

（ウ）家畜の所有者等は、出荷前日に、過去１週間の農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態（食欲不振、元気消失、流死早産、肺炎、治療状況等）、出荷前日の出荷豚の健康状態、体温測定し、現地検診係に報告する。

（エ）家畜の所有者は、出荷当日、出荷予定の畜房の豚の健康観察を行い記録し、保管すること。異状がない場合は、出荷し、死亡、元気消失、うずくまり等、豚の異状があった場合は、速やかに現地検診係に連絡し、必要な検査を受ける。

（オ）家畜の所有者は、農場に動力噴霧器を設置し、豚の積込み前後の荷台及び車両全体の消毒、運搬車両の入退場時の消毒を徹底する。

（カ）出荷豚を載せた車両は、移動制限区域内に設置された臨時消毒ポイントを通り、家畜防疫員による臨床検査及び車両の消毒状況の確認をうける。

（キ）移動制限除外証明書（様式 10）を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。

（２）搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷

ア　搬出制限区域内の農場の豚等について、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させる。この場合、当該出荷前に現地検診係（家畜防疫員）による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

イ　県防疫指導班は、搬出制限区域内の農場の豚等を搬出制限区域外のと畜場に出荷させる場合には、当該と畜場を所管する都道府県の畜産主管課に対し、出荷する前日までに出荷農場の情報（出荷者氏名、住所及び出荷頭数）を提供する。

ウ　出荷直前の臨床検査を行う現地検診係（家畜防疫員）は、出荷先のと畜場に対して、臨床検査を行った結果、異状が無かった旨を記載した検査証明書を発行し、出荷者に対して、出荷豚等をと畜場に搬入する際に、当該証明書を当該と畜場に提出するよう指示する。

エ　移動制限除外証明書（様式 10）を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。

（３）制限区域外の豚等のと畜場への出荷

県防疫指導班は、制限区域外の農場の豚等について、動物衛生課と協議の上、事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

（４）制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

県防疫指導班は、発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、現地検診係（家畜防疫員）が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体及び敷料、飼料、排せつ物等について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動をさせることができる。

現地検診係（家畜防疫員）は、移動前に当該農場の豚等に異状がないか確認するとともに、家畜の所有者等に、移動時の措置、焼却、化製処理又は消毒をする場合に講じる措置について、次のとおり指導する。

ア　移動時

（ア）原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

（イ）積込み前後に車両表面全体を消毒する。

（ウ）原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

（エ）複数の農場を連続して配送しないようにする。

（オ）移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

（カ）移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する移動制限除外証明書（様式 10）を携行し、消毒ポイント等で提示する。

（キ）運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

（ク）移動経過を記録し、保管する。

イ　焼却、化製処理又は消毒時

（ア）運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

（イ）死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

（ウ）焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設等の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

（５）制限区域外の豚等の死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体、豚等の排泄物等、敷料、飼料等について、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、（４）のイの（ア）から（ウ）までの措置を講ずる。

（６）移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

（７）制限区域内の野生いのししの死体等の処分のための移動

制限区域内の野生いのししの死体及び野生いのししの排せつ物等について、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができ、移動時には、次の措置を講ずる。

ア　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

イ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ　原則として、農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

オ　移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ　移動経過を記録し、保管する。

ク　焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、（４）のイの措置を講ずる。

第 11　家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条・第 33 条・第 34 条）（アフリカ豚熱）

１　移動制限区域内の制限

（１）県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

ア　と畜場（食肉加工場を除く。）における豚等のと畜

イ　家畜市場等の豚等を集合させる催物

ウ　豚等の放牧

（２）県防疫指導班は、移動制限区域内のと畜場等の家畜集合施設に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

２　搬出制限区域内の制限

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。

３　と畜場の再開

（１）再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で豚熱等が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

ア　車両消毒設備が整備されている。

イ　生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されている。

ウ　定期的に清掃・消毒をしている。

エ　衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っている。

オ　（２）の事項を遵守する体制が整備されている。

（２）再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア　作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用する。

イ　車両の出入り時の消毒を徹底する。

ウ　豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らない。

エ　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒する。

オ　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をする。

カ　搬入した豚等について、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づき、と殺解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分する。

キ　搬入した豚等は、農場ごとに区分管理する。

ク　豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存する。

4　豚等の集合を伴わない催物等に関する事項

豚等の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、豚熱等のまん延防止を図ることが可能であることから、県防疫指導班は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、豚熱等が発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第 12　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２等）（アフリカ豚熱）

1　現地防疫対策班は、①道路網の状況、②一般車両の通行量、③畜産関係車両の通行量、④山、河川等による地域の区分を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径１kmの範囲内）、制限区域の境界その他の場所を選定する。また、制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

なお、消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、管轄の警察署長及び道路管理者等と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案する。

2　現地移動規制班は、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、消毒ポイントの運営を開始する。消毒ポイントの設置期間は、原則として、制限区域の解除（制限区域が設定されていない場合にあっては、発生農場における防疫措置の完了）を目安とする。

3　現地移動規制班は、市町、民間団体、民間事業者等と編成した班員を、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者、車両消毒確認書を発行する者等を適切に配置する。

4　消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ

確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

5　現地移動規制班は、消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒実施を確認できるよう、車両消毒確認書を発行する。また、消毒を実施した車両を記録し、車両消毒実施台数を日ごとに取りまとめ現地総務グループに報告する。

6　県防疫指導班は発生農場周辺の消毒を徹底するため、消毒ポイントの設置による車両等の消毒のほか、必要に応じて散水車等を活用した発生農場周辺の地域全体の面的な消毒を行うことを検討する。

7　消毒ポイントは、原則として、８時間交代による24時間体制で業務を行う。運営時間は、通行車両台数、防疫措置の進捗状況及び地域の実情等を踏まえ、国と協議の上、随時見直す。

業務開始初期（１日目～３日目程度）は、動員に支障が生じないよう、県職員及び市町職員等を主体とした運営体制とするが、県防疫指導班は、早い段階で民間事業者による消毒業務の支援へ移行できるよう、必要な支援体制を構築する。

第 13　ウイルスの浸潤状況の確認等

１　疫学調査（現地地域疫学係）

（１）疫学調査の実施方法

疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

ア　疫学調査に関する事項

（ア）家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。）、その他ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。

（イ）県防疫指導班は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。

イ　疫学調査に関する実施項目

感染経路をあらゆる面から検証するため、原則として全ての発生事例を対象として、以下を参考に、関係者からの聞き取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。

（ア）調査対象

① 発生農場

② 発生農場と疫学関連のある豚等の飼養農場及び畜産関係施設（家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等）

（イ）調査事項

① 農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離、周辺の農場の有無、可能な範囲でねずみ、はえ等及び吸血昆虫（ダニ等）の生息状況等）

② 気温、湿度、天候、風量・風向等

③ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入などの車両や精液等の運搬物資の動き

④ 所有者、農場従業員、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）

⑤ 放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）

⑥ 野生いのししの分布、侵入及び接触機会の有無

⑦ 畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策等

⑧ 農作業用機械の共有の有無

⑨ アフリカ豚熱発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

（２）疫学関連家畜

ア　疫学関連家畜

（１）の調査の結果、次に該当する豚等であることが明らかとなったものは、県防疫指導班が、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、現地疫学調査係が、立入り又は聞き取りにより確認する（移動制限区域に含まれている場合を除く。）。

また、アフリカ豚熱の場合は、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から 22 日を経過した後に必要な検査を行う。

（ア）豚熱

① 病性等判定日から遡って 11 日以上 28 日以内に患畜と接触した豚等

② 病性等判定日から遡って 11 日以上 28 日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等

③ 第６の２の（２）のイの（オ）から（キ）までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等

④ その他、病性等判定日から遡って 28 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から 7 日以内に他の農場の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の豚等や車両がと畜場等において発生農場からの出荷豚や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるリスクがある豚等が飼養されている当該他の農場の豚等

（イ）アフリカ豚熱

① 病性等判定日から遡って 8 日以上 22 日以内に患畜と接触した豚等

② 病性等判定日から遡って８日以上 22 日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等

③ 第６の２の（２）のイの（オ）から（キ）までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等

④ その他、病性等判定日から遡って 22 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に他の農場の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の豚等や車両がと畜場等において発生農場からの出荷豚や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるリスクがある豚等が飼養されている当該他の農場の豚等

イ　法第 52 条に基づく報告徴求（アフリカ豚熱）

現地地域疫学調査係は、疫学関連家畜を飼養する農場の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、22 日を経過した後に実施する検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

（３）疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置（アフリカ豚熱）

疫学関連家畜を飼養する農場においては、（２）で疫学関連家畜と判断されてから、陰性が確認されるまで、法第 32 条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

ア　生きた豚等

イ　当該農場で採取された精液等（病性等判定日から遡って 15 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

ウ　豚等の死体

エ　豚等の排せつ物等

オ　敷料、飼料及び家畜飼養器具

（４）移動制限の対象外（アフリカ豚熱）

（３）の移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に執られている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ移動させることができる。

ア　と畜場出荷時検査：と畜場に肥育豚を直行する場合

現地検診係は、以下の要件について家畜の所有者等に指導するとともに、検査を実施する。また、県防疫指導班は、出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認する。

（ア）豚等の所有者等は、原則１か月間の出荷計画を現地検診係に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに現地検診係に報告する。

（イ）管理獣医師又は家畜の所有者等は、原則として、出荷前の１週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に出荷予定の豚全頭の体温を測定するとともに改めて臨床症状を確認し、毎日の報告と併せて現地検診係に報告する。

（ウ）現地検診係は、（イ）の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認する。

（エ）（ウ）で出荷豚群の複数頭で 40℃以上の発熱が認められる等アフリカ豚熱が否定できない場合があれば、現地検診係は農場に立入り・採材し、精密検査（血液検査、遺伝子検出検査）を実施する。また、県防疫指導班は、必要に応じて、動物衛生課と協議の上、検体を動衛研に送付すること。

（オ）（ウ）で異状がなければ、農場主に対して出荷を許可する旨の連絡をする。

イ　他農場への移動時の検査

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場へ豚等を移動させることができる。

原則として、県内の移動とするが、県外に移動する場合は、県防疫指導班は、受け入れ県に確実に連絡する。

（ア）他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合

① 豚等の所有者等は原則１か月間の移動計画を現地検診係に事前に提出する。

② 原則として、移動豚全頭について遺伝子検出検査で陰性を確認する。

③ 移動先の農場で、少なくとも 15 日間経過観察する。その際、可能な限り隔離すること。

（イ）他農場へ精液等を移動する場合

保管する場合は、保管場所において、区分管理（※）を実施する。

原則として、県内の移動とするが、県外に移動する場合は、県防疫指導班は、受け入れ県に確実に連絡する。

① 精液

原則として、採精後、当該豚について特定症状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認する。また、検査結果がでるまでは、供給しない。なお、検査結果がでるまでは、すでに区分管理されている精液と区分して管理する。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性を確認する。

② 受精卵

原則として、採卵後、当該豚について特定症状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認する。なお、検査結果がでるまでは、すでに区分管理されている受精卵と区分して管理する。

※区分管理：汚染したあるいは、そのおそれのあるものとの交差がない管理方法のこと。区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まないこと。また、作業

で使用する道具・機材についても、確実に消毒又は滅菌されたものを使用すること。

ウ　豚等の死体、排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

現地検診係（家畜防疫員）が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設やその他必要な施設に豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

（ア）移動する際の措置

① 移動日又は前日の夜に、現地検診係（家畜防疫員）が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認する。

② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

③ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。可能な限り消毒状況を確認する。

④ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

⑤ 複数の農場を経由しない。

⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

（イ）焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

① 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずる。

② 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

③ 死体等の投入完了後は、直ちに、施設等出入り口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

④ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認する。

（５）疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査（アフリカ豚熱）

県防疫指導班は、検査頭数について事前に動物衛生課と協議し、決定する。

ア　現地検診係は、患畜又は疑似患畜との最終接触（推定）日から少なくとも 22 日間経過した後に立入検査を行い、特定症状の有無等に異状について確認する。

イ　立入検査時に豚等について、次を確認する。

（ア）アフリカ豚熱は遺伝子検出検査及び必要に応じて実施した血清抗体検査で陰性であること

（イ）体温及び白血球数を測定し、体温が 40℃以上又は白血球数が 1 万個/μl 未満の個体について、遺伝子検出検査を実施し、陰性であること

ウ　（ア）及び（イ）の検査対象とする豚等の頭数は少なくとも 30 頭（95%の信頼度で 10%の感染を摘発できる頭数（30 頭に満たない場合は全頭。）ただし、各畜舎から少なくとも無作為に 5 頭を採材）とする。

2　移動制限区域内の周辺農場の検査（アフリカ豚熱）

（1）発生状況確認検査

現地検診係は、アフリカ豚熱の発生が確認された場合には、原則として 24 時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を 6 頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、検体（血液及び死亡豚等の扁桃）を採材し、遺伝子検出検査を実施する。また、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合にあっては、検体を動物衛生研究部門に送付する。なお、密集地域の複数の農場で短期間に発生が続発し、防疫措置及び疫学調査に支障が生じる場合には、既に発生状況確認検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、新たな検査の実施を省略することが可能である。

（2）清浄性確認検査

現地検診係は、移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 11 日が経過した後に、（1）と同様の検査を行う。

（3）（1）及び（2）における各種検査のための採材頭数及び検査方法

農場ごとの採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも30頭（各畜舎から無作為に少なくとも5頭）とし、畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材する。なお、採材は、異常豚から行い、そのような豚等が認められない場合は、健康な豚等から無作為に採材する。

3　疫学関連家畜又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応（アフリカ豚熱）

（1）農林水産省は、１の（２）又は２の検査及びこれらの検査後に行う動物衛生研究部門の検査の結果について、病性の判定を行う。

（2）農林水産省は、１の調査及び２の検査並びにこれらの検査後に行う動物衛生研究部門の検査の結果並びに（1）において行う病性判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

4　検査員の遵守事項

１及び２の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。

（1）発生農場の防疫措置に従事した日から 7 日を経過していない者は、１及び２の調

査又は検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を３日まで短縮できるものとする。

（２）車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。

（３）該当農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。

（４）帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

（５）立ち入った農場の豚等について異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の豚等が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

５　野生いのししの感染確認検査

県防疫指導班は、発生農場の豚等が国から患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、現地防疫対策班に対し、野生いのししの感染確認検査を実施するよう指示する。現地防疫対策班は、発生農場の周囲において、野生いのししの感染確認検査を実施する。

県防疫指導班及び現地防疫対策班は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししを捕獲した場合には、管轄する家保に連絡すること及びこれらの野生いのししからの検体の採材に協力することについて依頼する。

（１）豚熱

県防疫指導班は、動物衛生課と感染確認検査を発生農場から半径 10km 以内の区域において実施する旨の協議を行い、協議結果については現地防疫対策班に報告する。現地防疫対策班は、死亡した野生いのしし又は猟友会等の協力を得て捕獲された野生いのししについて、豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けてから、防疫措置の完了後 28 日が経過するまでの間、原則として、遺伝子検出検査を実施する。特に、半径３km 以内の区域については採材を積極的に実施する。また、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施する。なお、リアルタイム RT-PCR 検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で豚熱が強く疑われる場合には県防疫指導班に連絡する。県防疫指導班は動物衛生課と必要な検査等の対応について協議する。

県防疫指導班は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししを捕獲した場合には、現地防疫対策班に連絡すること及びこれらの野生いのししからの検体の採材に協力することについて依頼する。

なお、県防疫指導班は、予防的ワクチン接種の状況等によっては実施期間を短縮することも検討し、動物衛生課と協議する。

（２）アフリカ豚熱

県防疫指導班は、動物衛生課と発生農場から半径 10km 以内の区域において実施する旨の協議を行い、協議結果については現地防疫対策班に報告する。

現地防疫対策班は、死亡した野生いのしし又は猟友会等の協力を得て捕獲された野生いのししについて、豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けてから少なくとも当該発生農場の防疫措置の完了後 22 日が経過するまでの間、原則として、遺伝子検出検査を実施する。また、必要に応じ、動物衛生研究部門に検体を送付し、血清抗体検査を実施する。

この場合、当該野生いのしし及び当該野生いのししの排せつ物等について、原則として、当該検査に用いる検体を採材した上で、当該検査の判定結果を待たずに、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒を行う。

第 14　家畜の再導入

１　家保による立入

家保（家畜防疫員）は、豚等の再導入（法第 16 条の規定に基づくと殺又は第 17 条の規定に基づく殺処分により、飼養する豚等が存在しなくなった農場が、経営を再開するために再び豚等を導入することをいう。以下同じ。）を予定する発生農場及びアフリカ豚熱にあっては予防的殺処分実施農場を対象に、最初の導入予定日の１か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、次に掲げる要件についても確認を行う。

（１）農場内の消毒を、と殺終了後１週間間隔で３回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。

（２）農場内の飼料、排せつ物等に含まれる豚熱ウイルス又はアフリカ豚熱ウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。

（３）飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

２　清浄を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）の導入

（１）清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等を導入するよう当該農場を指導する。

（２）管轄家保は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後２週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。

（３）あわせて、移動制限区域の解除後、少なくとも３か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

（4）管轄家保は、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家保に届け出るよう指導する。また、再導入後3か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも1年間、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を四半期ごとに管轄家保に報告するものとする。当該検査で、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合には、改善されるまで指導等を行う。また、必要に応じて、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う。

3　豚熱又はアフリカ豚熱発生農場において豚等を再導入する際の対応

（1）豚熱発生農場（ワクチン接種区域）

原則として、ワクチン接種豚等を導入することとし、ワクチン非接種豚等を導入する場合は、導入後、直ちにワクチンを接種することとする。

ただし、ワクチン接種豚等では農場内の清浄性を確認できないため、次により環境検査を実施した後、豚等を導入する。

ア　検査材料の採取場所

（ア）畜舎（畜房、床、餌槽、水槽、柵、換気扇、側溝等）

（イ）たい肥舎

（ウ）飼料置き場、飼料

（エ）死亡豚等保管場所

（オ）長靴、給餌用・糞出し用一輪車の車輪と取手、豚の畜舎間移動用のカゴ、糞出し用スコップ等の豚の飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

イ　検体数

各畜舎10か所（陽性畜舎については、重点的に採材する必要があるため50か所)、その他（たい肥舎等）50か所程度採材する。

ウ　検査方法

（ア）PBSで濡らしたガーゼ等で採材場所を拭き取り、遺伝子検出検査を実施。

（イ）採材は、豚等を導入する直前の状態にし、消石灰等の消毒薬が検体に入らないようにする。

（ウ）拭き取り後のガーゼ等はPBS入り遠心管に懸濁し、PBSから遺伝子検出検査用の遺伝子を抽出する。

（エ）遺伝子検出検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別の遺伝子検出検査で判定する。

（オ）個別の遺伝子検出検査で陽性となった検体は、感染性の有無を確認するため、ウイルス分離を実施する。

エ　環境検査で陽性になった場合の対応

環境検査において豚熱ウイルス分離が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

（２）アフリカ豚熱発生農場

ア　モニター豚は、原則として、１畜舎当たり 30 頭以上配置するが、配置の際には、畜産課は、動物衛生課と畜舎内で偏りがないよう事前に協議する。

イ　家保は、モニター豚を導入した日から 14 日後に、全ての畜舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、アフリカ豚熱の発生として扱わず、直ちに農場内のモニター豚の全頭を殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する。

ウ　初回の再導入の際には、念のため、畜舎ごとの導入頭数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から１週間以上経過している場合には、導入前に再度消毒を実施するよう指導する。

（３）アフリカ豚熱の予防的殺処分を実施した農場に対しても、動物衛生課と協議の上、発生農場における家畜の再導入に準じた指導を行う。

第 15　発生の原因究明

患畜又は疑似患畜であると判定したときは、県疫学究明班は、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業者、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、野生動物における感染確認検査、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。

第 16　緊急ワクチン（法第 31 条第１項）

豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

ただし、国から、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する連絡があった場合は、緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチンを実施する。

第４章　予防的殺処分（法第 17 条の２）（アフリカ豚熱）

予防的殺処分は、アフリカ豚熱に感染していない健康な豚等を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合や同処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかな場合の措置として、国が実施を決定する。

１　指定地域の設定

国は、アフリカ豚熱の発生農場又は陽性となった野生いのししを確保した地点等を中心とした半径 500m から３㎞以内の区域の中で、指定地域を設定し、農林水産省ウェブサイトへの掲載により、公示する。

２　予防的殺処分の実施手順等

（１）緊急防疫指針の策定

国は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに緊急防疫指針を策定し、公表する。

（２）予防的殺処分の命令

国から指定地域及び指定家畜の指定があったときは、知事は、当該指定地域内において指定家畜を所有する者に対し、期限を定めて、当該指定家畜を殺すべき旨を命ずる。

（３）実施

予防的殺処分は、発生農場等の防疫対応に準じて殺処分及び評価を行う。第８の 11 に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象となる豚等の生産に要する費用その他の通常生ずべき損失の算定を行う。この場合、当該豚等の評価については、当該豚を殺す旨の命令があった時の状態についての評価額とする。

第５章　野生いのししにおける防疫対応

Ⅰ　豚熱の場合の対応

本県は豚熱ワクチン接種区域であり、野生いのししで豚熱が確認された場合、制限区域の設定等の防疫措置を講ずる必要がないことから、県対策本部等は設置しない。

１　平時からの取組

（１）畜産課及び家保は、野生いのししにおける家畜の伝染性疾病の病原体感染状況の調査等の取組を通じ、野生動物関係部局が連携し、市町、猟友会等の関係機関及び団体との連携・協力体制の構築に努める。

２　豚熱の感染の疑いが生じた場合の対応

（１）野生いのししにおいて豚熱の感染の疑いが生じた場合、家保は、当該いのしし（「感染疑い野生いのしし」という。）が確保された地点の消毒を実施するとともに、検査材料を採材する。豚熱の検査材料は、原則、耳介を用いることとする。

保存：スクリューキャップタイプのチューブ（コニカルチューブ）等で密封し、更にビニール袋に入れて汚染（漏出）防止の措置をとった上で冷蔵保存又は冷凍保存する。

（２）病鑑での遺伝子検出検査の結果、陽性と判定された場合、家保は管内の豚等の所有者に情報提供し、畜産課は自然保護課および猟友会等に連絡する。

なお、本県では令和６年７月に野生いのししでの豚熱感染が初めて確認されて以降、継続的に豚熱陽性の野生いのししが確認されていることから、畜産課は、検査結果を地図に示すなど分かりやすく取りまとめた上で定期的にホームページにて情報を提供するものとし、家保も「家保だより」により関係者へ定期的に情報提供を行うものとする。

Ⅱ　アフリカ豚熱の場合の対応

１　発生前の対応

（１）畜産課及び家保は、野生いのししにおける家畜の伝染性疾病の病原体感染状況の調査等の取組を通じ、野生動物関係部局が連携し、市町、猟友会等の関係機関及び団体との連携・協力体制の構築に努める。特に、家保は陽性となった場合の防疫対応を考慮し、野生いのししの確保地点の把握に努める。

（２）アフリカ豚熱における防疫対応については、あらかじめ関係者と調整の上、次の内容を参考に動員計画を策定する。

ア　野生いのしし防疫対策拠点の設置・運営

野生いのしし防疫対策拠点には指揮・連絡担当を配置し、消毒・資材管理等を円滑に行うための人員を適宜配置する。

イ　消毒ポイントの設置・運営

消毒ポイントのうち、主に幹線道路での車両等の消毒に対応する消毒ポイントは、第 12 により設置される消毒ポイントと同一規模・運営時間となるよう人員を配置する。主に人の消毒に対応する消毒ポイントは、1 か所当たり常時１～２名の配置を基準とするが、山道等においては、日常的に通行する者に対して十分な説明・案内を行った場合に限り、常時人員を配置しないなど状況に応じた計画とする。

ウ　死体対応

死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししの検査並びにこれらの死体の処理（以下「死体対応」という）を推進するため、検体採取及び死体対応を行う人員を死体発見地点または捕獲地点に派遣する。対応は原則として日中のみ行う。

エ　積極的死体捜索

死亡した野生いのししの積極的な捜索（以下「積極的死体捜索」という）に必要な人員を確保する。対応は原則として日中のみ行う。

オ　防護柵等の設置によるアフリカ豚熱感染野生いのししの散逸防止措置

アフリカ豚熱感染野生いのししの移動を抑制するため、防護柵等（防護柵、わな及び草刈り等による緩衝帯をいう。以下同じ）の設置を行う人員を必要に応じて配置する。対応は原則として日中のみ行う。

２　アフリカ豚熱の感染の疑いが生じた場合の対応

検査の結果、野生いのししにおいてアフリカ豚熱の感染の疑いが生じた場合、県は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該いのしし（「感染疑い野生いのしし」という。）が確保された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、陽性判定時に備えた準備を進める。

また、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

検査材料は、血液（全血又は血清）を用い、血液の採取が困難な事例にあっては臓器又は耳介を用いることが可能である。臓器を用いる場合、安全キャビネット内で検査用に採材した臓器材料の処理を行う。

なお、死亡いのししの遺伝子検出検査においては、腐敗、損壊等の状態に関わらず、耳介のみを検体として差支えない。

（１）臓器材料及び耳介が得られる場合の保存方法

材料：扁桃、脾臓、腎臓、耳介（ただし、アフリカ豚熱の感染が確認されている又はそのおそれが高い地域においては、原則耳介のみとする。）

保存：スクリューキャップタイプのチューブ（コニカルチューブ）等で密封し、更にビニール袋に入れて汚染（漏出）防止の措置をとった上で冷蔵保存又は冷凍保存する。

（２）血液が得られる場合の保存方法

材料：血清、全血

保存：血清はセラムチューブ等の密栓できる容器に入れる。抗凝固剤を使用せずに採血した血液は、スクリューキャップタイプのチューブ（コニカルチューブ）等で密封する。抗凝固剤加血液は、抗凝固剤が添加されている真空採血管で採血する。これらの外側を消毒し、ビニール袋を入れて汚染（漏出）防止措置をとった上で冷蔵保存又は冷凍保存する。

３　陽性判定時に備えた準備

畜産課は、２により検体を動物衛生研究部門に送付した場合、動物衛生研究部門が行う遺伝子解析等の結果が出る前までに、次の措置について動物衛生課に報告する。

（1）感染疑い野生いのししを確保した地点を中心に半径 10 ㎞の区域に所在する農場の戸数及び飼養頭数の確認
（2）感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で本病が発生する場合に、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）
（3）感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場における埋却地又は焼却施設等の確保状況（国の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）の確認
（4）必要に応じ、消毒ポイントの設置場所の設定
（5）感染疑い野生いのししを確保した地点の所在する市町、近隣県及び関係団体への連絡
（6）感染疑い野生いのししを確保した地点を中心とした半径 10 ㎞以内の区域の農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導
（7）感染疑い野生いのししが確認された地点周辺における野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図るための体制の確認
（8）通行の制限又は遮断の検討
（9）感染疑い野生いのししが確認された地点周辺における死亡した野生いのししの積極的な捜索、当該死亡した野生いのししの死体の処理、防護柵等による囲い込み等の野生いのししに対する防疫措置の実施方針の確認
（10）野生いのししに対する防疫措置を実施するために必要となる人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否の検討を含む。）

4　病性の判定

国は、病鑑で行う遺伝子検出検査の結果及び動物衛生研究部門で行う遺伝子解析の結果を踏まえて病性を判定する。その結果を直ちに、動物衛生課から畜産課に通知する。ただし、当該陽性となった野生いのししが確保された地点と同地域において、既にアフリカ豚熱ウイルスに感染した野生いのししが確認されている場合は、動物衛生研究部門の検査結果を待たずに判定する。

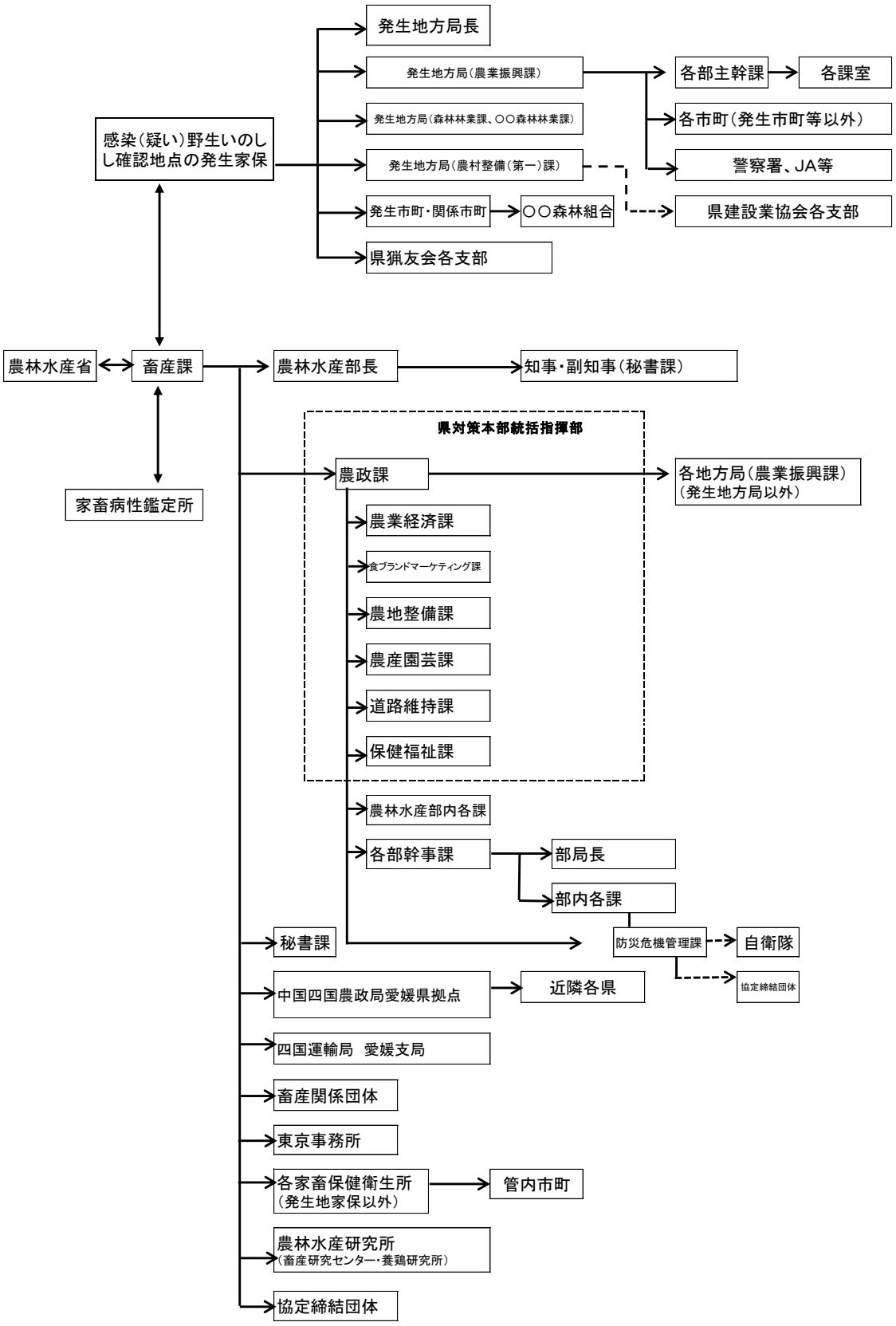
5　防疫対応

（1）関係者への連絡

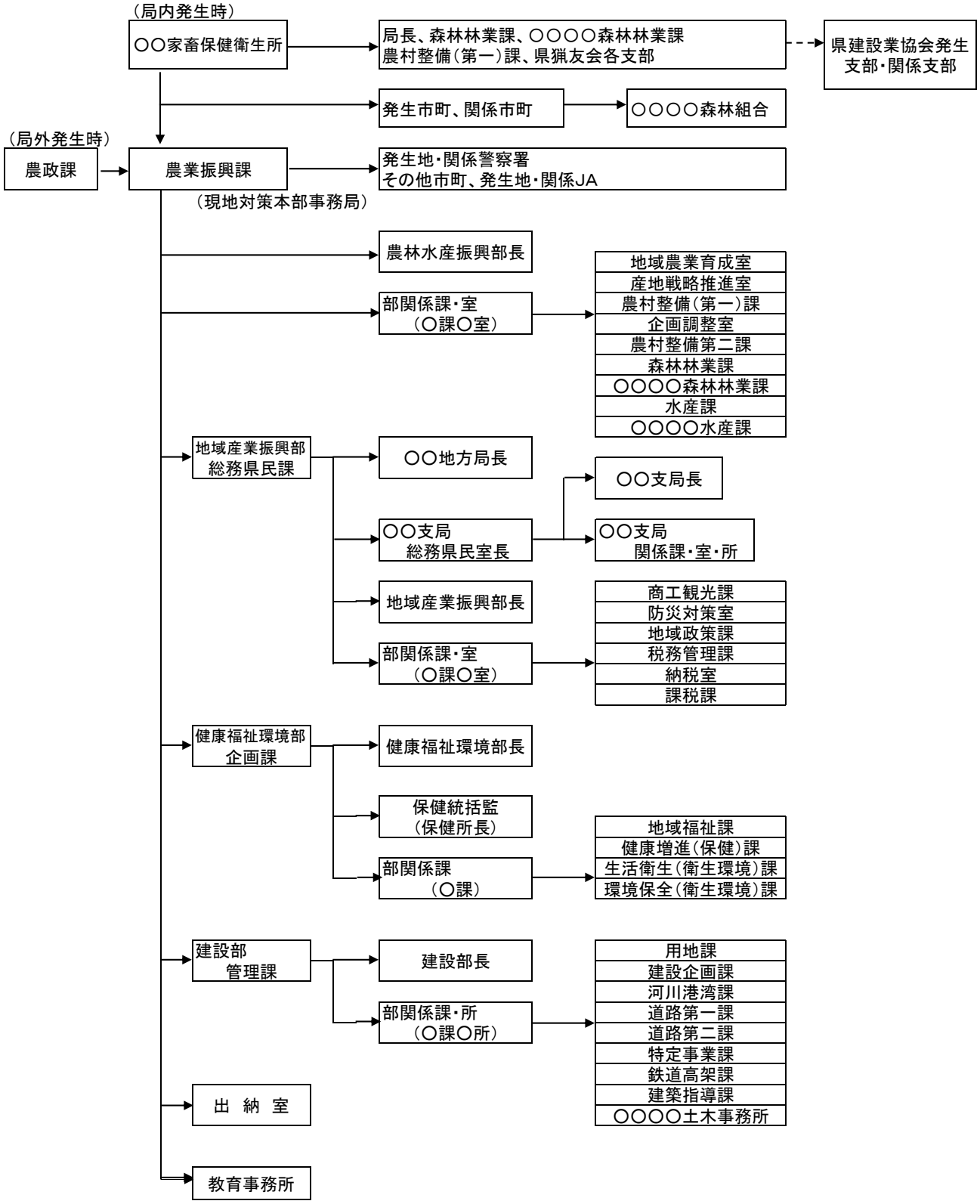
畜産課及び家保は、国から野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定した旨の連絡を受けた場合、次の連絡体制により、その旨および当該野生いのししを確認した地点について、電話、FAX、電子メール等で連絡する。山林での防疫活動となるため、畜産関係機関以外の関係者への連絡には十分留意するものとする。

また、家保は県内すべての豚等の所有者に連絡し、情報提供および飼養豚の異常確認を行い、畜産課は自然保護課および猟友会等に連絡する。

○疑い事例発生時の連絡体制（アフリカ豚熱）



○地方局における疑い事例及び病性判定時の連絡フロー（アフリカ豚熱）



（２）対策本部の開催

県防疫指導班は、検査の結果、アフリカ豚熱が陽性であるとの判定された場合、対策本部会議を開催し、防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

また、必要に応じて、病鑑で遺伝子検出検査の結果が判明後に、県及び現地防疫対策連絡会議を開催する。

ア　県対策本部

県対策本部の設置については、県防疫指導班と動物衛生課が十分に調整の上、原則、国と同時に設置し、公表する。

県総務班は、県防疫指導班から、県対策本部を設置するとの連絡を受けた場合に、県対策本部会議を開催する。

イ　現地対策本部

現地総務グループは、発生地家保所長から、対策本部の設置要請を受けた場合に、現地対策本部の本部員を招集し、県対策本部の設置に併せて現地対策本部を設置するとともに、現地対策本部会議を開催する。現地対策本部会議は、県対策本部会議にオンラインでの参加に代えることができる。なお、現地対策本部会議には、必要に応じて発生市町、関係市町及び関係団体等の防疫措置に関わる全ての機関に参加を要請する。

（３）報道機関への公表等

アフリカ豚熱が陽性であると判定されたときは、動物衛生課及び県防疫指導班は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は県防疫指導班と協議の上、病性の判定前に公表する。公表は、原則として、国及び県が同時に行う。

公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行い、①プライバシーの保護に十分配慮すること、②野生いのししの確認地点には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること等、協力を求める。

なお、畜産課は、継続的にアフリカ豚熱陽性の野生いのししが確認されている場合には、アフリカ豚熱感染野生いのししの確認状況等を踏まえつつ、定期的に公表するものとする。

（４）通行の制限又は遮断（法第 10 条・法第 25 条の２の第３項）

県防疫指導班と現地防疫対策班は、アフリカ豚熱の病性の判定後、確認地点の周辺環境等を考慮し、必要と認めた場合、速やかに管轄の警察署及び関係市町の協力を得て、ア又はイの期間を定め、確保地点周辺への不要・不急の立入りの制限（当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。）や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、

十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。なお、当該措置を講じる場合は、当該地点を管轄する警察署等と事前に必要な協議・調整を行うものとする。なお、野生いのししにおける防疫措置ではあるが、第９の通行の制限又は遮断の１～６と同様の作業であることに留意する。

ア　野生いのししの確保地点の半径３㎞以内の区域の豚等を飼養する農場に対し、発生予防対策のために１の措置を講じる場合：法第 10 条第３項に基づき、72 時間を超えない期間

イ　アと同じ区域において豚等を飼養する農場は無いが、病原体の拡散防止のため（ア）の措置を講じる場合：法第 25 条の２第３項に基づき、病原体の浸潤状況等が判明するまでの間を目安とした期間（アフリカ豚熱では、感染確認後１か月以内の範囲）

ウ　野生いのししにおける感染状況等から、通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、まん延防止の観点から、適切な制限を実施できるよう、あらかじめ調整する。

エ　通行の制限又は遮断の手続、掲示の方法等については、事前に関係市町の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

（５）移動制限区域の設定（法第 32 条）

ア　県防疫指導班は、病性判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、野生いのししの確保地点を中心とした半径 10km 以内の区域について、移動制限区域として設定する。ただし、判定前であっても、アフリカ豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

イ　移動制限区域の設定方法

（ア）移動制限区域の外縁の境界は、市町の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

（イ）移動制限区域が近隣県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

（ウ）移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

① 移動制限区域内の豚等の所有者、市町及び関係機関への通知

② 報道機関への公表等を通じた広報

③ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

ウ　豚等の所有者への連絡及び農場への指導

現地防疫対策班は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び必要に応じ立入検査の予定について、電話、FAX、電子メール等により連絡する。また、移動制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

エ　野生いのししの死体等の移動制限

県防疫指導班は、移動制限の期間を当初は 6 か月を目途に設定し、期間の延長、短縮及び終了に当たっては、動物衛生課と協議の上決定する。

（６）移動制限区域の変更

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、野生いのししにおける感染の確認状況等から、移動制限区域外の豚等での発生が想定される場合には、移動制限区域を拡大、又は、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなってきたときは、移動制限区域の範囲を半径 3 km まで縮小することができる。

（７）移動制限区域の解除

県防疫指導班は、野生いのししにおける浸潤状況等から、豚等への感染リスクが無視できると考えられる場合は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を解除する。

（８）移動制限の対象

ア　生きた豚等

イ　移動制限区域内で採取された精液等（野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定された日から遡って 15 日目の日（当該野生いのししの発見から判定までに 15 日以上を要した場合にあっては、当該野生いのししの発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

ウ　豚等の死体

エ　豚等の排せつ物等

オ　敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外からの移動されるものを除く。）

カ　野生いのししの死体

キ　野生いのししの排せつ物等

（９）移動制限の対象外

移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、農場での立入検査や病性鑑定検査等により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。ただし、（８）のア～オについては、８の（１）のイの検査により異状がないことが確認されているものに限る。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

ア　と畜場に出荷する場合（と畜場に直接搬入する場合に限る。）

（ア）所有者は、原則１か月間の出荷計画を管轄家保に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに管轄家保に報告する。

（イ）管理獣医師又は所有者は、原則として、出荷前の１週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に出荷予定の豚全頭の体温を測定し、改めて臨床症状を確認する。その結果について、毎日の報告と併せて管轄家保に報告する。

（ウ）管轄家保は、（イ）の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認する。

（エ）（ウ）で出荷豚群の複数頭で 40℃以上の発熱が認められる等アフリカ豚熱が否定できない場合があれば、農場に立入り、採材し、精密検査（血液検査、遺伝子検出検査）を実施する。異状がなければ、所有者に対して出荷を許可する旨の連絡をする。

（オ）県防疫指導班は出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認する。

イ　他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合

（ア）所有者は、原則１か月間の出荷計画を管轄家保に事前に提出する。計画に変更があった場合は、速やかに管轄家保に報告する。管轄家保は、移動豚全頭の遺伝子検出検査を行い、陰性を確認する。

（イ）原則として、県内の移動とするが、県外に移動する場合は、県防疫指導班は、受け入れ先の都道府県に確実に連絡する。

（ウ）原則として、移動豚全頭について遺伝子検出検査で陰性を確認されていること。

（エ）所有者等は、移動先の農場で少なくとも 15 日間、経過観察し、可能な限り隔離する。

ウ　他農場へ精液等を移動する場合

精液等は、区分管理（汚染した又は、そのおそれのあるものとの交差がない管理）で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒又は滅菌されたものを使用されていること。

（ア）精液

原則として、採精後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認する。検査の結果が出るまでは、供給しない。検査の結果が出るまでは、すでに区分管理されている精液と区分して管理する。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性を確認する。

（イ）受精卵

原則として、採卵後、当該豚について特定症状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認する。検査の結果が出るまでは、すでに区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

エ　豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

（ア）移動の際の措置

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設やその他必要な施設に豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

① 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認する。

② 家畜防疫員は、原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導し、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずるよう指導する。

③ 豚等の所有者は、積み込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、家畜防疫員が、可能な限り消毒状況を確認する。

④ 豚等の所有者は、原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

⑤ 運搬車両は、複数の農場を経由しない。

⑥ 豚等の所有者は、運搬後、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑦ 豚等の所有者は、移動日を記録し、保管する。

（イ）焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

① 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずること。

② 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。

③ 死体等の投入完了後は、直ちに、施設等出入り口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

④ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認する。

オ　野生いのししの死体等を移動する場合

野生いのししの死体及び野生いのししの排せつ物等について、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

（ア）移動する際の措置

① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。

② 積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。

③ 原則として、農場の付近の通行を避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。

④ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。

⑤ 移動日を記録し、保管すること。

（イ）焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

① 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずること。

② 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。

③ 死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒すること。

（10）野生いのしし防疫対策拠点の設置と運営

ア　野生いのししに対する防疫措置を迅速かつ効果的に実施するとともに、防疫措置による家保、農場等への交差汚染を防止するため、家保以外の場所（県庁舎内、市町庁舎内、体育館、公民館等）に、原則として以下に例示する機能を備えた防疫対策拠点（以下「野生いのしし防疫対策拠点」という）を設置する。

現地防疫対策班は、設置期間が長期間に及ぶ可能性があるため、施設の運営側と十分調整を行う。

また、野生いのししの防疫措置では多様な関係者が集まるため、特に防疫従事者と非従事者間の交差汚染防止対策が重要であることから、拠点内の動線の隔離や消毒について十分な措置を講じる。

① 現場指揮機能（現場指揮、県対策本部及び現地対策本部からの連絡・情報共有、関係市町との連携等）

② 防疫従事者の着替え・荷物預かり等

③ 医務スペース（作業に伴う負傷等に備え、必要に応じて設置）

④ 資材の保管（資材の手配先の確保を含む）

⑤ 車両・人・機材の消毒

⑥ 駐車施設（防疫作業を行う車両や防疫従事者の自家用車等）

イ　設置及び運営

現地防疫対策班は、現地対策本部長の指示により野生いのしし防疫対策拠点を設置し、以下の班およびグループ（係）と連携して運営する。なお、当該施設は防疫作業の実施期間中に設置する。

（ア）現地防疫対策班
（イ）現地資材運用グループ
（ウ）現地焼埋却班
（エ）県情報班
（オ）その他、必要に応じ、現地対策本部の各班・グループ

ウ　防疫拠点運営責任者の配置

運営責任者１名を選任し配置する。責任者は明確に識別できるよう、ベストを着用する。運営責任者は当該拠点の運営を統括するとともに、イの（ア）から（オ）のグループ（係）との連絡調整を行う。拠点の運営状況等については、現地総務グループへ定期的に報告する。

エ　現地防疫調整係長の配置

現地防疫調整係長は、山中での防疫作業の責任者として配置する。明確に識別できるよう、ベストを着用する。現地防疫調整係長は原則として野生いのしし防疫対策拠点に常駐し、山中での防疫作業に係る班やグループと作業の流れ、担当業務、捜索ルートおよびスケジュール等について確認・連絡調整を行う。防疫措置の状況等については、現地防疫対策班長を通じて現地総務グループへ定期的に報告する。

６　家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）

（１）移動制限区域内の制限

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における①と畜場（食肉加工場を除く）における豚等のと畜、②家畜市場等の豚等を集合させる催物③放牧を停止する。また、移動制限区域内のと畜場、家畜集合施設に対し、期限（移動制限区域の解除を目安）を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて必要な消毒設備を設置させるものとする。

（２）と畜場の再開

ア　再開の要件

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、次の要件のいずれにも該当する場合には、事業を再開させることができる。なお、と畜場でアフリカ豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

（ア）車両消毒設備が整備されていること。
（イ）生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
（ウ）定期的に清掃・消毒をしていること。
（エ）衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
（オ）再開後の遵守事項を遵守する体制が整備されていること。

イ　再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

（ア）作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

（イ）車両の出入り時の消毒を徹底すること。

（ウ）豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

（エ）移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。

（オ）移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること。

（カ）搬入した豚等について、と畜場法に基づき、と殺解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

（キ）搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。

（ク）豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

7　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２）

野生いのししでアフリカ豚熱の感染が確認された場合においても、消毒ポイントに係る作業は、豚等での発生に準じた防疫対応となる。

県防疫指導班は、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の病性の判定後、速やかに、市町、管轄の警察、道路管理者等の協力を得て、ウイルスの拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

設置期間は、移動制限区域の解除を目安とするが、ウイルスの浸潤状況等に応じて、動物衛生課と協議の上、適宜見直す。

具体的な消毒ポイントの設置場所については、①山道・道路網の状況、②人・一般車両の通行量、③畜産関係車両の通行量、④山、河川等による地域の区分といった事情を考慮し、陽性となった個体の確保地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に選定する。また、豚等において発生があった場合は、その都度、設置場所を見直す。

消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて、一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の配置等を工夫する。特に、畜産関係車両や防疫関係車両、山林内作業者、狩猟関係者等山中作業に従事する者の車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、県防疫指導班は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを複数か所

設置する等の措置を講じる。なお、陽性となった個体の確保地点周辺の山道等に消毒ポイントを設置する場合は、ウイルスの野生いのししへの拡散を防ぐため、当該地点を通過する人の消毒を徹底する。主として、人の消毒について対応する消毒ポイントについては、1か所当たり常時1～2名での配置を基準とするが、山道等については、日常的に通行する者に対して十分な説明・案内を行った場合に限り人員を常時配置しないなど、状況に応じた設置とする。

8　ウイルスの浸潤状況の確認等

（1）ウイルスの浸潤状況の確認

ア　野生いのししにおける検査等（法第31条第2項）

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、野生いのししが確認された地点および感染源となり得る地点を中心とした半径10km以内の区域において、死亡した野生いのしし及び捕獲個体について、少なくとも22日間、原則として遺伝子検出検査を実施する。

特に、野生いのししが確認された地点を中心とした半径3km以内の区域では、浸潤状況の迅速な把握と感染源の排除を図るため、関係機関が連携して死亡個体を積極的に捜索し、遺伝子検出検査を実施する。また、必要に応じて動物衛生研究部門へ検体を送付し、血清抗体検査を行う。死亡個体については、原則として焼却または埋却により適切に処理する。

また、これらの区域に隣接する地域では、野生いのししの捕獲を推進し、感受性動物の個体数削減を図る。その際には、可能な限り防護柵等を設置し、囲い込みを行う。また、これらの措置は必要に応じて病性判定前であっても実施可能とする。なお、感染拡大の状況等により、実施期間である「少なくとも22日間」については、専門家意見を踏まえ、当面継続とすることができる。

イ　豚等における検査

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養する者に限る）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、遺伝子検出検査を実施する。なお、これらの措置は、必要に応じて、病性の判定前に実施することができる。また、移動制限区域内において、新たに野生いのししで陽性が確認された場合には、既に当該豚等の検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、動物衛生課と協議の上、新たな豚等の検査の実施を省略することが可能である。

（２）周辺の野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

現地防疫対策班は、（１）により発見した死亡いのしし及び捕獲された野生いのししについて、遺伝子検出検査の結果を待たずに、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒を行う。併せて、当該いのししが確認された地点の消毒を徹底する。

（３）飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

現地防疫対策班は、移動制限区域内を中心に豚等を飼養する農場の飼養衛生管理の状況を確認し、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守しておらず、直ちに改善しなければ、アフリカ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、愛媛県飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を提示することにより、改善する旨の勧告を行う。

ア　衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項

イ　衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散防止の方法に関する事項

なお、勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、愛媛県飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第６章　その他

１　種豚など遺伝的に重要な豚を含め、畜産関係者の保有する豚等について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種豚の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。

２　県防疫指導班は、防疫措置の完了後も、豚等の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。また、豚等の所有者、市町、関係団体等に疫学調査の結果、豚等の再導入に向けた手続等について情報提供を行う。

３　野生いのししの感染確認検査（法第31条第２項）の規定については、令和３年４月１日から施行するものとする。

参考資料１　豚熱の予防的ワクチン

（１）豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

　このため、豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの使用については慎重に判断する必要がある。

（２）国は、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染の防止が困難と認められる場合には、県知事による法第６条に基づく予防的ワクチン接種命令（以下「接種命令」という。）の実施を認める。

（３）県は、（２）の接種命令に基づく家畜防疫員による接種のほか、次に掲げる者による接種を行わせることができる。

① 県が適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む。以下「知事認定獣医師」という。）

② 県が飼養衛生管理基準の遵守、ワクチン管理体制等に係る要件を満たすと判断して認定する農場（以下「認定農場」という。）において、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して都道府県知事が登録する飼養衛生管理者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）

（４）県は、知事認定獣医師が（３）の①の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行っていた農場に対して、（２）の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣医師若しくは登録飼養衛生管理者による接種を行わせるものとする。

（５）県は、認定農場又は登録飼養衛生管理者が（３）の②の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該認定農場の認定及び当該登録飼養衛生管理者の登録又はそのいずれかを取り消すものとする。これにより、ワクチン接種が困難となった場合にあっては、当該農場に対し（２）の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

（６）国及び県は、ワクチン接種した豚等の安全性について、正確かつ適切な情報の提供を行うとともに、不適正な表示に対し適切に指導を行う。国は、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染の防止が困難と認めた場合には、法第６条に基づく予防的ワクチン接種命令（以下「接種命令」という。）の実施を認める。

（７）県では、令和３年 10 月１日から初回ワクチン接種を実施し、県内の飼養豚等へ継続接種を実施している。

ア　接種区域

（ア）ワクチン接種推奨地域の設定

国は、専門家の意見を踏まえ、①野生いのししにおける豚熱感染状況、②農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）を考慮し、豚熱感染野生いのししから豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

（イ）ワクチン接種区域の告示

知事は、法第６条に基づき家畜の所有者に対し、家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずることを告示し、その際にワクチン接種区域（法第６条第２項において準用する法第５条第２項に基づき知事が設定する、接種命令を実施する区域並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行う区域をいう。以下同じ。）を設定する。

（ウ）豚熱ワクチンの使用の許可（法第 50 条）

知事は、知事認定獣医師、認定農場に所属する登録飼養衛生管理者に対し、法第 50 条に基づく豚熱ワクチンの使用の許可ができる。

イ　ワクチン接種区域の設定の見直し

国は、豚熱の発生状況や豚熱感染いのししの確認状況等に応じ、随時ワクチン接種推奨地域の範囲を見直し、県は、国の接種推奨地域の見直し等を受け、接種区域の設定の見直しを検討することとし、見直しをする場合には国の確認を受ける。

ウ　対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、県は、畜産の用に供される豚等と隔離されることが明らかな試験研究用の豚等については、動物衛生課に報告の上、接種の対象から除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

エ　接種区域における遵守事項

（ア）飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画等の事項について、管轄家保に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都度、届出を行う。

（イ）ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員、知事認定獣医師、登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、ワクチン接種プログラムに基づき接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。

（ウ）豚等の管理

接種農場は、ワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等の全てについて、出生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及び豚熱ワクチンの接種歴を記録する。

（エ）移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を行う。

a　生きた豚等

b　当該農場で採取された精液等（ワクチン接種前に採取され区分管理されていたものを除く。）

c　豚等の死体

d　豚等の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ）

e　敷料、飼料及び家畜飼養器具

（オ）移動の管理の方法

a　生きた豚等（と畜場出荷を除く。）、精液等、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、接種区域内の農場等への移動・流通に限る。

b　焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。

① 飼養されている豚等に臨床的に異状がない。

② 接種区域外の焼却施設その他移動先の施設において、豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されている。

③ 移動に当たって、車両消毒、移動対象物からの周辺環境等への汚染の防止等、豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、接種農場が所在する都道府県により確認されている。

c　生きた豚等のと畜場への出荷は、原則として、接種区域内のと畜場への移動に限定する。

d　生きた豚等の接種区域外のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において、当該接種農場が所在する都道府県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止の実施の確認を要請する。

（８）接種農場の監視

ア　接種農場におけるワクチン接種による免疫付与状況の確認

原則として、少なくとも年１回は免疫付与状況確認検査を受けること。

イ　接種農場における豚等の移動に当たっての確認

接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚の臨床症状の確認を行うとともに、異状が確認された場合には、速やかに管轄家保に届出し、家保の検査を受ける。

（9）と畜場における交差汚染防止対策の実施

接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場については、畜産課が、出荷元となる農場の所在する都道府県からの要請を受け、南予家保に対し、以下の交差汚染防止対策が講じられていることの確認を要請する。

南予家保は、現場確認を行い、畜産課に報告する。

畜産課は、要請した都道府県に、交差汚染防止対策が講じられていることを報告する。この確認が行われない場合には、県は、接種農場からの生きた豚等の移動は認めない。

なお、適切に交差汚染防止対策が講じられている場合には、と畜場におけるウイルスの拡散は防止されることから、と畜場は、ワクチン接種したことのみの理由をもって、接種豚の搬入を拒んではならない。

ア　車両消毒設備が整備されていること

イ　生体受け入れ施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること

ウ　定期的に清掃・消毒が行われていること

エ　車両の出入り時の消毒が徹底されていること

オ　衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って、業務を行っていること

(10) 接種農場における防疫措置等

接種農場において、患畜又は疑似患畜が確認された場合、並びに接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合におけるまん延防止措置については、発生時の防疫対応により実施することを基本とする。

参考資料２　監視プログラムを適用している農場における制限の対象外等

１　と畜場への生きた豚等の出荷

畜産課は、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、防疫措置の完了後に、と畜場（ワクチン接種区域内のと畜場に限る。）へ出荷適期を迎えた以降の豚等を移動させることができる。

（１）豚等の所有者は、原則１か月間の出荷計画を管轄家保に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに管轄家保に報告すること。

（２）管理獣医師又は豚等の所有者は、原則として、出荷前の１週間程度、経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日に出荷予定の豚等の全頭に対して改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家保に報告すること。

（３）家保は、（２）の報告による臨床症状等を確認すること。

（４）（３）で出荷豚群の複数頭で豚熱が否定できない場合があれば、家畜防疫員は農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査（エライザ法））を実施すること。また、畜産課は、必要に応じ、検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に送付すること。

（５）（３）で異状がなければ、管轄家保は、所有者に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。

（６）出荷先のと畜場が所在する南予家保は、当該と畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止及びまん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

２　他の農場への生きた豚等の移動

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、防疫措置の完了後に、他の農場（ワクチン接種区域内の農場に限る。）へ豚等を移動させることができる。

（１）所有者は、原則１か月間の移動計画を管轄家保に事前に提出すること。

（２）移動させようとする豚等がワクチン接種後 20 日を経過しており、移動先の農場に、原則としてワクチン接種後 20 日を経過していない豚等が飼養されていないこと。

（３）県外に移動する場合は、受入れ都道府県に確実に連絡すること。

（４）管理獣医師又は豚等の所有者は、原則として、移動前の１週間程度経時的に臨床症状を確認した後、移動前日に改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて管轄家保に報告すること。

（５）管轄家保は、（４）の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。

（６）（５）で移動豚群の複数頭で 40℃以上の発熱が認められる等豚熱が否定できない場合があれば、農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査（エライザ法））を実施すること。また、必要に応じて、検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に送付すること。

（７）（５）で異状がなければ、所有者に対して移動を許可する旨の連絡をすること。
（８）移動先の農場に監視プログラムを適用すること。

３　他の農場への精液等の移動

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、防疫措置の完了後に、他の農場（ワクチン接種区域内の農場に限る。）へ精液等を移動させ、使用することができる。

（１）精液等を保管する場合は、保管場所において、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）が実施されていること。区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まないこと。また、作業で使用する道具・機材についても、確実に消毒又は滅菌されたものを使用すること。
（２）県外に移動する場合は、受入れ都道府県に確実に連絡すること。
（３）精液については、原則として、採精後の当該豚等について、移動予定日から遡って３日以内に異状の有無、血清抗体検査（エライザ法等）によりワクチン免疫が付与されていること等を確認の上、血液の遺伝子検出検査を実施し陰性が確認されていること。また、検査結果が判明するまでは移動させないこと。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性が確認されていること。
（４）受精卵については、原則として、採卵後、当該豚等について異状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性が確認されていること。

４　他の施設への豚等の死体等の移動

飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを家畜防疫員が確認した監視プログラム適用農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、防疫措置の完了後に、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設等その他必要な施設（ワクチン接種区域内の施設に限る。）に豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具（以下本項において「死体等」という。）を移動させることができる。ただし、これは、当該農場において講じ得る全ての対応を実施してもなお、当該死体等を移動させなければ豚等の飼養の継続が困難になる場合等に限るものとし、特に死体については、移動先を他の農場と交差するおそれがない又は少ない産業廃棄物処理施設とするよう努めること。

（１）移動する際の措置

① 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。

② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。

③ 積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。

④ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。

⑤ 複数の農場を経由しないこと。

⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。

⑦ 移動日を記録し、保管すること。

（２）焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

① 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。

② 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。

③ 死体等の投入完了後は、直ちに、施設等出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

④ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

５　他の施設からの生きた豚等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の導入

以下の要件を満たす生きた豚等並びに精液等、敷料、飼料及び家畜飼養器具については、他の施設から導入することができる。

（１）生きた豚等

① 防疫措置が完了していること。

② 導入しようとする豚等が、ワクチン接種後 20 日以上経過していること。

③ 飼養衛生管理基準に基づき、導入しようとする農場に立ち入る人、車両等について消毒等の措置を徹底すること。特に、当該農場からの退出時においては、病原体の農場外への拡散防止の観点から、消毒等の措置を確実かつ徹底して実施すること。

（２）精液等、敷料、飼料及び家畜飼養器具

飼養衛生管理基準に基づき、導入しようとする農場に立ち入る人、車両等について消毒等の措置を徹底すること。特に、当該農場からの退出時においては、病原体の農場外への拡散防止の観点から、消毒等の措置を確実かつ徹底して実施すること。なお、精液等については、導入の必要性について十分検討の上、やむを得ず導入しなければならない場合を除き、導入を控えること。

６　と畜場における交差汚染防止対策

監視プログラム適用農場からの出荷先となると畜場は、以下に留意し交差汚染防止対策を実施すること。また、当該と畜場が所在する家保はと畜場で講じている措置を確認の上、当該と畜場を利用する車両の運転手その他の関係者にも同様に周知の徹底を図ること。

また、交差汚染防止対策が講じられていることの確認は、少なくとも１年に１回は、管轄家保が確認することとし、当該確認に関する記録を保管する。さらに、出荷元となる農場の所在する都道府県から当該と畜場の交差汚染防止対策が講じられている確認の要請があった場合には、記録に基づき日時、確認者等の確認の実施に関する内容について、書面等により回答する。

なお、適切な交差汚染防止対策が講じられている場合には、と畜場におけるウイルスの拡散は防止されることから、と畜場は、監視プログラム適用農場であるという理由だけで当該農場からの肥育豚等の搬入を拒んではならない。

（１）車両消毒設備の整備

と畜場の出入口及び消毒を実施する場所には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等が整備されており、各車両の消毒が徹底されていることを確認すること。

（２）生体受入れ施設の区別

生体受入れ施設は施設内の他の場所と明確に区別され、生体の搬入場所の清掃・消毒は、生体の搬入前後に必ず実施すること。

（３）定期的な清掃・消毒の実施

ア　原則として、監視プログラム適用農場から搬入する車両が、監視プログラム非適用農場から搬入する車両と動線が交差しないこと。また、牛など他の家畜を含む荷下ろし等の作業において、作業員が原因となった車両の交差汚染が生じないよう、作業者の動線についても注意すること。なお、施設の構造等によりやむ得ず、荷下ろし等の作業において交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、車両及び作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒することとし、その対策について、（５）に掲げる衛生管理マニュアルに記載すること。

イ　監視プログラム適用農場からの出荷豚等を搬入した車両の敷料等の積載物は、消石灰と混合する等消毒を行う又は可能な限り監視プログラム非適用農場のものと区別する等他の車両等の汚染源とならないよう適切に処理・管理し、積載物を下ろした後は荷台を含め車両全体を洗浄・消毒し、当該消毒を実施する場所についても、適宜、洗浄・消毒すること。

（４）車両の出入り時の消毒の徹底

と畜場内へ入退場する監視プログラム適用農場から搬入する車両はもとより、監視プログラム非適用農場から搬入する車両や肉等を搬出する車両等を含めた全ての車両について、入場時及び交差汚染の可能性がある場所での作業終了後に車両の消毒を徹底すること。また、と畜場からの退出時の消毒の徹底を図ること。

（５）衛生管理マニュアルの策定及び適切な実施

衛生管理マニュアルは、（１）から（４）までの管理が適切に行われることについて定められており、従業員が当該マニュアルに従って作業し、交差汚染防止対策が講じられていることをと畜場の管理者等が確認し、記録を行うこと。

（６）その他

ア　車両の運転手がと畜場内において作業する場合には、農場で使用する長靴の使用を避け、専用の長靴を使用すること。また、作業後、直ちに長靴等を洗浄・消毒し、と畜場外では使用しないよう指導すること。

イ　監視プログラム適用農場からの豚等の受入れ専用日時を設定することが有効であることから、原則として専用日時を設定し、調整すること。

７　監視プログラム適用農場に対する報告徴求等について

（１）管轄家保は、監視プログラム適用農場に対して、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ、担当獣医師等と連携して当該農場に立ち入るなど、第三者の視点を活用して、その履行状況を監視すること。

ア　農場で飼養する全ての豚等に対する毎日の健康観察を徹底するとともに、異状が認められた際は速やかに管轄家保に届け出ること。

イ　豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。

ウ　全ての車両・人の入退場時の消毒を徹底すること。

エ　飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体拡散防止措置を徹底すること。

オ　獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体拡散防止措置を徹底すること。

カ　野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼養場所における飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。

（２）管轄家保は、１に加えて、発生後、監視プログラム適用農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、不遵守事項について、可能な限り早期に遵守されるよう指導すること。特に、いのしし等の野生動物の侵入防止や、分娩舎や離乳舎など、ワクチン免疫が成立していない豚を飼養する場所について重点的に指導すること。

（３）法第 52 条に基づく報告徴求において管轄家保が監視プログラム適用農場に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

ア　特定症状の有無

イ　死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（畜舎名及び畜房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

ウ　死産した子豚（出生した子豚）の頭数

エ　分娩した子豚（出生した子豚）の頭数

オ　異常産した母豚の頭数

カ　農場から出荷した豚等の頭数

キ　農場に導入した豚等の頭数

ク　死亡豚等の同居豚等の臨床所見

８　監視プログラム適用期間中に疑似患畜が複数回新たに確認された場合の対応について

監視プログラム適用農場において殺処分等の防疫措置実施後に疑似患畜が複数回新たに確認された場合には、原則として、当該農場の繁殖豚を除く全ての飼養豚等の殺処分を検討する。

９　監視プログラム解除検査を実施する際の留意点について

管轄家保は、拡散状況確認検査に準じて検査を実施すること。

参考資料３　ワクチン非接種区域の発生農場等における防疫措置

１　防疫作業

豚熱発生時の防疫作業は、大きくは飼養豚等全頭の殺処分作業、焼埋却作業（死体の処理、汚染物品の処理）、消毒作業の３つに分けることができる。

防疫作業は、原則として 24 時間体制で実施する。ただし、作業の進捗状況に応じて日中作業へ移行するものとする。作業時間は原則として１クール８時間とし、集合施設における作業前後の着替え等の準備・撤収及び休憩等に要する時間（約２時間）及び作業中の休憩時間（約２時間）を含める。

殺処分は、発生農場における病原体拡散防止措置が完了した後、原則として 24 時間以内の完了を目安とする。また、殺処分した豚の死体処理は 72 時間以内の完了を目安とする。これらの目安時間は、防疫措置に特段の支障が生じない環境下にある、飼養規模 1,000～2,000 頭程度の肥育豚農場を想定したものである。

発生農場等に由来する物品（精液等、豚等の排せつ物、敷料、飼料その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品）は、汚染物品として、原則として焼埋却処理を行う。また、殺処分した豚又は汚染物品が所在した畜舎等については、清掃を実施した後、消毒を行う。

２　と殺の準備

第８のⅡの２と同様

３　と殺（法第 16 条）（現地殺処分・汚染物品処理係）

第８のⅡの３と同様

４　死体の処理の準備

第８のⅡの４と同様

５　死体の処理（法第 21 条）及び汚染物品の処理（法第 23 条）（現地焼埋却班）

（１）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却又は埋却を指示する。当該死体の所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第 21 条第４項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。

（２）家畜防疫員は、本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第 23 条第３項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。

（３）患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、と殺の準備が完了してから 72 時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。

ア　防疫フェンス・埋却運営事務所（埋却地が発生農場の外にある場合）の設置（必要に応じて）

イ　消毒場所（出入り口）の設置

ウ　埋却溝の掘削

エ　埋却溝底面への消石灰散布

オ　必要に応じて法面と底面にブルーシートを設置し、消石灰を散布

※雨天時には、使用する消毒薬の協議を現地防疫調整係長及び防疫作業責任者と行う

カ　埋却作業及び埋め戻し作業

キ　立て看板の設置（様式９）

（４）死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、死体の処理が完了したとみなす。

ア　埋却又は焼却のため死体を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内の全ての死体を密閉容器に入れ終えた時点

イ　化製処理を行った死体を埋却し、又は焼却する場合、全ての化製処理を行った死体を密閉容器に入れ終えた時点

（５）汚染物品の処理について

汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。搬出や、防疫作業動線を考え、現地焼埋却班と協議しながら仮置き場を設置する。

ア　精液等（ただし、精液等にあっては、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

イ　排せつ物等

ウ　敷料

エ　飼料

オ　その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（６）汚染物品は、動物衛生課と協議の上、次の措置が終了した時点で処理が完了したとみなす。

ア　焼却のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点

イ　豚等の排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止及び飛散防止措置を徹底した上で、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点

ウ　スラリー、尿及び汚水の場合、消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを 0.5%添加し、攪拌後、30 分以上経過した時点

（７）埋却のため死体や汚染物品を農場から移動させる場合は、動物衛生課と協議の上、次の措置を講じる。

ア　当該死体を十分に消毒する。（現地農場消毒係）

イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。（現地殺処分・汚染物品処理係）（現地焼埋却班）

ウ　積込み後に車両表面を消毒する。（現地農場消毒係）

エ　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。（現地防疫調整係）

オ　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。（現地移動規制班）運搬車両の運転手は、移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類（様式 10）を携行し、消毒ポイント等で提示し、現地移動規制班は確認の上、通行させる。

カ　死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。（現地焼埋却班）

キ　搬入後は、搬入場所、施設で車両及び資材を直ちに消毒する。（現地焼埋却班）

ク　移動経過を記録し、保管する。（現地焼埋却班）

（８）埋却による処理が困難な場合には、県防疫指導班は動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理（国が所有するレンダリング装置による措置）を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。

焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては（７）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては、（７）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、（３）の場所に行う。

（９）移動式レンダリング装置の利用

適当な埋却地が確保できない場合に備えて、動物検疫所に移動式レンダリング装置が備蓄されていることから、次のとおり装置の利用について準備を行う。

ア　設置前

装置を設置するためのスペースの確保や搬入するための道路幅の確認が必要となる。事前に設置場所の選定、関係部局との調整について準備する。

イ　貸出の手続き・事前準備

県防疫指導班と動物衛生課で協議の上、設置場所の確保、レンダリング処理後の産物処理方法などを調整する。また別に定められた貸出要領に基づく手続きを行う。

ウ　保管場所

（ア）動物検疫所　横浜本所

（イ）動物検疫所　北海道・東北支所　胆振分室

（ウ）動物検疫所　中部空港支所名古屋出張所　野跡検疫場

（エ）動物検疫所　門司支所　新門司検疫場

（10）焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、次の措置を講ずる。（現地焼埋却班）

ア　焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

イ　運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

ウ　死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

エ　死体の焼却又は化製処理工程への投入後直ちに、焼却施設等の出入口運搬物を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。

オ　焼却又は化製処理が完了しエの消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

（11）焼却施設との契約

県防疫指導班は、（一社）えひめ産業資源循環協会との協定に基づき焼却施設の選定を依頼し、選定された焼却施設と契約内容を協議決定、契約を行う。

（12）発生農場における豚等の排せつ物処理について

発生農場の浄化処理施設を稼働させながら豚等の排せつ物の処理を行う場合については、下記の対応が可能である。

ア　発生農場から排出された汚水について、発生農場における患畜等の殺処分が完了するまでの間、曝気槽に達する前の汚水ピット等において塩素消毒（ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムを主成分とする塩素系消毒薬を比較的高濃度（200 倍希釈）で散布することをいう。以下同じ）する。塩素消毒後は、塩素を中和する。

イ　屋外にある曝気槽等の施設に係る封じ込めについては、検査用の水（発生農場における患畜等の殺処分が完了した時点から曝気槽の水利学的滞留時間が経過した時点において放流槽から放流されていない浄化処理後の水であって、放流槽において塩素消毒されていないものをいう。）を検体とした RT-PCR 検査で陰性が確認されるまでの期間、ブルーシート等で曝気槽等の開口部を被覆する。

ウ　イにもかかわらず、イの封じ込めを行っている期間に浄化処理後の水を放流する場合は、放流の都度、放流前の放流槽等において塩素消毒する。なお、必要に応じて塩素を中和するなど、放流先の水系の環境に影響がないよう留意する。

エ　余剰汚泥を廃棄する際は、バキュームカー等の密閉できる容器内で消毒する。

６　畜舎等の消毒（法第 25 条）（現地農場消毒係）

第８の６と同様

７　畜舎等における殺鼠剤の散布等（現地農場消毒係）

第８の７と同様

８　豚等の評価（現地評価係）

第８の 10 と同様

９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）

（１）制限区域の設定

県防疫指導班は豚熱のまん延防止のため、以下のとおり制限区域を設定する。

ア　移動制限区域

（ア）県防疫指導班は、豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３km 以内の区域について、家畜等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、病性判定前であっても豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

（イ）県防疫指導班は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかである場合、又は疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、国と協議の上、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径３km を超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する本県全体又は本県を含めた近隣県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

イ　搬出制限区域

県防疫指導班は、原則として、発生農場を中心とした半径 10km 以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。なお、（１）のイの場合には、移動制限区域の外縁から７km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（２）家畜市場又はと畜場で発生した場合

県防疫指導班は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア　当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径１km 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ　当該豚等の出荷元の農場を中心として、原則として（１）及び（２）と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域を設定する。

（３）制限区域の設定方法

ア　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域内の外縁の境界は、市町等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

イ　制限区域が複数県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

ウ　制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

（ア）制限区域内の豚等の所有者、市町及び関係機関への通知

（イ）報道機関への公表等を通じた広報

（ウ）主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

（４）豚等の所有者への連絡

県防疫指導班が設定した制限区域について、現地検診係は速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、FAX 等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

また、現地検診係（家畜防疫員）は、連絡時に併せて制限区域内の農場情報（現在の飼養頭数、豚等の健康状態、豚等の出荷先や出荷予定など）の聞き取りを確実に行い、その結果を県防疫指導班へ連絡する。

（５）制限区域内の農場への指導

ア　現地検診係（家畜防疫員）は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。

イ　法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。なお、同条の規定に基づく報告徴求において、現地検診係が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、この他に必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求める。

（ア）死亡した豚の頭数、死亡豚がいる場合には、死亡豚の位置（畜舎名及び畜房の位置)、日齢又は体重、死亡した原因として考えられること

（イ）死産した子豚の頭数

（ウ）分娩した子豚の頭数

（エ）異常産した母豚の頭数

（オ）農場から出荷した豚の頭数

（カ）農場に導入した豚の頭数

（キ）死亡豚の同居豚の臨床所見

ウ　豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても入出場の回数を最小限にする。

エ　全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底する。

オ　飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録する。

（６）制限区域内の関係者への指導

現地検診係（家畜防疫員）は、次にあげる事項について関係者への指導を行うとともに、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

ア　獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底する。また、診療車両の農場敷地

内への乗入れ自粛等の病原体拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録する。

イ　死亡獣畜取扱場、と畜場における入退場車両の消毒を徹底する。

ウ　野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼養場所における飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管する。

（7）野生鳥獣部局への協力要請

県防疫指導班は、自然保護課等の野生鳥獣担当課に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものも含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼する。

（8）制限区域の変更

県防疫指導班は、発生状況等から移動制限区域外での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

また、発生状況、周辺農場における清浄性確認及び疫学調査の結果等から、感染拡大が限局的であることが確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径1 km まで縮小する。この場合、併せて、移動制限区域の外縁から7 km 以内の区域を搬出制限区域として設定する。

（9）制限区域の解除

県防疫指導班は、制限区域が、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。なお、分離されたウイルスの性状、病原性等から、豚等が明確な臨床症状を示さない場合等においては、必要に応じて、清浄性確認検査の後、移動制限区域の解除前に検査を追加する。

ア　移動制限区域

（ア）移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後、17日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで17日以上要すると考えられる場合は、30日を超えない範囲内で国と協議して定める日）が経過した後に実施する清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

（イ）移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

イ　搬出制限区域

清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

（10）制限の対象

移動制限区域及び搬出制限区域の対象は、

ア　生きた豚等

イ　移動制限区域内で採取された精液等（病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採材され、区分管理されていたものを除く。）

ウ　豚等の死体

エ　豚等の排せつ物等

オ　敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

（11）制限の対象外

ア　移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷

（ア）次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

① 当該農場について、発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

② 出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って 3 日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性と確認されていること。

（イ）豚等の移動時には、次の措置を講ずる。

① と畜をする当日に移動させる。

② 移動前に、臨床的に農場の豚等に異状がないか確認する。

③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

④ 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。

⑤ 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に進入しない。

⑥ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

⑦ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑧ 移動経過を記録し、保管する。

（ウ）と畜場へ出荷する農場の要件及び出荷のための遺伝子検出検査の検体数については次のとおりとする。

① 家畜の所有者等は、出荷計画及び搬入経路（原則、他の農場付近の通行を避け、他の畜産車両が利用しないルートを設定すること。）を現地検診係に提出する。

② 現地検診係は、出荷日から遡って 3 日以内に出荷豚から 25 頭（25 頭に満たない場合は全頭）を抽出して遺伝子検出検査を実施し、当該結果により、出荷の許可を行う。

③ 家畜の所有者等は、出荷前日に、過去１週間の農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態（食欲不振、元気消失、流死早産、肺炎、治療状況等）、出荷前日の出荷豚の健康状態、体温測定し、現地検診係に報告する。

④ 家畜の所有者は、出荷当日、出荷予定の畜房の豚の健康観察を行い記録し、保管すること。異状がない場合は、出荷し、死亡、元気消失、うずくまり等、豚の異状があった場合は、速やかに現地検診係に連絡し、必要な検査を受ける。

⑤ 家畜の所有者は、農場に動力噴霧器を設置し、豚の積込み前後の荷台及び車両全体の消毒、運搬車両の入退場時の消毒を徹底する。

⑥ 出荷豚を載せた車両は、移動制限区域内に設置された臨時消毒ポイントを通り、家畜防疫員による臨床検査及び車両の消毒状況の確認をうける。

⑦ 移動制限除外証明書（様式 10）を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。

イ　搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷

（ア）搬出制限区域内の農場の豚等について、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させる。この場合、当該出荷前に現地検診係（家畜防疫員）による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

（イ）県防疫指導班は、搬出制限区域内の農場の豚等を搬出制限区域外のと畜場に出荷させる場合には、当該と畜場を所管する都道府県の畜産主管課に対し、出荷する前日までに出荷農場の情報（出荷者氏名、住所及び出荷頭数）を提供する。

（ウ）出荷直前の臨床検査を行う現地検診係（家畜防疫員）は、出荷先のと畜場に対して、臨床検査を行った結果、異状が無かった旨を記載した検査証明書を発行し、出荷者に対して、出荷豚等をと畜場に搬入する際に、当該証明書を当該と畜場に提出するよう指示する。

（エ）移動制限除外証明書（様式 10）を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。

ウ　制限区域外の豚等のと畜場への出荷

県防疫指導班は、制限区域外の農場の豚等について、動物衛生課と協議の上、事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ　制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

県防疫指導班は、発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、現地検診係（家畜防疫員）が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体及び敷料、飼料、排せつ物等について、動物衛生課と協議

の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動をさせることができる。

現地検診係（家畜防疫員）は、移動前に当該農場の豚等に異状がないか確認するとともに、家畜の所有者等に、移動時の措置、焼却、化製処理又は消毒をする場合に講じる措置について、次のとおり指導する。

（ア）移動時

① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

④ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

⑥ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する移動制限除外証明書（様式 10）を携行し、消毒ポイント等で提示する。

⑦ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑧ 移動経過を記録し、保管する。

（イ）焼却、化製処理又は消毒時

① 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

② 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

③ 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設等の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

（ウ）制限区域外の豚等の死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体、豚等の排泄物等、敷料、飼料等について、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、エの（イ）の①から③までの措置を講ずる。

（エ）移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

（12）家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条・第 33 条・第 34 条）

ア　移動制限区域内の制限

（ア）県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

① と畜場（食肉加工場を除く。）における豚等のと畜

② 家畜市場等の豚等を集合させる催物

③ 豚等の放牧

（イ）県防疫指導班は、移動制限区域内のと畜場等の家畜集合施設に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

イ　搬出制限区域内の制限

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。

（13）と畜場の再開

ア　再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

（ア）車両消毒設備が整備されている。

（イ）生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されている。

（ウ）定期的に清掃・消毒をしている。

（エ）衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っている。

（オ）イの事項を遵守する体制が整備されている。

イ　再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

（ア）作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用する。

（イ）車両の出入り時の消毒を徹底する。

（ウ）豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らない。

（エ）移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒する。

（オ）移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をする。

（カ）搬入した豚等について、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づき、と殺解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分する。

（キ）搬入した豚等は、農場ごとに区分管理する。

（ク）豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存する。

(14) 豚等の集合を伴わない催物等に関する事項

豚等の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、豚熱のまん延防止を図ることが可能であることから、県防疫指導班は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、豚熱が発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

10　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２等）

第 12　消毒ポイントの設置（法第 28 条の 2 等）（アフリカ豚熱）と同様

11　移動制限区域内の周辺農場の検査

（１）発生状況確認検査

現地検診係は、豚熱の発生が確認された場合には、原則として 24 時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を 6 頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、次により検査を実施する。なお、密集地域の複数の農場で短期間に発生が続発し、防疫措置及び疫学調査に支障が生じる場合には、既に発生状況確認検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、新たな検査の実施を省略することが可能である。

ア　臨床検査

イ　血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査

アの際、一定頭数について、血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）、遺伝子検出検査及び血清抗体検査を実施する。

（２）清浄性確認検査

現地検診係は、移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後、豚熱は 17 日が経過した後に、（１）と同様の検査を行う。

（３）（１）及び（２）における血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査のための採材頭数及び検査方法

農場ごとの採材頭数は、95%の信頼度で 10%の感染を摘発することができる数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも 30 頭（各畜舎から無作為に少なくとも 5 頭）とし、畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材する。なお、採材は、異常豚

から行い、そのような豚等が認められない場合は、健康な豚等から無作為に採材する。

（４）疫学関連家畜又は（２）の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

ア　疫学関連家畜の検査で陽性が確認された場合

エライザ法での陽性が確認された場合は、中和試験を実施するとともに、現地検診係（家畜防疫員）が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行う。検査結果を動物衛生課に報告する。

イ（２）の検査で異状又は陽性が確認された場合

必要な検体を動物衛生研究部門に送付するとともに、動物衛生課に報告する。

（５）検査員の遵守事項

（１）及び（２）の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。

ア　発生農場の防疫措置に従事した日から７日を経過していない者は、（１）及び（２）の調査又は検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を３日まで短縮できるものとする。

イ　車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。

ウ　該当農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。

エ　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

オ　立ち入った農場の豚等について異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の豚等が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

12　家畜の再導入

（１）家保による立入

家保（家畜防疫員）は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の１か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、次に掲げる要件についても確認を行う。

ア　農場内の消毒を、と殺終了後１週間間隔で３回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。

イ　農場内の飼料、排せつ物等に含まれる豚熱ウイルス又はアフリカ豚熱ウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。

ウ　飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

（２）清浄を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）の導入

ア　清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等を導入するよう当該農場を指導する。

イ　管轄家保は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後２週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。

ウ　あわせて、移動制限区域の解除後、少なくとも３か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

エ　管轄家保は、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家保に届け出るよう指導する。また、再導入後３か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも１年間、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を四半期ごとに管轄家保に報告するものとする。当該検査で、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合には、改善されるまで指導等を行う。また、必要に応じて、法第 12 条の５に基づく指導及び助言を行う。

オ　モニター豚は、原則として、１畜舎当たり 30 頭以上配置するが、配置の際には、畜産課は、動物衛生課と畜舎内で偏りがないよう事前に協議する。

カ　家保は、モニター豚を導入した日から 14 日後に、全ての畜舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、豚熱の発生として扱わず、直ちに農場内のモニター豚の全頭を殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する。

キ　家保は、導入農場に対し、モニター豚の陰性を確認後、豚等を段階的に導入するよう指導する。また、導入後は飼養衛生管理基準の遵守状況について定期的に確認し、必要に応じて指導する。

様式１　異常豚の届出を受けた際の聞き取り様式

No.

異常豚の届出を受けた際の聞き取り様式

通報受理者：　　家保、

通報受理日時：令和　　年　　月　　日　　：

Ⅰ．通報報告時に確認する事項

１．農場情報

農場住所（番地まで正確に）	
農場名等	農場名 届出者 電話番号（携帯）
飼育豚の種類	繁殖豚　・　肥育豚　・　種雄豚　・　育成豚・ 子豚　・　その他（　　）
飼養頭数	全　　頭（　／　現在） 繁殖豚　頭、肥育豚　頭、種雄豚　頭、 育成豚　頭、子豚　頭、その他　頭
豚舎数	
飼養形態（構造）	開放　・　無窓　・　その他（　　） 平床式・スノコ式・発酵床式 （　　頭／マス）
導入月齢　・　導入県	導入月齢　： 導入県　：
平均死亡頭数/日（過去1週間の平均）	農場全体平均　　頭/日 同一（異常豚確認）豚舎平均　　頭/日
出荷（自粛）先の状況	県外　： 県内　：
ワクチン接種履歴	ワクチン接種歴　有　・　無 （種類：　　）

２．通報の内容（死亡頭数、異常豚が確認された豚舎数、異常確認日時等を含む）

いつから？

どんな症状？（外観など）

異常豚が確認された豚舎名（豚舎数、飼育ステージなど豚舎情報）

直近の死亡頭数		同一豚舎	農場全体（又は他の豚舎）	異常豚の状況（死亡以外の異状）
本日	（　／　）	頭	頭	
昨日	（　／　）	頭	頭	
一昨日	（　／　）	頭	頭	
	（　／　）	頭	頭	
	（　／　）	頭	頭	
	（　／　）	頭	頭	
	（　／　）	頭	頭	

異常豚の状況 （集まって死亡しているか、豚舎内の位置等）	
病歴、診療、投薬履歴	
その他（管理状況の変化など、農家が考えられる原因）	

異常内容（該当する症状等にチェック）

□ 発熱（　　℃）　□元気消失　□食欲減退　□便秘　□下痢　□結膜炎（目やに）
□削痩・被毛粗剛・発育不良　□異常産の発生　□歩行困難　□後躯麻痺　□けいれん
□耳翼、下腹部及び四肢等の紫斑　□複数頭確認　□死亡
□その他（　　）

３．家保から当該農家等への指示の内容（指示した事項にチェック）

□ 農場で飼っている全ての豚は、農場からの移動を自粛して下さい。
□ 農場の出入口を１か所にし、農場及び防疫関係者以外は立入りをさせないで下さい。
□ 農場外に物を持ち出さないで下さい。外出する際、適切な消毒等を行って下さい。
□ 異常豚の排せつ物、敷料等は、他の豚と接触しないようにして下さい。

Ⅱ．農場立ち入り後に確認する事項（立入検査の結果）

臨床症状（通報から家畜防疫員到着までの異常豚は増加しているか等）

検査（血液検査等）の結果

剖検所見

管理失宜の有無（温度、空調、給餌、給水等）

Ⅲ．豚等の移動履歴 （豚熱においては過去28日間、アフリカ豚熱においては過去22日間）

豚等の移動履歴

有 ・ 無
（ / ） （ / ） （ / ）

人・車両等の移動履歴

有 ・ 無
（ / ） （ / ） （ / ）

堆肥の移動履歴

有 ・ 無
（ / ） （ / ） （ / ）

精液及び受精卵の移動履歴

有 ・ 無
（ / ） （ / ） （ / ）

その他、参考となる事項（周辺農場の戸数（3㎞、10㎞）、周辺農場の豚等の様子など）

Ⅳ．連絡等の時刻

農家等→家保の通報	時 分
家保→畜産課への通報	時 分
家保出発（出発前に畜産課へ連絡）	時 分
農場到着（到着したら畜産課へ連絡）	時 分
検査の実施（家保→畜産課へ連絡）	
□剖検	開始（予定）： 時 分、 判定（予定）： 時 分
□血液検査	開始（予定）： 時 分、 判定（予定）： 時 分
□PCR	開始（予定）： 時 分、 判定（予定）： 時 分
□リアルタイムPCR	開始（予定）： 時 分、 判定（予定）： 時 分
□FA	開始（予定）： 時 分、 判定（予定）： 時 分
□ELISA	開始（予定）： 時 分、 判定（予定）： 時 分
都道府県→国の連絡（立入検査結果）	時 分

様式２　異常豚報告書

（豚熱指針別記様式７、アフリカ豚熱指針別記様式１）

異常豚の届出を受けた際の報告

愛媛県〇〇家畜保健衛生所

１　　届出受理年月日時間：　　年　　月　　日　　時　　分

２　　届出者

氏　　名：　　（職　　業：　　）

住　　所：　　（電話番号：　　）

３　異常豚の所在

所　在　地：　　（電話番号：　　）

所有者氏名：

４　届出事項

（畜種別、繁殖、育成又は肥育等の用途別に聴き取ること。）

飼養頭数：

うち異常頭数：

５　おおまかな症状、病歴及び診療履歴等：

６　既に講じた措置：

７　その他関連事項（疫学情報等）：

８　届出者への指示事項：

９　届出受理者氏名：

10　処置

（１）通報（時間）

所長：　　都道府県畜産主務課：

（２）現地調査

氏名：　　出発時間：

様式３　現地調査票

（豚熱指針別記様式 8、アフリカ豚熱指針別記様式２）

異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

1　現地調査　　日時：　年　月　日　時　分

2　豚等の所有者　　住所：
畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
氏名：

3　農場従業員数及び農場管理責任者名：

4　家畜種及び飼養形態：

5　飼養頭数：

6　病畜頭数：

7　症状、病変及び病歴（経時的に詳細に記載）：

8　病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：

9　当面の措置状況（検体送付後の措置等）：

10　過去 28 日間※に当該農場に出入りした豚等の履歴：

11　過去 28 日間※に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲
（１）人（獣医師、人工授精師）：
（２）車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両）：

12　堆肥の出荷先：

13　精液及び受精卵の出荷先：

14　その他参考となる事項（周辺農場の戸数（３ｋｍ、10ｋｍ）、周辺農場の豚等の様子等）：

※豚熱は 28 日間、アフリカ豚熱は 22 日間を記載

様式４　病性鑑定依頼書

（豚熱指針別記様式９、アフリカ豚熱指針別記様式３）

病　性　鑑　定　依　頼　書

年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長　殿

依頼機関代表者・氏名

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

1　動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む。）

2　鑑定材料（種類及び数量を含む。）

3　鑑定目的
豚熱（アフリカ豚熱）※の診断

4　発生状況
別添のとおり（別記様式３（別記様式２）※を添付）

5　連絡先

6　その他特記事項

※アフリカ豚熱の場合はカッコ内を記載

様式５　と殺指示書

（豚熱指針別記様式 11、アフリカ豚熱指針別記様式５）

と　殺　指　示　書

番　　号
年　月　日

○○　殿

○○家畜保健衛生所
家畜防疫員○○（印）

あなたが所有する（管理する）次の豚等は、豚熱※の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 16 条第１項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

豚等の所在する場所

豚等の種類、頭数及び耳標番号

記

１　と殺を行う場所

２　と殺の方法

３　そ　の　他

（備　考）
１　この指示については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることはできません。
２　この指示に違反した場合には、３年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。
３　この指示によりと殺された豚等については、家畜伝染病予防法第 58 条第１項及び第２項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。
　ただし、豚熱等の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

※豚熱又はアフリカ豚熱を記載

様式６　殺処分命令書

（豚熱指針別記様式 12）

殺処分命令書

番　　号
年　月　日

○○　殿

愛媛県知事
○○　○○

あなたが所有する（管理する）次の豚等は、豚熱の疑似患畜と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記により殺すべき旨を命じる。

なお、殺処分の実施を期限までに行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときには、法第 17 条第 3 項の規定に基づき、期限を待たずに家畜防疫員が殺処分を実施する。

豚等の所在する場所:愛媛県○○市○○町○○－○○－○

記

１．　殺処分の対象（対象となる豚等の日齢の考え方、頭数等）
（１）　○号畜舎で飼育される○から○日齢の豚○頭
（２）　防疫措置が完了するまでの間に新たに生まれてくる予定の豚、全頭

２．　殺処分の実施期限
○年○月○日（ただし、１（２）の豚については、この限りでなく、出生してから１週間以内に殺処分すること）

３．　殺処分を行う場所
豚等の所在する場所と同一

４．　殺処分の方法（薬殺/電殺/ガス殺）
薬殺、電殺、ガス殺

５．　その他

（備考）

１．この指示については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることはできません。

２．この指示により殺処分された豚等については、法第 58 条第 1 項の規定により手当金が交付されます。
ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

様式７　患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書

患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書

年　　月　　日

○○○○　様

○○家畜保健衛生所
家畜防疫員○○○○　印

あなたが所有する（管理する）下記の家畜は、豚熱※の患畜（疑似患畜）と決定されましたので、家畜伝染病予防法第21条第１項の規定に基づき、下記により当該死体を埋却（焼却）することを指示します。

記

１　家畜の所在する場所

２　家畜の種類、頭数

※豚熱又はアフリカ豚熱を記載

様式８　汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書

汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書

年　月　日

○○○○　様

○○家畜保健衛生所
家畜防疫員○○○○　印

あなたが所有する（管理する）下記の物品は、豚熱※の病原体に汚染し、又は汚染したおそれがあると認められるので、家畜伝染病予防法第23条第１項の規定に基づき、下記のとおり適切に措置してください。

また、措置に際しては、家畜防疫員の指示に従ってください。

記

１　措置の対象農場

所有（もしくは管理）者住所：
畜舎所在地：
所有（もしくは管理）者氏名：

２　物品の措置

対象物品の内訳および措置の方法は下記のとおりとします。

物品No.	品　目	数　量	所在場所	措置方法	備　考
1					
2					
3					
4					

*「措置方法」には、埋却、焼却、消毒等を記入する。

※豚熱又はアフリカ豚熱を記載

様式９　発掘禁止の立て看板

発掘禁止の立て看板

発　掘　禁　止

この場所は、家畜伝染病にかかった汚染物品を埋却した場所なので、発掘を禁止します。許可なく発掘した場合は、家畜伝染病予防法により罰せられます。

1　家畜伝染病名　　豚熱※
2　汚染物品の種類　豚、○○、○○
3　埋却年月日　　年　　月　　日
4　発掘禁止期間　　年　　月　　日から　　年　月　日までの３年間

年　月　日

愛媛県○○家畜保健衛生所長

※豚熱又はアフリカ豚熱を記載

様式 10　移動制限除外証明書

（豚熱指針別記様式13、アフリカ豚熱指針別記様式６）

移動制限除外証明書

番　　号
年　月　日

○○　殿

○○家畜保健衛生所
家畜防疫員○○　印

あなたが所有する（管理する）次の豚等については、次の豚熱※の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第１項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：○年○月○日に愛媛県○○市で発生が確認された豚熱※

記

１．禁止又は制限の対象外となる豚等：精液及び受精卵等　／　死体　／　排せつ物／敷料、飼料及び家畜飼養器具
その他（　　）

２．豚等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：

３．豚等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

（留意事項）

対象豚等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

①　この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
②　運搬には密閉車両を用いる。
③　可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
④　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
⑤　消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
⑥　運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
⑦　移動経過を記録する。

※豚熱又はアフリカ豚熱を記載

様式 11　プレスリリース（案）（疑似）患畜の確認について

（豚熱指針別記様式 10、アフリカ豚熱指針別記様式４）

プレスリリース

年　　月　　日
愛　　媛　　県

豚熱※の（疑似）患畜の確認について

・本日、家畜伝染病である「豚熱※」の（疑似）患畜が県内で確認されました。
・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養豚（いのしし）の移動を自粛しています
なお、豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
・現場での取材は、豚熱等のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いします。

1　農場の概要
所在地：愛媛県○○市○○
飼養状況：○○豚（いのしし）　　飼養頭数　○○頭

2　経緯
（１）○○月○○日、○○から○○である旨、○○家畜保健衛生所に通報がありました。
（２）同日、○○家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、家畜病性鑑定所で実施した遺伝子検出検査で陽性となったため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。
（３）同研究部門による遺伝子解析の結果、豚熱※ウイルスに特異的な遺伝子を確認したことから、豚熱※の（疑似）患畜と判定しました。

3　今後の対応
以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。
（１）「豚熱※に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養されている豚等のと殺、埋却及び移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施する。
（２）移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施する。
（３）感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
（４）国との的確な連携を図る。
（５）感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、国の専門家を受け入れる。
（６）殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を受け入れる。
（７）感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を受け入れる。
（８）生産者に対し、豚熱等の早期発見及び早期通報の徹底を通知する。
（９）関係機関、関係団体等と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4　その他
（１）豚熱※は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染豚の肉を摂取しても人体に影響はありません。
（２）現場での取材は、豚熱等のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
（３）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先
愛媛県豚熱※防疫対策本部
ＴＥＬ/FAX：○○

※豚熱又はアフリカ豚熱を記載

様式 12　動員予定者名簿（動員名簿）

所属等										従事内容（記載可能な場合記入）	作業クール				備考
No.	所属	部	課（室）	県以外	役職	職種	氏名	ふりがな	性別	班/グループ/係名	0日対応	1クール	2クール	3クール	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															